4.4. 公共建築物の経費（普通会計分）

本市では、毎年度、保有する施設の一部について施設カルテを作成しており、最新の各施設の維持管理経費は、施設カルテに掲載しています。

表 4.4-1　カルテ見本

収入			
市の収入	③	利用料等	0
		国・県費	0
		その他	0
	④	繰入金等	0
	合計		0
指定管理者の収入	⑤	指定管理料	0
		利用料等	0
		その他	0
	⑥	市費（一般財源）	0
	合計		0

外観

支出			
市の支出	維持管理経費	人件費	3,745,315
		修繕費	6,069,066
		保険料	463,886
		減価償却費	5,200,000
		維持管理委託料	29,548,910
		敷地借上料	0
		工事請負費	1,228,500
		償還金利子等	0
		その他の経費	0
		① 小計	46,255,677
	運営経費	人件費	0
		光熱水・燃料費	20,954,457
		業務委託料	0
		その他の経費	0
		② 小計	20,954,457
指定管理者の支出	運営経費	人件費	0
		光熱水・燃料費	0
		業務委託料	0
		その他の経費	0
		合計	0
支出合計			67,210,134
市の負担（①+②−③+④+⑤+⑥）			67,210,134
起債償還額			

4.5. 更新費用の試算

平成29年３月に策定した総合管理計画では、当時、総務省から提供されたソフトを活用し、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算しました。それによると、40年間で1,261.5億円、年平均31.5億円となりました。

今回の改訂版では、平成 28 年度から総務省通達により全国の地方公共団体で導入された、「統一的な基準による地方公会計制度」の中で整備が必須である固定資産台帳を基に、本市の施設を維持するために必要な将来更新費用の試算を行いました。

4.5.1.公共建築物の更新費用

次のように仮定した条件に従い、公共建築物の更新費用を試算します。

- 公共建築物は、耐用年数を固定資産台帳に記載されたとおりとし、耐用年数を満了すると建替するものとします。また、大規模改修は、耐用年数の半分で実施します。
- 設計及び施工は複数年度にわたり費用がかかるため、建替期間を３年、大規模改修の修繕期間を２年として、費用を分割します。
- 試算時点で既に建替又は大規模改修の時期を迎えているものは、試算年度に費用が集中しないように、今後10年間で分散して行うものとします。
- 試算時点で耐用年数の85%以上経過しているものは、建替時期が近いため、大規模改修を行わないものとします。
- 建替の費用は、取得価額と同一とし、改修の費用は取得価額の約６割（試算ソフトの標準工事費平均値）とします。

試算の結果、固定資産台帳に登録している建物・建物附属設備をこのまま保有していくには、令和37年までに総額1,327.3億円、１年当たり36.9億円が必要となります。

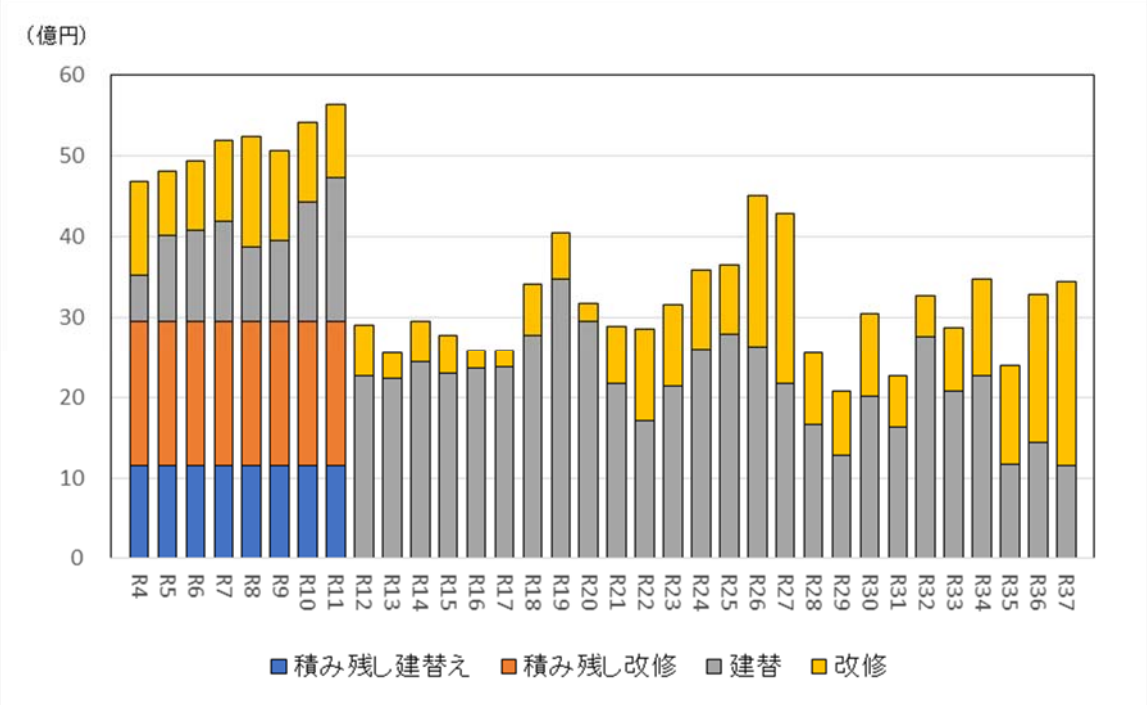

図 4.5-1　公共建築物更新費用の試算

4.5.2. 道路の更新費用

次のように仮定した条件に従い、道路の更新費用を試算します。

- 道路の更新は、舗装の打替えを行い、舗装の耐用年数は10年と設定します。
- 10年間で全舗装の打替えを行うものとし、１年当たり全道路面積の10分の1ずつ実施します。
- 更新単価は本市の工事実績から算出した4,900円/㎡と設定し、道路面積を乗じて更新費用を算出します。
- 道路の更新費用は令和37年までに1,012.4億円、１年当たり28.1億円の費用が必要になると予測されます。

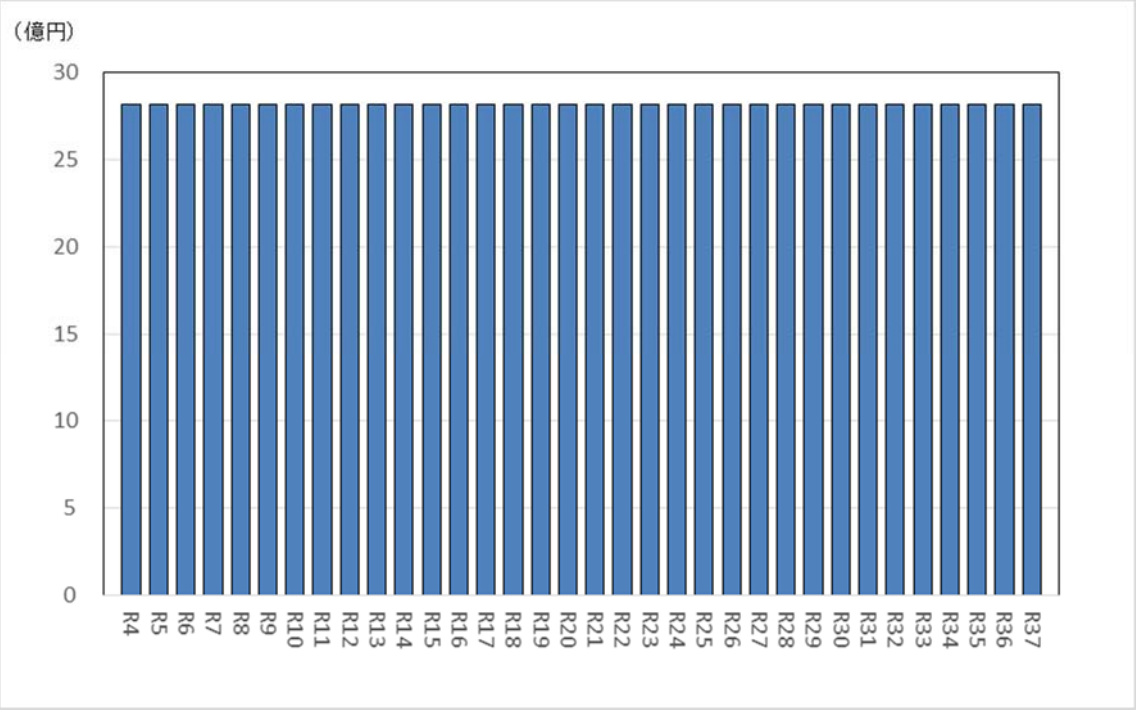

図 4.5-2　道路の更新費用

4.5.3. 橋梁の更新費用

次のように仮定した条件に従い、橋梁の更新費用を試算します。

- 耐用年数は固定資産台帳に記載された年数とし、満了時に取得価額と同額で費用を算出します。
- 取得年月日は固定資産台帳に記載されたとおりとします。
- 試算時に既に耐用年数を過ぎている資産（積み残し）は、令和６年までで均等に工事費用を算出します。

橋梁の更新費用は令和37年までに104.8億円、１年当たり2.9億円の費用が必要になると予測されます。固定資産台帳上では取得年月日不明の橋梁が多く、令和６年までで均等に工事する積み残しの費用が膨らんでいます。

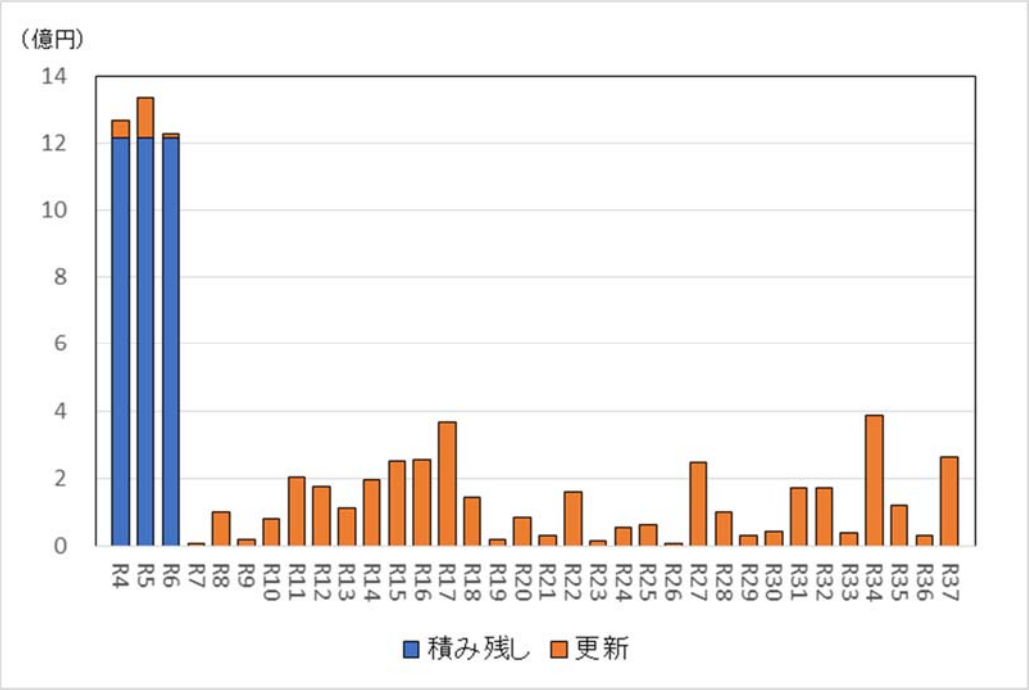

図 4.5-3　橋梁の更新費用

4.5.4.上水道施設の更新費用

次のように仮定した条件に従い、上水道施設の更新費用を試算します。

- 耐用年数は固定資産台帳に記載された年数とし、満了時に取得価額と同額で費用を算出します。
- 取得年月日は固定資産台帳に記載されたとおりとします。
- 試算時に既に耐用年数を過ぎている資産（積み残し）は、令和６年までで均等に工事費用を算出します。

上水道の更新費用は令和37年までで160.1億円、１年当たり4.4億円が必要になると予測されます。また、令和16～27年に更新費用が集中することが予測されています。

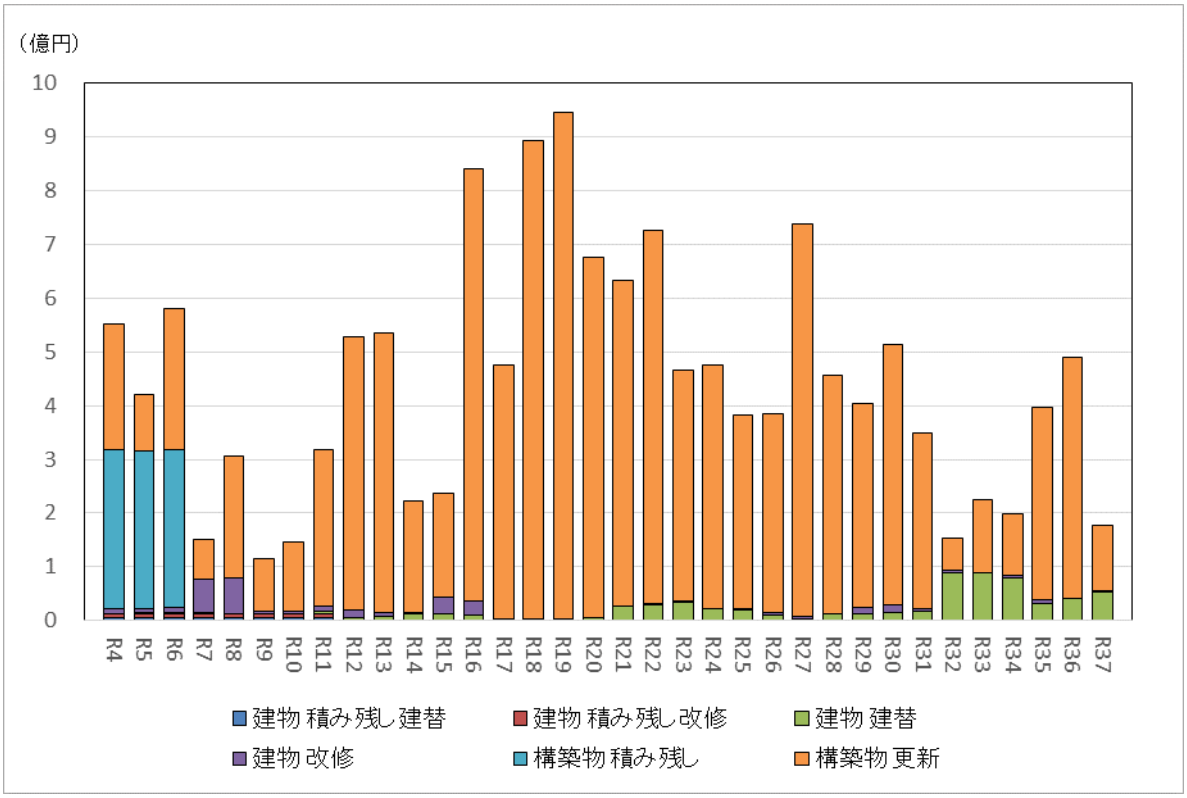

図 4.5-4　上水道施設の更新費用

4.5.5. 下水道施設の更新費用

次のように仮定した条件に従い、下水道の更新費用を試算します。

- 耐用年数は固定資産台帳に記載された年数とし、満了時に取得価額と同額で費用を算出します。
- 取得年月日は固定資産台帳に記載されたとおりとします。
- 試算時に既に耐用年数を過ぎている資産（積み残し）は、令和６年までで均等に工事費用を算出します。

下水道の更新費用は令和37年までにで425.7億円、１年当たり10.6億円の更新費用が必要になると予測されます。また、令和26～35年に更新費用が集中することが予測されています。

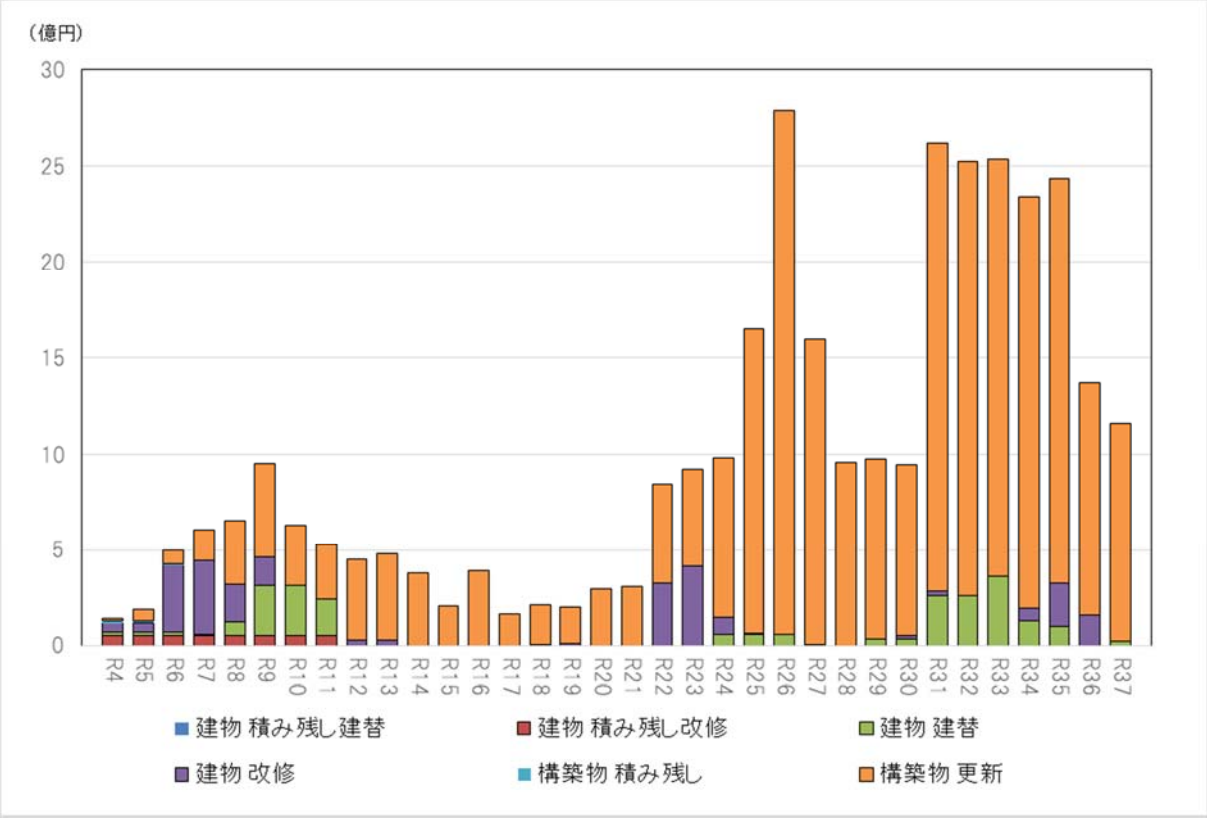

図 4.5-5　下水道施設の更新費用

4.5.6. インフラ施設全体の更新費用

インフラ施設全体では、図4.5-6に示すとおり、令和37年までで1,618.8億円、１年当たり45.0億円の更新費用が必要になると予測されます。

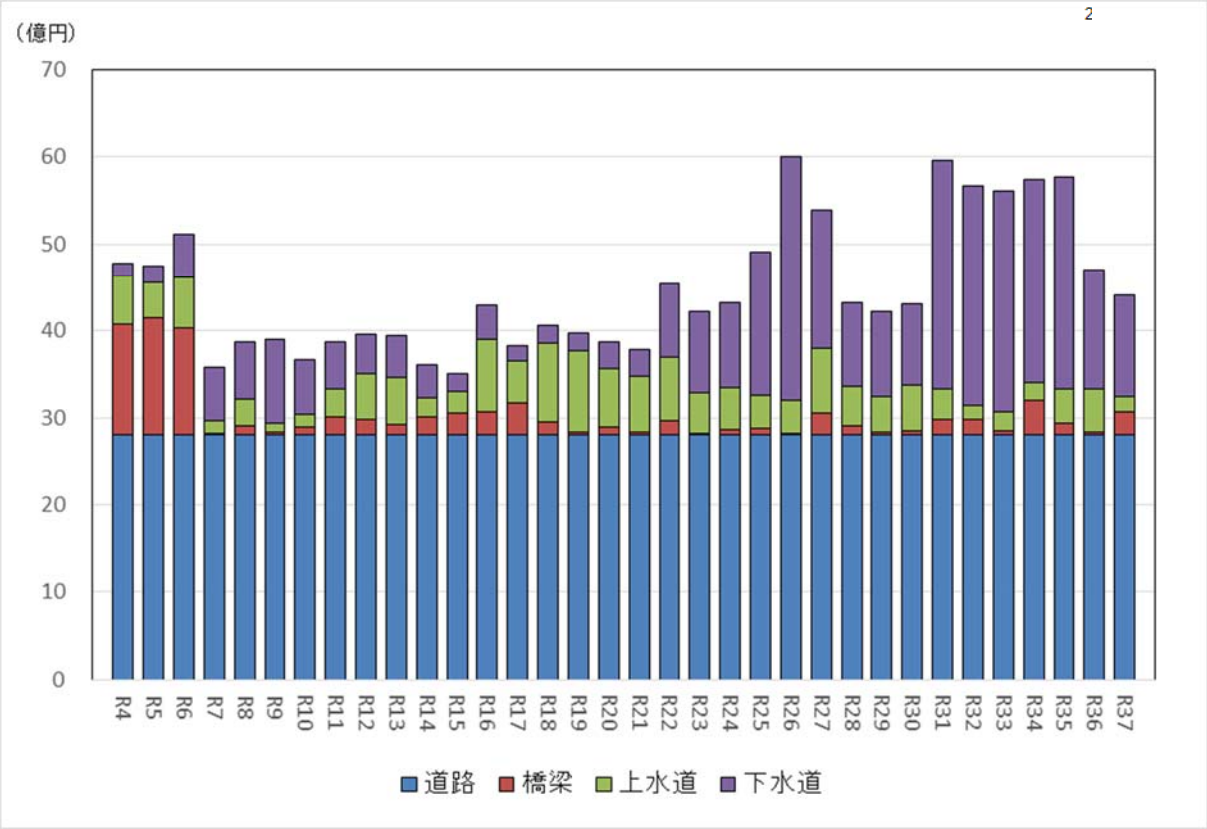

図 4.5-6　インフラ施設全体の更新費用

4.5.7. 公共施設等全体の更新費用

公共建築物とインフラ施設（道路、橋梁、上水道、下水道）とを合わせた公共施設等全体の更新費用の試算結果を図 4.5-7 に示します。

現在保有する公共施設等を削減せず、すべて保有し続ける場合、令和 37 年までで 3,723.7 億円、1 年当たり 93.1 億円の更新費用が必要になると予測されます。ただし、固定資産台帳を用いて試算しているため、物価の上昇等により試算以上に費用がかかる場合があります。

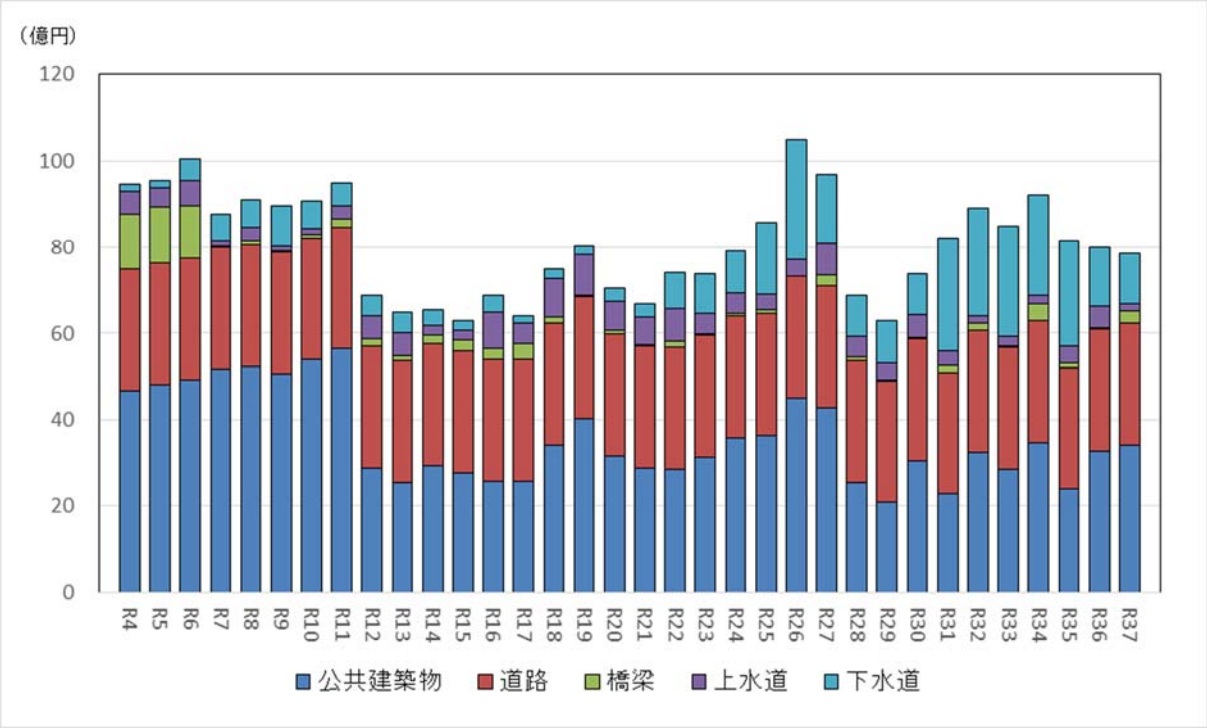

図 4.5-7　公共施設等全体の更新費用

7

4.6. 長寿命化対策を行う場合の試算

固定資産台帳に記載された耐用年数で更新する試算の場合だと、本市の投資的経費の実績から考えると費用が不足し、施設の維持管理が不可能となるため、長寿命化対策を施す場合の試算を行います。

4.6.1. 公共建築物長寿命化による建替年数の延伸

（１）耐用年数（寿命）の考え方

本章4.5.1.では、統一的な基準による地方公会計制度に基づいて本市が毎年度更新している固定資産台帳を基に将来必要額の試算を行いましたが、その際、耐用年数は固定資産台帳記載の数値を用いました。

一般的に耐用年数は、次の４つに分類されます。

表 4.6-1　耐用年数の分類

物理的耐用年数	公共建築物躯体や部位・部材が、物理的原因等により劣化し、要求される限界性能を下回る年数
経済的耐用年数	継続使用のための補修・修繕費や、その他の費用が、改築または更新費用を上回る年数
法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数（固定資産台帳で採用）
機能的耐用年数	使用目的が当初計画から変更、または、建築技術等の進展や環境的変化等に対して陳腐化する年数

上記のうち、「物理的耐用年数」が、その他の耐用年数より長くなることが一般的ですが、固定資産台帳では「法定耐用年数」を採用しており、それに基づいた試算を行ったのが、本章4.5.1.です。

近年、「予防保全型管理」として、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建築物の部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が増えています。

本市でも、「予防保全型管理」の考え方に基づいて、「法定耐用年数」よりも長く公共施設等を使用できるよう、適切な維持管理を図っていくことが必要とされています。

（２）長寿命化対策の考え方

公共施設等を長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。それを基に、将来の更新費用がどの程度必要になるのか試算をすることが可能となります。

前述したように公会計で利用している固定資産台帳では、「法定耐用年数」を採用しています。本章4.5.1.の試算結果は、「法定耐用年数」を迎えた時点で更新す

る場合の見込み額ですが、本市のこれまでの公共施設等への取組の状況を鑑みると、点検とそれに伴う修繕を行うことにより、「法定耐用年数」以上の期間、利用しています。また、公共建築物は、「法定耐用年数」を迎える途中で改修することにより、実際に使用できる期間を延長することができると考えられます。これらのことから、今回の長寿命化対策を行う場合の将来負担コストについては、適切な点検や修繕及び改修を行うことにより、「法定耐用年数」以上の期間、利用できると仮定して試算します。

その場合の建築物の更新時期は、「建築物の耐久計画に関する考え方（（社）日本建築学会）」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて設定し、公共建築物の耐用年数を次のとおり考察します。

表 4.6-2　公共建築物の耐用年数の考え方

公共建築物の構造		公共建築物の耐久計画における耐用年数	耐用年数（上限値）	耐用年数（平均値）
SRC 造 RC 造	高品質	80～120 年	120 年	100 年
	普通品質	50～80 年	80 年	65 年
S 造	普通品質	50～80 年	80 年	65 年
	軽量鉄骨造	30～50 年	50 年	40 年
CB 造		30～50 年	50 年	40 年
木造		30～50 年	50 年	40 年

※SRC造・RC造の高品質、普通品質の区別は、耐久性の高低によります。
※S 造の普通品質、軽量鉄骨の区別は、骨格材の厚みによります。

「建築物の耐久計画に関する考え方（（社）日本建築学会）」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて算出する、構造別の耐用年数には下限と上限に大きな幅があることから、予防保全型の管理とする公共建築物の建替年数を、その幅の中で決定する必要があります。

建替年数を耐用年数の上限値とした場合、「普通品質の SRC 造・RC 造・S 造」の公共建築物は建替年数が 80 年、「軽量鉄骨造・CB 造・木造」が 50 年となりますが、建設から建替までに、設備や機能が劣化することや、今後の人口減少等社会的要因による施設の利用用途の変更等が考えられること等から建替年数は上限値ではなく、より安全かつ効果的に利用できると考えられる値での設定が望ましいと考えます。

そこで、今回の耐用年数は耐用年数の平均値を採用値とすることとします。この平均値は、「建築工事標準仕様書（JASS5 鉄筋コンクリート工事・日本建築学会）」における鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造・鉄筋コンクリート（RC）造の構造躯体の目標耐用年数としている 65 年と同一であり、平均値を採用する根拠の一つと考えています。

（３）公共建築物長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算

今回の総合管理計画改定業務では、長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算と、それによる効果額の算出が必要です。耐用年数については、項（２）の考え方に基づき、下に示す表のとおりとします。

また、算出の条件として、本章4.5.1.で示した、公共建築物の将来必要額試算するため

- 耐用年数満了時に、取得価額と同一額で建替
- 耐用年数の半分を経過時に、取得価額の約6割の額で改修

という条件で試算しました。

表 4.6-3　公共建築物の構造別耐用年数

構造	耐用年数
RC（鉄筋コンクリート）	65
SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）	65
鉄骨造（普通品質と軽量鉄骨の平均値）	52
木造	40
その他	40

これらの条件により、試算した結果、公共建築物の長寿命化対策を行う場合の将来必要額は、次のとおりとなりました。

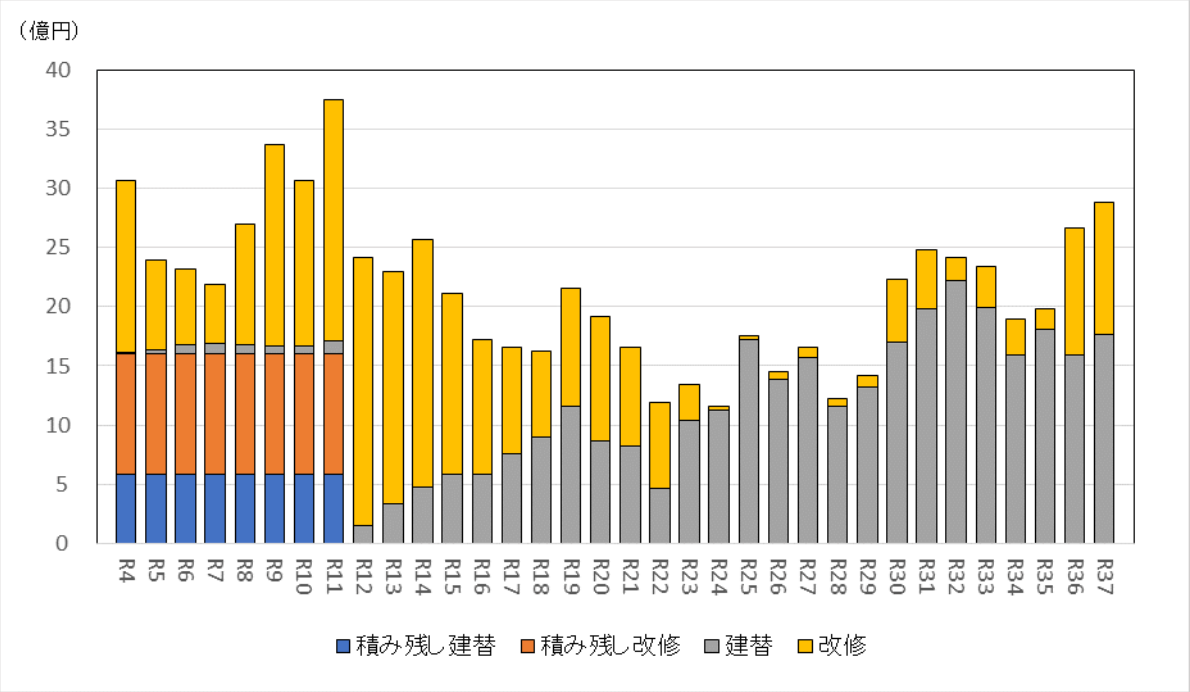

図 4.6-1　公共施設施設の長寿命化対策時の更新費用

長寿命化を行う場合の試算の結果、固定資産台帳に登録している建物・建物附属設備をこのまま保有していくには、令和 37 年までに総額 788.9 億円、１年当たり 21.9 億円が必要となります。

4.6.2. インフラ施設長寿命化による更新年数の伸長

（１）耐用年数（寿命）の考え方

本章 4.6.1-(1)で示したように、固定資産台帳ではインフラ資産についても、「法定耐用年数」が採用されています。インフラ資産は、住民の生活に密接に関わる資産が多く、その取扱いや考え方は公共建築物とは異なりますが、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、各部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が、各自治体により図られています。本市でも、予防保全型管理の考え方に基づいて、「法定耐用年数」よりも長くインフラ資産を使用できるよう、適切な維持・管理の対策を図っていくこととします。

（２）長寿命化対策の考え方と更新年数の設定

インフラ資産も、長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。次の考え方に基づいて更新年数を設定することとします。

- 道路（舗装）

本市では、多くの舗装路面がアスファルトで、法定耐用年数は10年ですが、一部の道路ではコンクリート舗装（耐用年数15年）が存在しています。また、本市における過去の道路保全策では、10年以上継続して使用していることがほとんどとなっています。従って、今回の長寿命化対策については、舗装路面の耐用年数を15年と設定することとします。

- 橋梁

橋梁は、固定資産台帳では構造別に耐用年数が設定されており、最長で 60 年となっています。今回の試算においては、「道路橋の寿命推計に関する調査研究国土交通省国土技術政策総合研究所」で示されている内容を踏まえ、日常点検等の維持管理による長寿命化対策を行うことで、固定資産台帳で設定されている耐用年数の 1.5 倍は使用可能と判断し、試算することとします。

- 上下水道

上水道管の使用可能年数は、管の素材や敷設箇所等、様々な要因によって異なります。そのため、管ごとに使用可能年数を設定することは難しいと考え、「水道におけるアセットマネジメント実使用年数に基づく更新基準の設定例厚生労働省」で示されている実使用年数の設定値例の平均値を使用可能年数と設定します。水道管については、同資料内で実使用可能年数として設定されている40年～80年の平均値を採用し、長寿命化の試算を行います。

以上をまとめると、次のとおりとなります。

表 4.6-4　上下水道の耐用年数

分類	使用可能年数	分類	使用可能年数
建築	70 年	機械	24 年
土木	73 年	計装	21 年
電気	25 年	管	60 年

下水道については、上水道の管と同じく、管ごとに使用可能年数、耐用年数を設定することは難しいため、表4.6-4で示すように、管60年を使用可能年数と設定し、長寿命化の試算を行います。

4.6.3. インフラ施設の長寿命化を行う場合の試算

4.6.2.で示した考え方に基づき、長寿命化を行う場合の将来必要額の試算は次のとおりです。

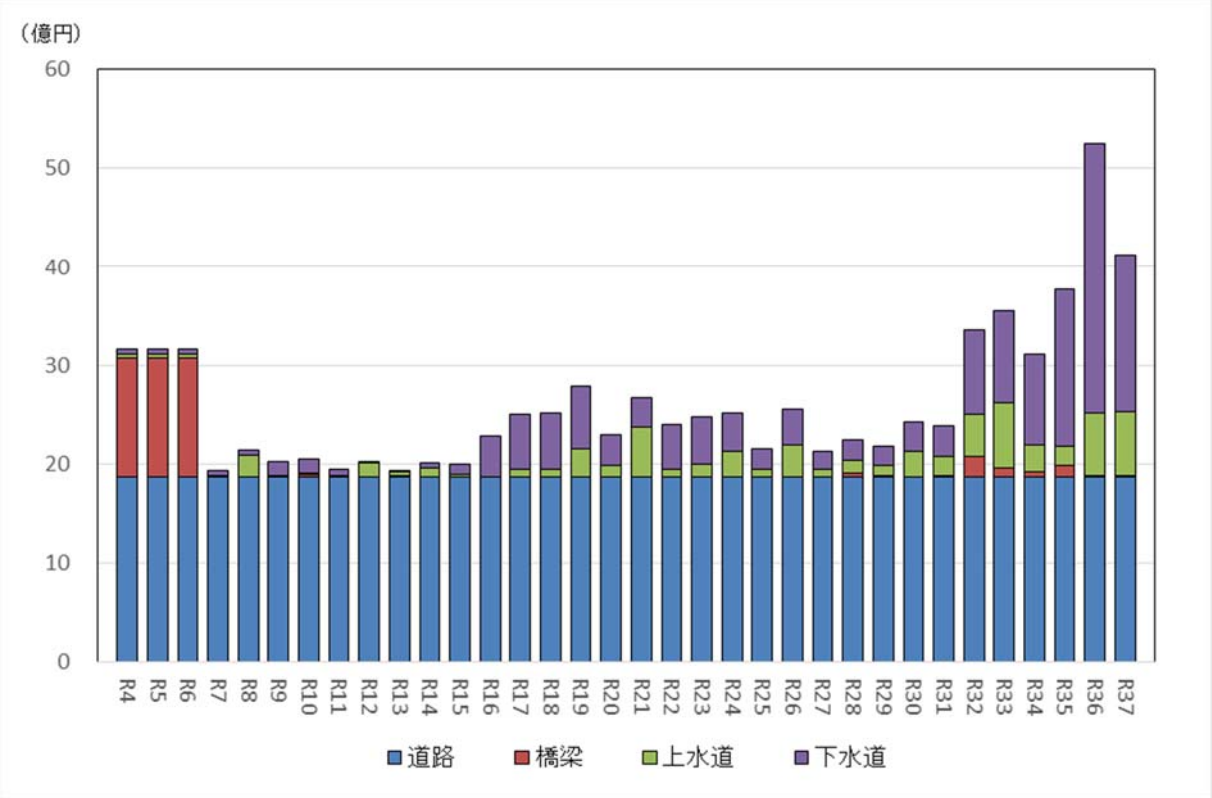

図 4.6-2　公共施設の長寿命化対策時の更新費用

長寿命化を行う場合の試算の結果、固定資産台帳に登録しているインフラ施設をこのまま保有していくには、令和37年までに総額956.5億円、１年当たり26.6億円が必要となります。

4.6.4. 対策の効果額

長寿命化対策を行うことで支出を抑えることができ、対策の効果が表れると考えることができます。その効果額は次のとおりです。

【公共建築物】

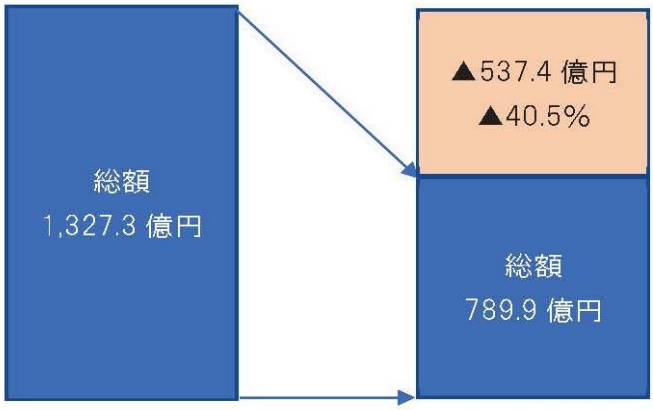

【インフラ施設】

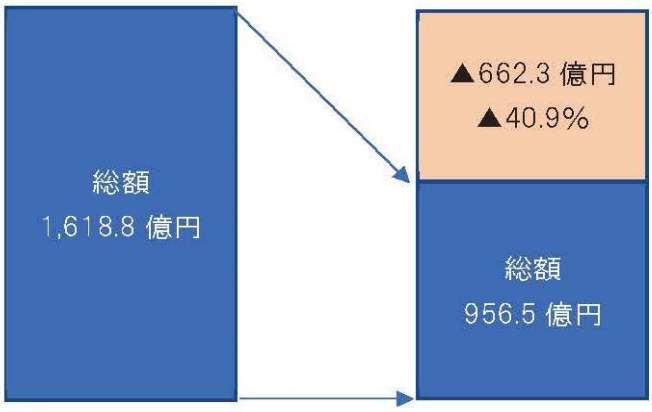

5. 課題の整理と公共施設等維持管理の方向性

5.1.課題の整理

■ 人口

- 人口の減少により、公共施設の利用者も減少します。
- 少子高齢化の進行で人口構成が変化し、公共施設に対する需要も変化します。

■ 財政

- 地方交付税は、合併特例措置（合併算定替）の段階的縮減や人口減少により、歳入が減少します。
- 長期財政計画では、投資的経費が平成27年度から令７年度までに40億円から33億円まで減額（17.5%減）すると予測されており、現有の施設をそのまま保有し続けることが難しくなります。

■ 公共建築物

- 人口一人当たりの施設床面積が広く、維持管理の負担も大きくなります。
- 合併以前に整備された公共施設が引き継がれたため、恵那市全体で見ると偏りや重複があります。
- 近い将来に多くの公共施設が更新時期を迎えるため、投資的経費の枠内に収まらない多額の建替え費用が必要になります。

■ インフラ施設

- 全体的に、下水道の更新費用の占める割合が高く、特に令和25年以降に高くなります。
- 橋梁は、固定資産台帳上で取得年月日が不明の資産が多く、精緻な更新時期の算出が難しいため、取得年月日の把握を今後重要視していきます。
- インフラ施設は、住民サービスのためには必要不可欠の資産と考えられ、基本的には削減できないため、人口減少と財政規模縮小が懸念される将来的財政に与える影響が大きいため、リスクベースメンテナンスの導入による点検・診断計画等に基づいた長寿命化の推進による更新費用の圧縮と平準化が求められます。

5.2.公共施設等維持管理の方向性

以上の課題を踏まえ、公共建築物については、その配置に工夫を加え、複合化を進めるなど受益者の利便性を図り、行政サービスの向上に努める必要があります。

しかしながら、現在保有する公共施設の全てを維持し続けるのは市民への負担が大きくなり、大変困難といえます。現在だけでなく将来の人口状況と財政状況も見据え、持続可能な公共施設等のあり方について検討する必要があります。

インフラ施設については、リスクベースメンテナンスの導入、メンテナンスサイクルの

構築、長寿命化の実施等により事業量と費用を平準化して財源の見通しを確保し、市民の生活基盤の安全性を高めていく必要があります。

6. 公共建築物再配置の指針と目標

～地域経営力の向上による持続可能なまちづくり～

これまで管理・運営してきた公共施設等の問題を明らかにした上で、多様化する市民ニーズに対応しつつ、私たちの子どもや孫など未来の世代に大きな負担を先送りせず、安心・快適・活力ある持続可能なまちづくりを目指します。

その１つとして、恵那市が保有する全ての施設について、「オール恵那市」の観点から、身の丈に合った質的バランスのとれた「公共建築物再配置計画」を策定します。

また、インフラ施設の老朽化は、市民生活に大きな影響を及ぼすため、適正な時期に適正な補修・改修を行い、長寿命化を進めるなどコスト削減を図ります。

計画実現に当たっては、第２次総合計画後期基本計画と整合性を図り、第４次行財政改革大綱に基づき市民の視点に立った行政サービスの向上（「質」の改革）を目指し、市民・地域自治区・企業・各種団体と協力、連携して実施していきます。

6.1. 基本指針

恵那市では、高度成長期や人口増加の昭和 40 年から昭和 50 年代、景気浮揚対策事業が実施された平成５年から 15 年にかけて多くの公共建築物が設置されてきました。これらの公共建築物には、市民ニーズの変化や本来明確にしておかなければならない「何に利用するか」「どのように活用するか」が十分に検討されないまま事業が進められたなどの問題が散見されます。また、施設を整備するために国・県から交付される補助金は、施設機能を限定した縦割り主義により、１つの機能のために１つの施設が必要との考えにより公共建築物が多く設置されてきました。

このような公共建築物の課題解決を図るため、基本指針を**「施設から機能へ転換」**と定め、公共建築物の再配置を実施し、時代に沿った市民ニーズを的確に捉え、利便性の向上を図りつつ、複合化・集約化を実施して効率的・効果的な行政サービスを提供します。

原則として、新設の公共建築物は設置しません。やむを得ず新設する場合や老朽化により施設を更新する場合は、上記の考えのとおり複合化「1 施設・多機能化」を基本に行政サービスの向上を図るとともに、類似施設や近隣施設など既存の複数の施設を廃止するものとします。

－　「施設から機能へ転換」　－

6.2. サービスの提供方法の検討

持続可能な行政サービスを提供するために、行政が直接運営すべき施設と民間等に委ねられる施設とに区別する必要があります。

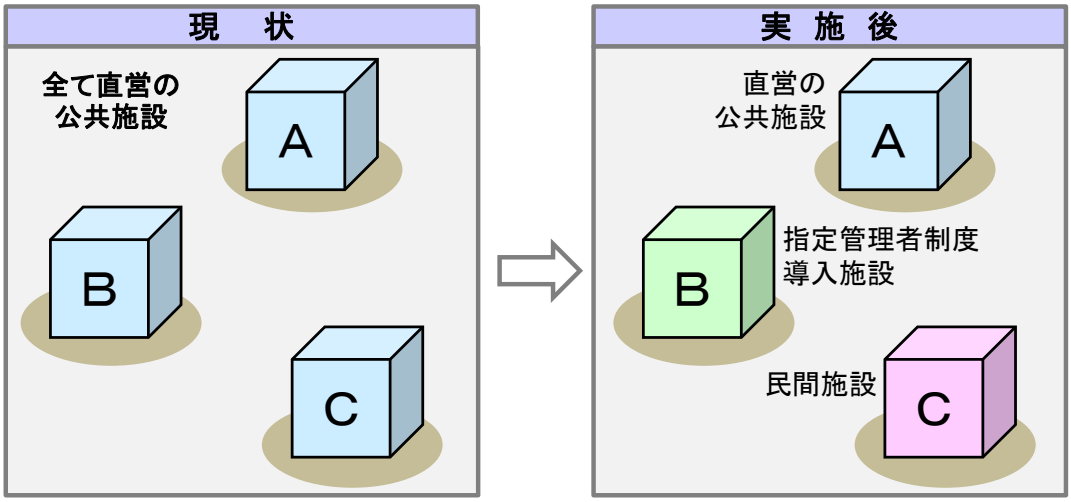

図 6.2-1　サービス提供方法のイメージ

行政が直接サービスを提供すべき施設は、義務的施設と捉え、安心・安全に提供ができるよう公共建築物の維持保全を図り、継続してサービスの提供をします。

指定管理者制度導入施設は、恵那市が保有するものの、民間のノウハウを活かした質の高いサービスの提供が可能となります。

民営化する施設は、民間活力を導入する事により施設の維持管理及び運営並びにサービスの質の向上が見込めます。

なお、施設の譲渡や売却ができない施設においても、PFI※1・PPP※2により民間の資金やノウハウを活用するなどサービスの提供方法を公民連携型へ進化させることを検討します。

※１：PFI（Private Finance Initiative）公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

※２：PPP（Public Private Partnership）公共サービスなどについて、事業を実施するに当たって、官と民が目的決定、施設建設・所有、事業運営、資金調達など役割分担をして行うこと。

6.3. 複合化の推進

これまで多くの公共建築物が１つの機能のために１つの施設が必要との考え方から整備され、新たな行政サービスを提供するために新たに公共建築物を建設してきました。

これは、国・県の補助金を利用して公共建築物を建設したため、補助金の対象となる事業に限定されていたからです。このため、多くの施設が分散することによりサービスも分散し、効率的・効果的に提供することを難しくしてきました。

必要なサービスを提供することは、施設そのものを重視するのではなく、提供方法を優先的に考慮すべきと考えます。

6.3.1. 施設・多機能化

これまで「1 施設 1 機能」で公共建築物が整備されてきたため、本来の目的以外での施設の活用は積極的には進められていませんでした。しかし、本来の施設機能に限定せずに他用途も含めて横断的に活用することで、施設を多機能化することができます。異なる機能を有する複数の施設を１つの施設（同敷地、同建物）に統合し、多機能的な複合施設にします。

既存の施設の空きスペースを活用したり、建物更新時に拡張するなどして、他施設を受け入れます。

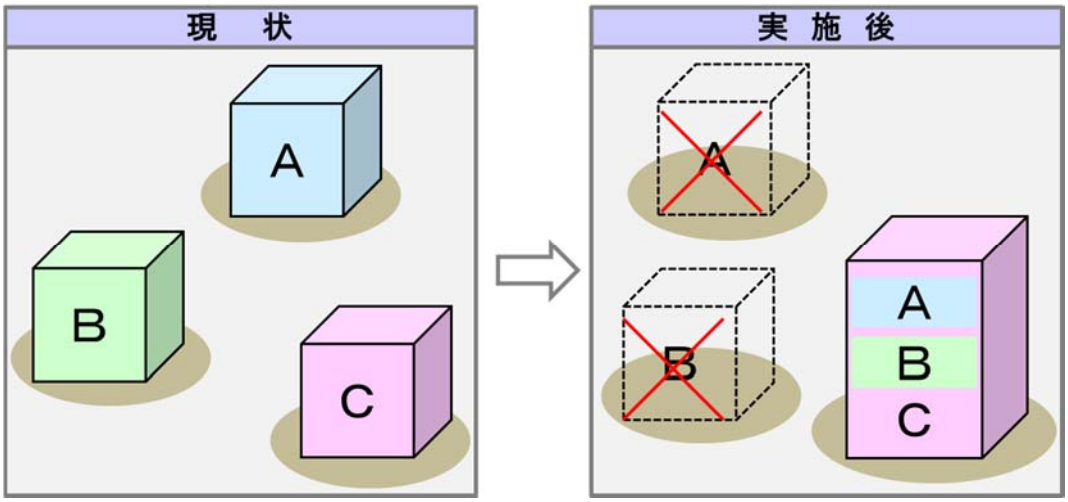

図 6.3-1　1 施設・多機能化イメージ

1 つの施設で複数の行政サービスが提供されることにより、分散して提供されていた行政サービスが集約されて、利便性が向上されます。また、各事業間の連携や利用者の利便性が向上することが期待できます。

施設経費では、施設が統合されて維持管理を集中して行えるため、安全対策・老朽化対策を無理なく進めることができます。

6.3.2. 同種施設の集約と拠点施設の整備

市町村合併後の公共施設の統廃合は、住民生活環境に急激な変化をもたらすことから、積極的に進められていませんでした。このため、行政サービスの受益の範囲には、同種施設が多数配置されていることがあります。これらを１施設に集約し、集約した施設を拠点施設として機能を充実させます。

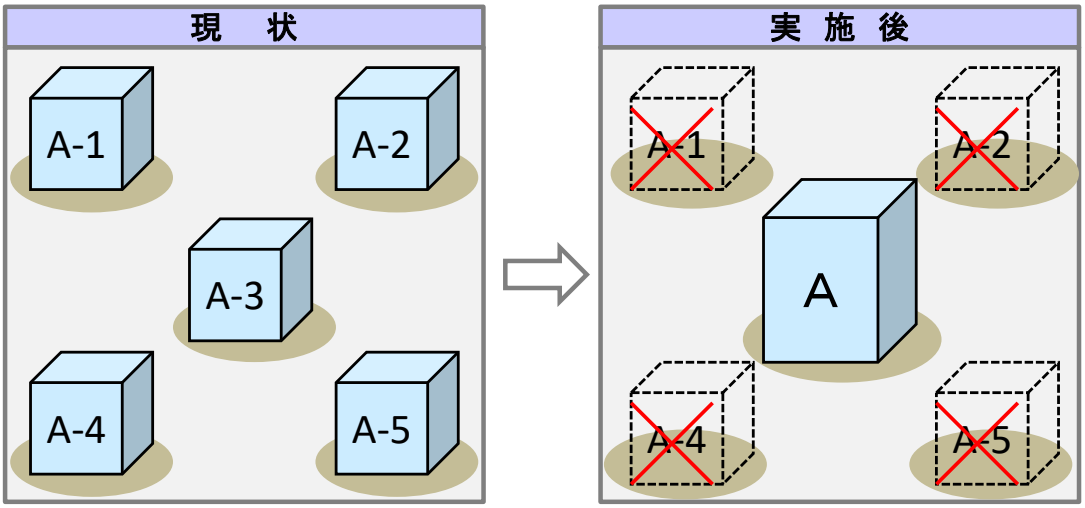

図 6.3-2 集約・拠点化のイメージ

維持管理や運営も１施設に集約され、分散していた運営経費が集約されることから事業が充実し、サービスの向上が図られます。

施設経費では、施設が統合されて維持管理を集中して行えるため、安全対策・老朽化対策を無理なく進めることができます。

6.4. 公共建築物受益者の範囲を考慮した配置

市町村合併前の行政区域毎に同じように整備された施設は、合併後、恵那市全域で利用がなされることにより公共建築物の必要性に変化が生じてきました。

一方で、地域に必要な行政サービスは、それぞれの地域の実情やニーズによって異なります。地域特性に応じて多面的な視点から検討を重ね、各施設の利用圏域を、恵那市だけでなく他の自治体と運営する広域施設、恵那市全域でサービスの提供を考える市域施設、隣接する地域で連携する生活圏域施設、地域が主体的に活動する地域拠点施設と定め、行政サービスの向上を図りつつ、施設の複合化・統廃合を市民の理解を得ながら公共建築物の再配置を進めます。

6.4.1. 広域施設

公共建築物には、自治体が単独で設置・運営するより、近隣自治体と共同で設置・運営することで効率的・効果的に事業が運営できる施設があります。また、モータリゼーションの進展により行政区域を越えた公共建築物の相互の利用も進んでいます。

行政区域を越えた公共建築物の相互の利用は、効率的・効果的な施設の運営だけでなく、専門性に特化した公共施設として受益者へ質の高いサービスを提供することができます。

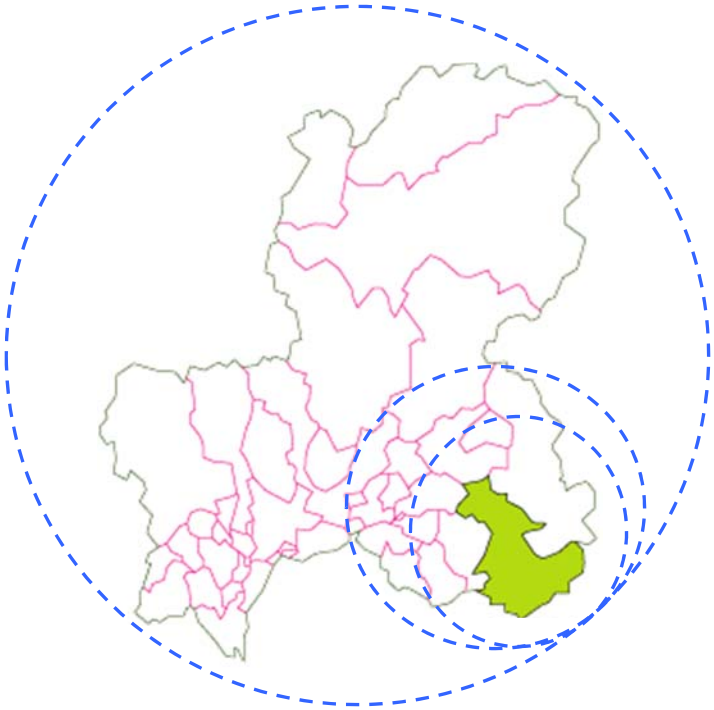

恵那市が単独で行政サービスを提供するより、近隣の自治体と連携して提供した方が施設の充実などにより、よりよいサービスが提供でき、また効率的な事業運営が考えられます。

図 6.4-1 広域施設の受益範囲

6.4.2. 市域施設

市町村合併前、公共建築物は行政区域毎の住民ニーズにより整備されてきました。市町村合併後、恵那市全域の利用が可能となり、公共建築物の中には 1 つの施設により恵那市全域の住民ニーズを応えることができるものもあります。

公共建築物の受益の範囲を恵那市全域と考え、高いレベルで行政サービスを提供します。

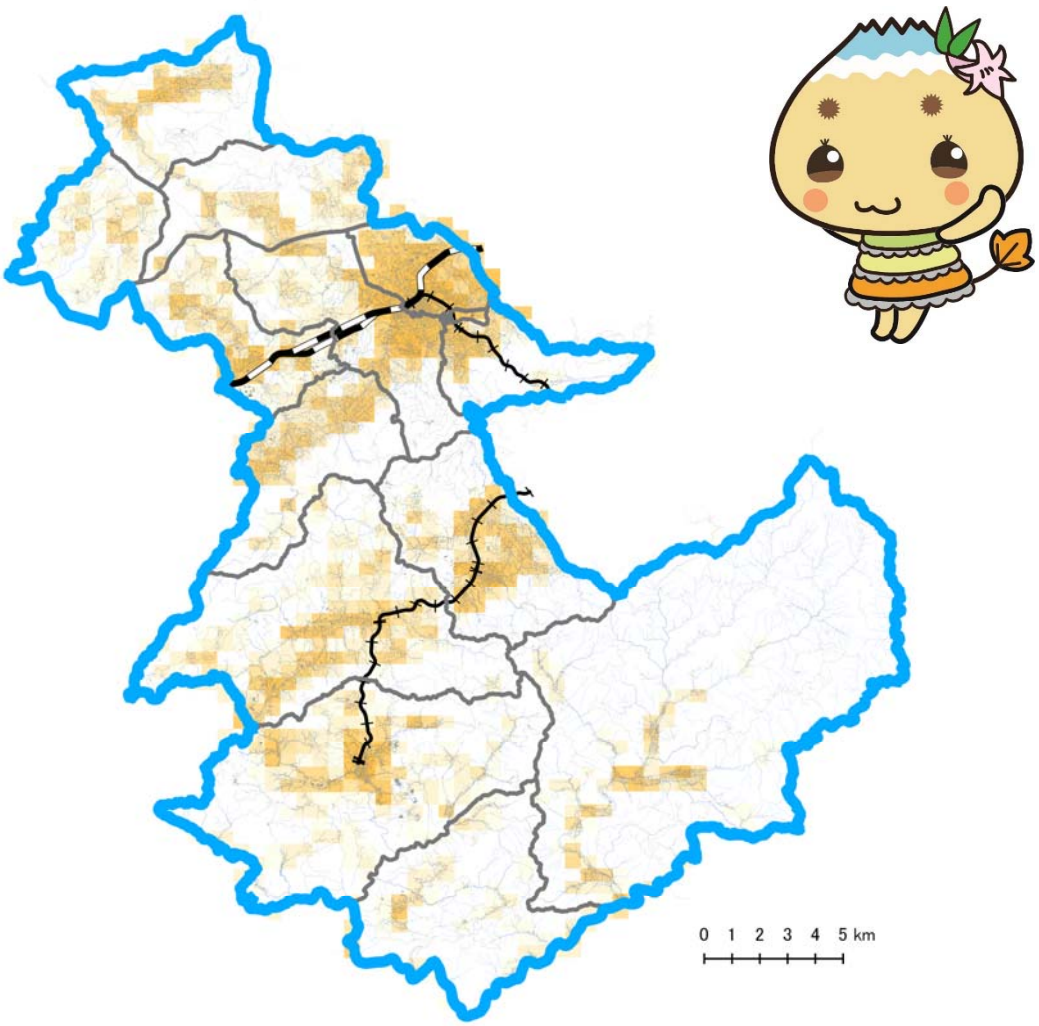

それぞれの用途で必要に応じて市域に１つ又は２つを基本に配置することにより、分散していた行政サービスが１つにまとまり、効果的に事業運営が実施できます。このため事業内容の向上が見込め、また分散していた利用者が集うことにより利用者間の交流や次世代へ技術の伝承が見込まれます。

図 6.4-2 市域施設の受益範囲

6.4.3. 生活圏域施設

隣接する地域でエリアを形成し、連携したまちづくりを進める公共施設の受益の範囲を生活圏域とします。エリア内にある地域資源を活用し、行政サービスの向上や不足する行政サービスを補完することができます。これらの公共建築物を活動拠点の中心として位置づけられる施設とします。

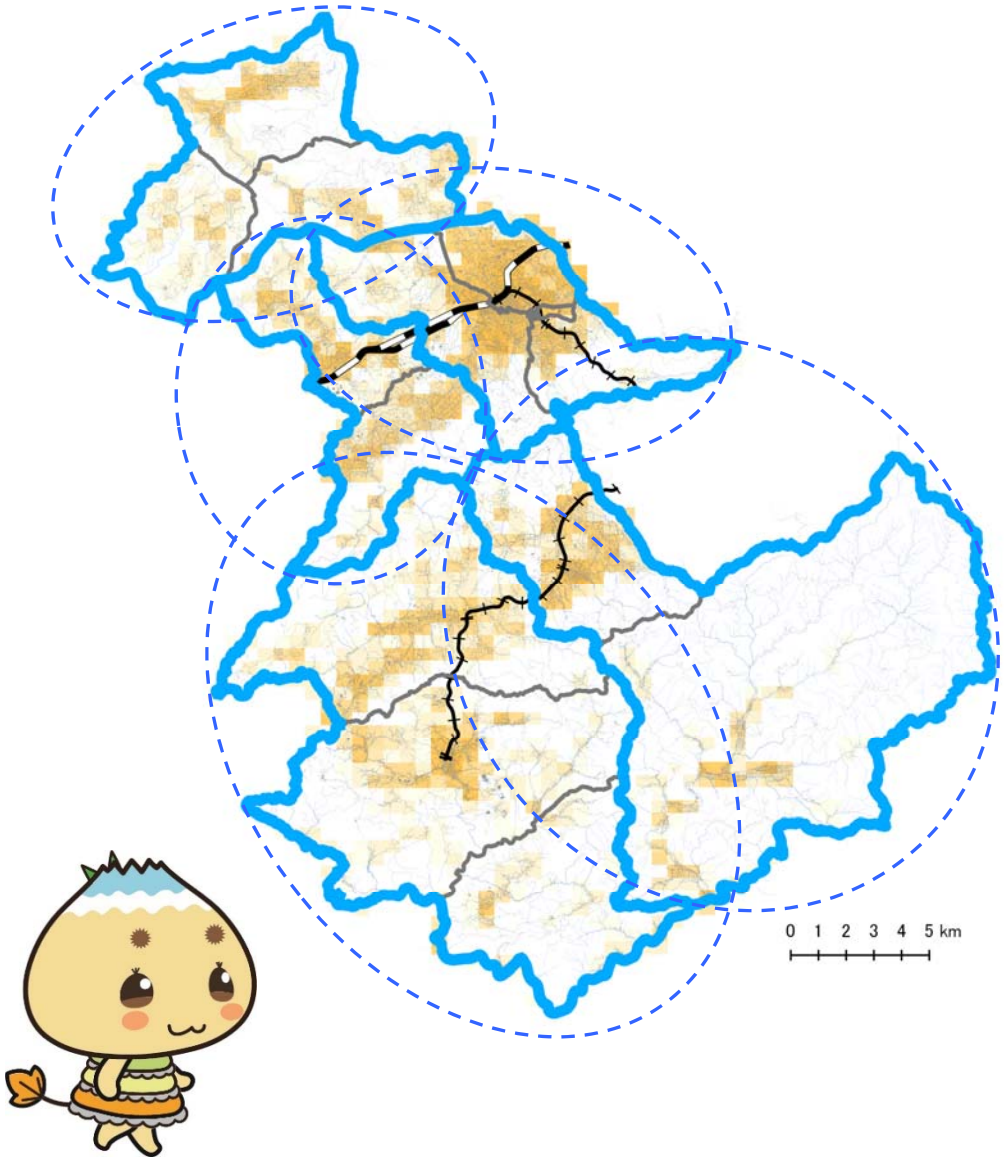

それぞれの生活圏域に各用途別に１つから２つを基本に複合化施設として設置を検討し、行政サービスの拠点とします。地域間の連携を図ることにより、行政サービスの向上が図られます。また各市民団体の連携も図られ、市民活動の活発化も進みます。

図 6.4-3 生活圏域施設の受益範囲

6.4.4. 地域拠点施設

地域が主体的に地域の課題に自ら取り組む圏域を小学校区程度とし、地域拠点とします。安心、快適で活力ある市民生活を営むため、まちづくりの拠点として施設の複合化を進め、利便性を図ります。

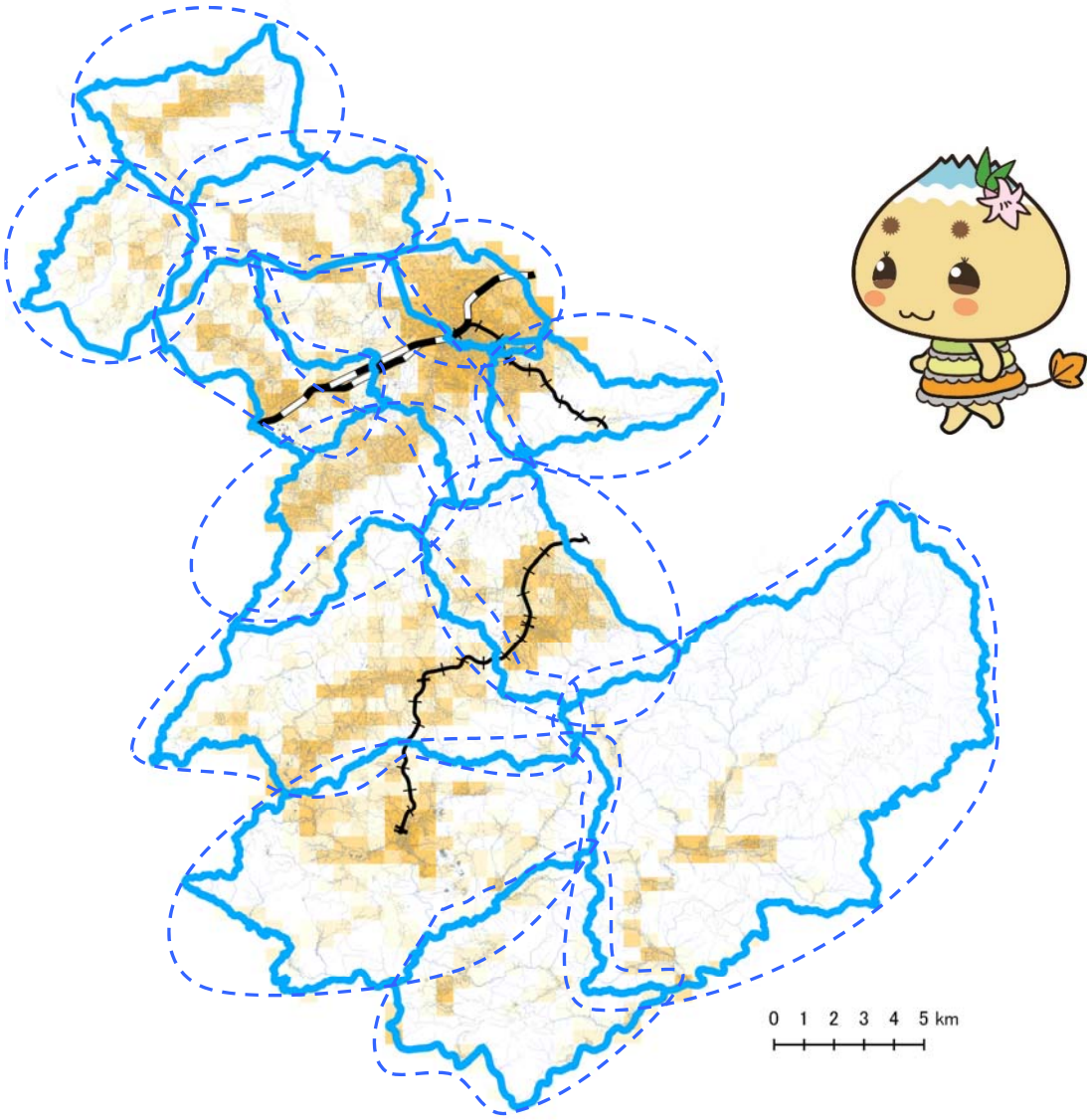

まちづくり・地域づくりの拠点として、用途を問わず物理的な統合や機能性・利便性から複合化や共同利用による施設運営とすることにより、市民の利便性の向上を図ります。

図 6.4-4 地域拠点施設の受益範囲

6.5.再配置による公共建築物保有量の目標

恵那市の長期財政計画では、歳出総額は令和元年度の277億円から令和７年度には260億円まで減額（6.1%減）すると予想されています。投資的経費は、40億円から33億円まで減額（17.5%減）すると予測され、施設の維持管理の継続が厳しくなります。また、公共建築物の更新費用は、年間36.9億円が必要と試算されています。

行政サービスの維持・向上を図るため、以下の改善項目を実施することにより本市が保有する公共施設保有量を６割とすることを、平成29年３月に策定した時点の本計画では、目標としました。

改善項目：維持管理コストの見直し

・公共施設で共通する設備保守の契約方法を一括にするなどによる歳出削減

・施設や設備などの維持補修を問題が発生してから対処する方法から事前に点検を実施するなど修繕・工事費の抑制による削減

施設の複合化の推進

・施設の複合化・集約化を進めることによる維持管理経費の削減

指定管理者制度の手法・民間活力の活用の検討

・収益施設の指定管理など手法を検討し、公共施設を有効に活用するなどによる収益の確保

・民間活力を活用するPFI・PPPにより、効率・効果的な行政サービスの提供の検討

未利用施設の処分

・建設から一定期間を経過した施設は適宜点検・診断を実施し、建設から30年を超えるもので長期の活用が見込まれないものや、広く住民の使用に供されていないものは、廃止を検討します。

・廃止した施設で、売却・貸付などが見込めない場合は、老朽化による破損等によって地区の環境治安に悪影響を与えないよう、取り壊しを検討します。

ー　公共建築物保有量　６割　ー

7. インフラ施設の維持管理の指針

7.1. 長寿命化と安全確保

インフラ資産は、市民の生活基盤になっています。生活の中における必要性が高く、また、ほかに代替サービスが存在しないインフラ施設については、恵那市が今後も継続的に保全していく必要があります。

インフラ施設はそれぞれが存在する地域・立地場所の環境要因により劣化の進行速度が異なることと、施設類型単位に一律の水準で管理していては更新費用に充てられる財源が不足することから、実態に合った管理水準の設定が必要になります。

そこで、リスクベースメンテナンスを導入し、劣化の進みやすさと機能が損なわれた場合の社会的損害などのリスクを基準にインフラ施設を施設類型ごとに数段階に分類し、それぞれ管理水準を設定することとします。

また、管理水準を設定するに当たり、保全手法について考え方を整理します。

インフラ施設の保全は、その実施時期により、施設等の損壊の都度に修繕を行う「事後保全」と、損壊する前に計画的に修繕を行って事故を未然に防ぐ「予防保全」とに分類できます。さらに、予防保全は実施時期を決定する基準によって、材質、構造、使用状況などから耐用年数と修繕間隔を設定する「時間基準保全」と、継続的な点検による劣化状況の把握から修繕時期を判断する「状態基準保全」とに分類できます。

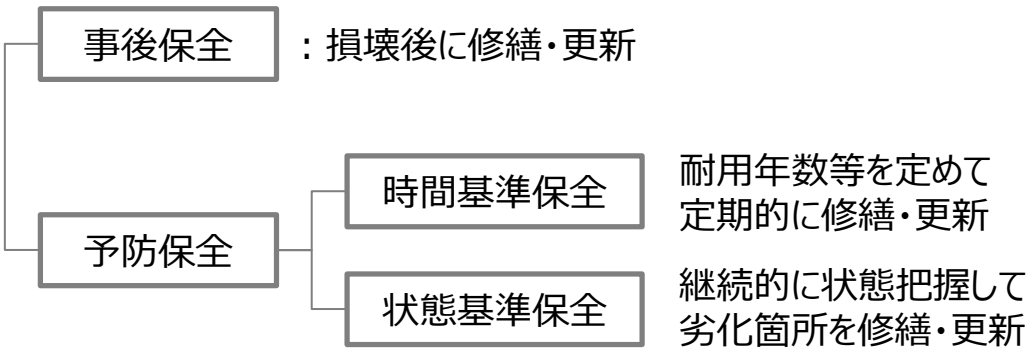

図 7.1-1　保全手法

事後保全は、損壊した施設等のみを修繕するため修繕費用自体は少なくなりますが、損壊を予防できないため、公共施設等の損壊が原因となって市民の身体、生命、財産を損なう事故が発生する危険性があります。

時間基準保全は、施設等を安全に使用できる期間を想定して修繕間隔と耐用年数を定め、定期的な修繕と耐用年数を超過した施設等の更新を実施することで、事故を未然に防ぎます。修繕及び更新の時期が予測しやすく、中長期的な計画策定が容易な手法です。しかし、想定以上の劣化の進行により、修繕又は更新の時期を迎える前に損壊する危険性があります。

状態基準保全は、施設等の点検を継続的に実施し、個々の劣化状況を正確に把握した上で必要な時期に必要な箇所の修繕と更新を行うことができます。しかし、点検を実施するための人手と費用が必要となり、すべてのインフラ施設を定期的に点検するのは困難なため、状態基準保全を実施できる範囲は限られます。

リスクベースメンテナンスの考え方に基づき分類した管理水準レベルごとに、各保全手法のメリットとデメリットを考慮して採用する手法を決定し、時間基準保全の場合の耐用年数や状態基準保全の場合の点検頻度などを設定します。

7.2. 点検・診断等の実施

7.2.1. メンテナンスサイクルの構築

状態基準保全を行う場合、インフラ施設の状態を点検し、その点検結果に基づき更新又は修繕の内容を診断します。点検と診断を定期的かつ継続的に実施することが重要であり、点検結果と修繕履歴を記録して蓄積することで経年変化を把握することが可能となり、次の点検と診断に活かせます。

このように、点検、診断、措置及び記録を繰り返す「メンテナンスサイクル」を構築することで、インフラ施設の安全確保と長寿命化を効果的に進めることが可能になります（図 7.2-1）。

また、メンテナンスサイクルの中で記録した情報を収集して施設の現状を把握し、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直しを行います。

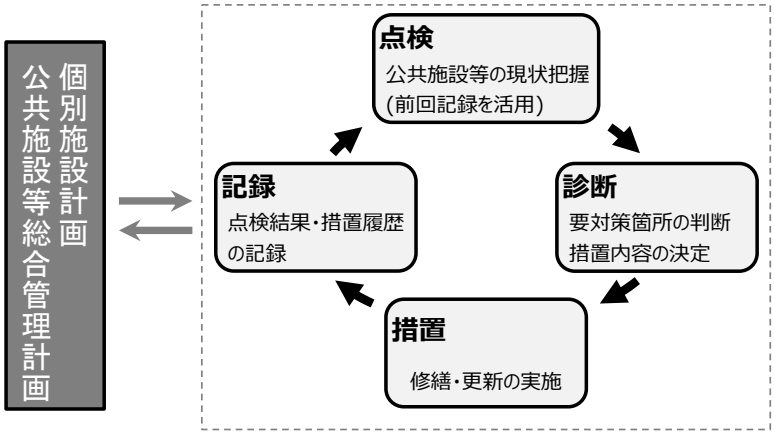

図 7.2-1 メンテナンスサイクル

7.2.2. 点検・診断マニュアルの作成

点検及び診断のマニュアルを施設類型ごとに作成します。

国や県においても、インフラの点検及び診断の要領、基準、マニュアルなどを作成しているため、それらを参考にしつつ恵那市の管理水準に適合した点検・診断マニュアルを作成することとします。

7.2.3. 管理者による日常的な点検

定期的な点検を実施している公共施設等であっても、次の点検までの間に急な劣化や損壊が発生する場合があります。管理者等が常駐している施設では、日常的に劣化、損傷、設備の不具合などについて点検を行い、必要に応じて修繕します。

7.2.4. 市民による劣化・損壊の報告

恵那市が保有するインフラ施設は公共建築物も含めると膨大な量であり、定期点検と管理者による日常的な点検では補いきれない部分があります。

そこで、市民に公共施設等の劣化や損壊などを発見した場合には市役所へ報告していただくよう協力をお願いし、劣化・損壊の早期発見を目指します。早期発見と迅速な対応により、事故を未然に防ぐことができます。

7.3. 維持管理・修繕・更新等の実施

7.3.1. ライフサイクルコストの削減

建設時の初期費用（イニシャルコスト）だけではなく、毎年の維持管理費用など継続的な費用（ランニングコスト）や取り壊し費用も含めた、公共施設等の設置から撤去までにかかるすべてのコスト（ライフサイクルコスト）を考慮して、全体のコスト削減を目指します。

公共施設等を長寿命化し、長期間利用することで、大きな費用が必要となる建設・更新の間隔が長くなり、コスト削減につながります。

ランニングコストはイニシャルコストと比較して、毎年の金額は小さいですが、施設を利用する数十年間という期間で考えると、ランニングコストの割合は大きくなります。設計・建設の段階で、建設費用だけでなく管理と修繕のコストを削減できる材質、構造、工法なども検討が必要です。

また、断熱・日光遮断など省エネ効果向上と再生可能エネルギーの利用などにより、光熱費削減だけではなく、環境負荷の軽減にも貢献できます。

7.3.2. 事業量と費用の平準化

今後、多くの公共施設等で更新及び修繕が必要になりますが、所管部署が個別に更新・修繕計画を立てると事業が短期間に集中し、費用が不足する年度が出てきます。

中長期的に更新及び修繕を計画し、市全体の中で事業量と費用が各年度で均等になるように調整を行い、財政計画を立てる必要があります。

7.4. 長寿命化の実施

7.4.1. 長期利用を見据えた設計と建設

公共施設等を新設又は更新する際に、頑強な構造と耐久性に優れた材料を用いて建設することで、長期間安全に利用できる公共施設等とします。

7.4.2. 予防保全による寿命の延長

予防保全の考え方に基づいて損傷が軽微な早期段階で予防的な修繕を実施することで、公共施設等の利用可能年数を縮める致命的な劣化を防止し、長期の利用を可能にします。

7.4.3. 長寿命化改修による耐久性の回復・向上

耐久性が低下した公共施設等に対して、構造等の補強により耐久性を上昇させる長寿命化改修を実施することで、建設時に想定した耐用年数を超えた利用を可能にします。

7.4.4. 長寿命化対象施設の選定

公共施設等の利用可能年数（耐用年数）を決定する要素として、① 法令上の基準、② 公共施設等自体の物理的耐久性能、③ 社会が公共施設等に求める機能水準、④ 公共施設等を存続させるための費用効率の 4 つがあり、要素ごとに耐用年数が決まります（表 7.4-1 参照）。

法定耐用年数は税務及び会計の基準として使用する年数であり、実際の利用可能年数とは乖離することがあるので、物理的、機能的及び経済的耐用年数を考慮して長寿命化を検討します。

建設から数十年を経過した公共施設等は、施設機能が現行の要求水準を満たさないことがあるので、長寿命化改修の際には、耐久性の回復だけでなく、機能の向上も含めた工事が必要になります。

また、維持管理及び修繕の費用は、公共施設等の老朽化の進行により増加していくので、長寿命化改修により耐久性能を回復させても費用の削減につながらない場合もあります。

したがって、機能向上改修の費用も含め、今後数十年間という長い期間で必要となる費用について、長寿命化改修を行う場合と行わずに更新した場合で試算し、費用削減効果がある場合に長寿命化改修を実施することとします。

表 7.4-1　耐用年数の種類

物理的耐用年数	公共建築物躯体や部位・部材が、物理的原因等により劣化し、要求される限界性能を下回る年数
経済的耐用年数	継続使用のための補修・修繕費や、その他の費用が、改築または更新費用を上回る年数
法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数（固定資産台帳で採用）
機能的耐用年数	使用目的が当初計画から変更、または、建築技術等の進展や環境的変化等に対して陳腐化する年数

7.5. 復旧計画の策定

7.5.1. インフラ復旧計画の策定

災害発生時にも十全に機能するように、補強等の事前対策を施すことは重要ですが、大規模災害への対策を完璧にすることは困難であり、ライフラインが止まった場合を想定した備えが必要となります。

ライフラインの速やかな復旧と、給水車など復旧までの代替手段の確保などについて計画とマニュアルを策定することで、災害発生時に市民の生活を守るよう備えます。

7.6. 安全確保の実施

7.6.1. 予防保全による危険への早期対応

点検により危険性が高いと判断された公共施設等については、早期に修繕等の対策を施し、事故の発生を防止します。

利用者の多い公共施設等は事故発生時のリスクが高いため、優先的に対応します。

7.6.2. バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

公共施設等は多くの市民に広く利用されるものであり、誰にとっても使いやすいものであることが望まれます。

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、年齢、性別、体格、身体能力などに左右されずに誰もが安全・快適に利用できる施設にすることで、すべての人の社会参加を促します。

8. 維持管理・運営の効率化

8.1. 民間との連携

8.1.1. 指定管理者制度、業務委託の推進

指定管理者制度は、地方公共団体が設置する公の施設の管理を地方自治法第 244 条の２第３項に基づき、法人その他の団体に包括的に代行させる制度です。民間の経営手法を公共施設の管理と運営に活用することで、効率化と利便性の向上を図ります。

また、指定管理者制度のように包括的に施設管理を代行させることができない施設であっても、運営、維持管理、修繕などの一部の業務を民間に委託することができます。民間でできることを民間に任せ、行政と民間が連携して公共施設等の管理を行います。

同種の施設又は同種の業務は一括で委託することで、さらに効率化を図ります。

8.1.2. PFI による公共施設等の整備と運営

民間の資金と手法を用いて行う PFI（Private Finance Initiative）事業により公共施設等の整備と運営を行うことで、民間事業者の経営能力を活用して低廉かつ良質な公共サービスの提供が可能になり、従来行政が行ってきた事業への民間参入を促すことで経済の活発化が期待できます。

平成 11 年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）の制定以降、日本全国で多数の公共施設等が PFI により整備されています。

8.2. 庁内の横断的協力

8.2.1. 職員研修の実施

本計画は、恵那市が保有するすべての公共施設等についての方針を定めています。

市全体が統一的な方針のもとで公共施設等を管理するために、公共施設等を所管する各部署の担当職員を対象とした研修を実施し、方針の周知を図ります。

8.2.2. 他部署所管施設の積極的活用

市民への行政サービスの提供などで、他部署が所管する施設を使用することで効率的に実施できる場合は、これを積極的に活用します。

9. 公共施設等総合管理計画の実施体制

本計画の策定に当たって公共施設等の保有状況の調査を行いましたが、この調査を継続的に行い、年度ごとに恵那市が保有する公共施設等の全体像を把握することとします。本市では、「統一的な基準による地方公会計」を導入しており、毎年度、固定資産台帳の整備を行っています。

今後も、整備業務を各部署の協力の下で行い、精緻された台帳や作成した財務書類を全庁的な施設マネジメントに活用していきます。

また、本計画は、令和２年５月に策定した「個別施設計画」と連動し、施設所管課との連携により公共施設等の計画的な管理を実施します。

10. フォローアップ

本計画は、計画期間を令和４年度から令和 37 年度までの 34 年間とします。

計画期間中は、本計画で定めた方針に則り公共施設等の管理を実施しますが、公共施設等の保有及び管理状況の推移と社会情勢の変化に対応するため、図 10.1 に示すように、計画、実施、評価及び改善を PDCA サイクルに沿って繰り返し行うものとします。

計画の見直しの際には、個別施設計画と整合をとり、公共施設等の管理に関する本市の計画体系を整備します。

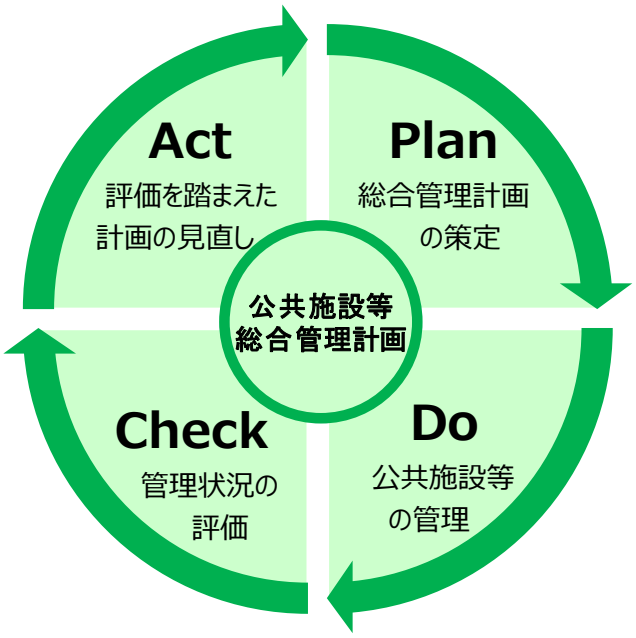

図 10.1　PDCA サイクル

11.公　共　建　築　物　小　分　類　別
再　配　置　指　針

大分類	小分類
行政系施設	庁舎

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、市民ニーズに応じた窓口サービスを提供するとともに、健全な行財政運営により、行政サービスを継続的・効果的に提供します。また、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、長期的な視点を持って、公共施設の統廃合や長寿命化及びインフラ施設の更新や修繕などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、利用者の安心・安全を確保するとともに、市民の協力と理解を得ながら、公共施設等の適正な配置や維持管理に取り組みます。

現在の施設状況

- 平成 26 年 11 月に市役所西庁舎が完成し、市保健センター・教育委員会（教育研究所）や分散していた部課を本庁舎と西庁舎に集約しました。
- 大井町・長島町以外の 11 地域には振興事務所が配置されています。
  - ✧ 東野・三郷町・武並町・笠置町・中野方町・飯地町・串原・上矢作町の振興事務所はコミュニティセンターと統合しています。
  - ✧ 串原振興事務所、コミュニティセンターは、サンホールくしはらと統合しました。

再配置の指針

- 本庁舎は市域施設、各振興事務所は地域拠点施設と捉えます。
- 各振興事務所は、各コミュニティセンターを含む他施設と統合し、１施設多機能化を進めます。
- スペースマネジメントの考え方を導入し、空き部屋・空きスペースを活用します。

目指す効果

- 集約による公共建築物保有量の減少に寄与すること。

庁舎

番号	名称
~~1~~	~~笠置振興事務所~~
2	恵那市役所
3	恵那市教育委員会 （恵那市教育研究所）
4	岩村振興事務所
5	山岡振興事務所
6	明智振興事務所
~~7~~	~~串原振興事務所~~

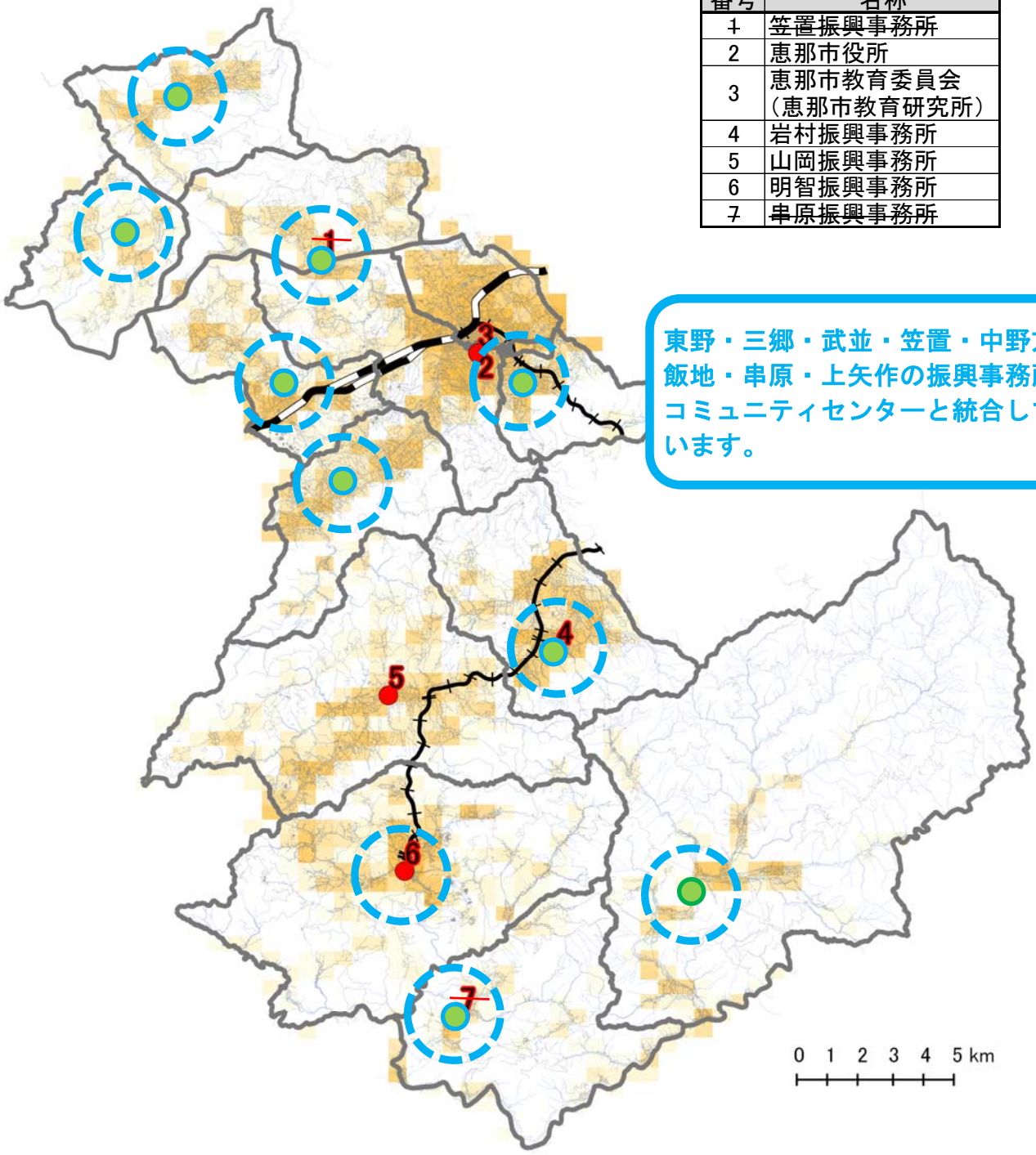

東野・三郷・武並・笠置・中野方・飯地・串原・上矢作の振興事務所はコミュニティセンターと統合しています。

- 各振興事務所は、各コミュニティセンターを含む他施設と統合し、１施設多機能化を進めます。
- スペースマネジメントの考え方を導入し、空き部屋・空きスペースを活用します。

大分類	小分類
行政系施設	消防署・消防団

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、病院や診療所との連携など、地域の医療体制を充実させるとともに、急病やけがなどから命を救うことができる救急体制の充実を目指します。「第４次恵那市行財政改革行動計画」では、消防署所の適正配置について、整備の方向性を検討します。また、消防団が活動しやすい拠点施設の適正配置は、地元消防団の意見を尊重し、地域の安心・安全を考慮した上で、公共施設との複合化も視野に入れた統廃合を継続します。

現在の施設状況

- 消防署所は市内に５か所あり、恵那消防署が旧恵那市地域、中野方救急分遣所が中野方、笠置、飯地地域、岩村消防署が岩村・山岡一部地域、岩村消防署上矢作分署が上矢作・串原一部地域、明智消防署が明智・山岡一部及び串原一部地域を管轄しています。
- 消防団の拠点施設、消防器具庫は市内全域に 51 か所あります。
- 平成 25 年度に山岡分団の原器具庫と原小型器具庫を統合し、原消防器具庫を建設しました。
- 平成 26 年度に明智分団の新町器具庫と横通器具庫を統合し、新町消防器具庫を建設しました。
- 平成 27 年度に串原分団木根地区の器具庫を統合しました。
- 平成 28 年度に上矢作基幹集落センターに３つの器具庫を統合し、複合施設として活用を開始しました。
- 平成29年度に串原分団１部相走消防器具庫と川ヶ渡消防器具庫を廃止し、森上消防器具庫に統合しました。
- 平成30年度に明智分団の門野消防器具庫、野志消防器具庫、市場消防器具庫を統合し、第１部消防器具庫を建設しました。
- 令和元年度に明智分団の大泉消防器具庫、上田消防器具庫、阿妻消防器具庫を廃止し、大田コミュニティ消防センターに統合しました。
- 令和２年度に上矢作分団の横道大門消防器具庫、横道平井消防器具庫、島消防器具庫を統合し第１部消防器具庫を新設。飯田洞消防器具庫を廃止し、本郷消防器具庫へ統合しました。
- 令和３年度に東野分団１部小野川消防器具庫を廃止し、東野コミュニティ消防センターへ統合。串原分団松本消防器具庫、中沢消防器具庫を廃止し、木根消防器具庫に統合しました。
- 令和４年度に笠置分団笠置コミュニティ消防センターを廃止し、姫栗コミュニティ消防センターへ統合。名称を笠置・姫栗コミュニティ消防センターとしました。

再配置の指針

- 恵那市消防本部通信指令機能を広域施設とする検討を進めます。
- 岩村・明智消防署、上矢作分署は、各施設の老朽化に伴う更新時期を踏まえて、再配置を検討します。
- 消防器具庫は地域拠点施設ですが、消防団員数等の地域の実情を勘案し、施設の統合を図り機動力が発揮できるよう効率的な配置を進めます。

目指す効果

- 市民の生命や財産を守る機能を充実します。
- 消防団器具庫は、地域消防力・防災力の要であるため、機動力の向上を図ります。

消防署

番号	名称
25	恵那市防災センター
26	恵那消防署
41	岩村消防署
54	明智消防署
76	岩村消防署上矢作分署
454	中野方救急分遣所

消防団（消防センター・器具庫）

番号	名称
大井町	3か所
長島町	5か所
東野	~~3か所~~ → 2か所
三郷町	3か所
武並町	5か所
笠置町	~~4か所~~ → 3か所
中野方町	3か所
飯地町	~~5か所~~ → 4か所
岩村町	4か所
山岡町	8か所
明智町	~~10か所~~ → 5か所
串原	~~9か所~~ → 3か所
上矢作町	~~10か所~~ → 3か所

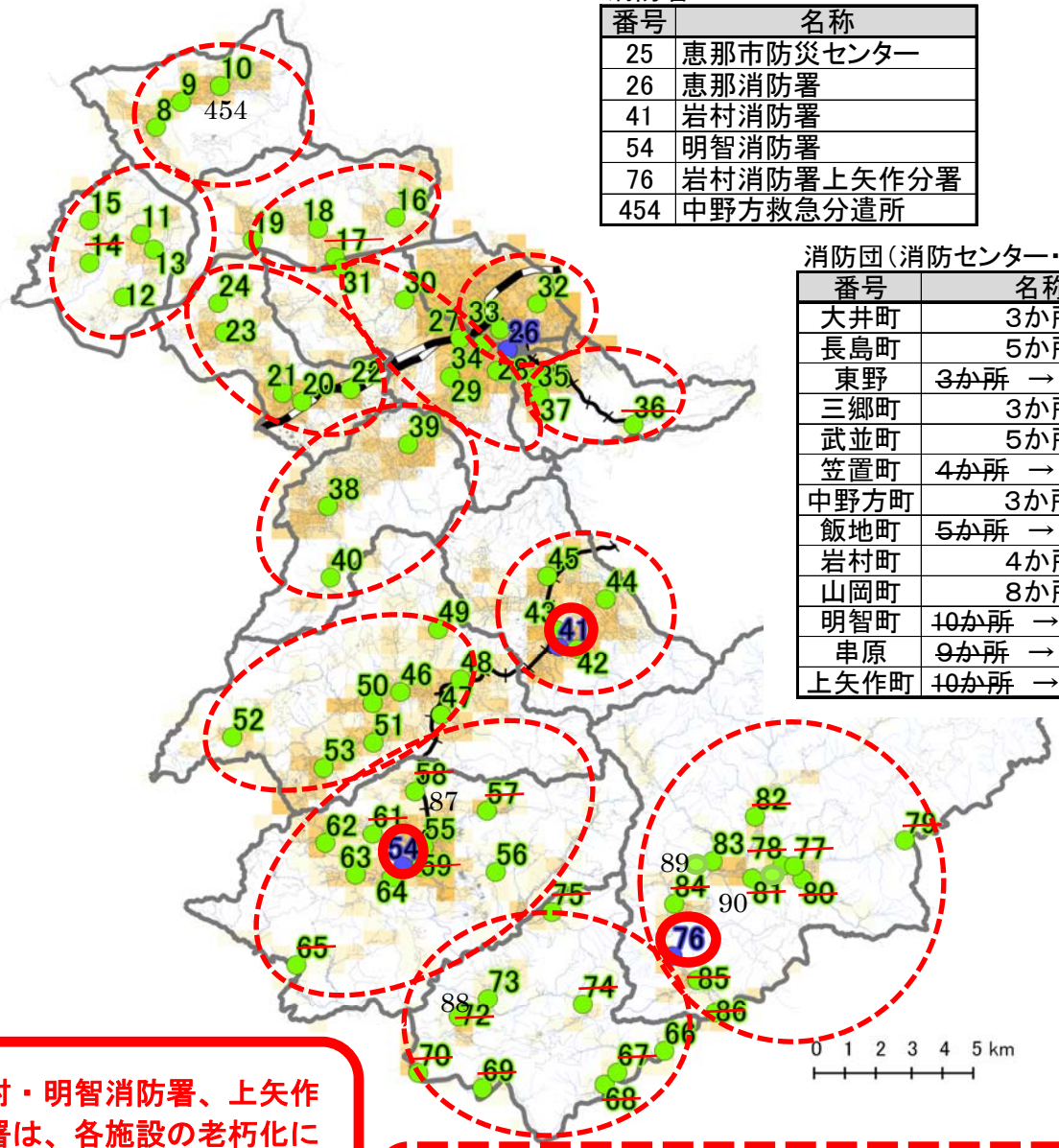

岩村・明智消防署、上矢作分署は、各施設の老朽化に伴う更新時期を踏まえて、再配置を検討します。

消防器具庫は、消防団員数等の地域の実情を勘案し、施設の統合を図り機動力が発揮できるよう効率的な配置を進めます。

大分類	小分類
市民文化系施設	集会施設

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、地域の課題を自ら考え解決に取り組む力（地域自治力）を高め、コミュニティの活性化を図ることとしております。課題解決のための施策として、サービスや生活機能を集約した、まちの拠点づくりを推進し、効果的なコミュニティ活動を推進します。
- 「第４次恵那市行財政改革行動計画」の取組として、利用者が地域に限定される地域集会施設の地元への移譲、または、休止・廃止について検討を進めます。

現在の施設状況

- 行財政改革の方針に従い、地域集会施設の地元移管を行ってきました。また、近隣に代替施設があるなど必要性の低い集会施設を廃止してきました。
- 平成 23 年度に二葉会館（大井町）、中山道四ッ谷休憩所（武並町）、山岡なもなも会館を地元移管し、明智憩いの家を廃止しました。
- 平成 24 年度に山岡上山田コミュニティセンター及び山岡さくら会館を地元移管しました。
- 平成 26 年度に爪切り地蔵ふれあい会館（山岡町）、山岡花の木会館、山岡田代集落農事集会所、明智杉野集会センター及び明智東方センターを地元移管しました。
- 平成 26 年度に明智横通集会センターを地元移管しました。
- 平成 27 年度に恵那市市民の家（大井町）を廃止しました。
- 平成 30 年度に明智生活改善センター（明智町）を廃止しました。
- 令和３年度にふるさと富田会館（岩村町）、飯峡会館（岩村町）をそれぞれの地元へ移管しました。

再配置の指針

- 地域集会施設は地域拠点施設と捉え、原則として受益者への移管を進めます。

目指す効果

- 地域集会施設は、受益者が主体的に活動できる拠点となること。

集会施設

番号	名称
89	共同福祉会館
90	中野会館
91	中野自治会館
~~93~~	~~飯峡会館~~
~~94~~	~~ふるさと富田会館~~
95	岩村上町まちなか交流館
96	山岡農村環境改善センター
97	山岡向山会館 （新中田コミュニティセンター）
~~99~~	~~明智生活改善センター~~
100	ふれあい会館吉良見

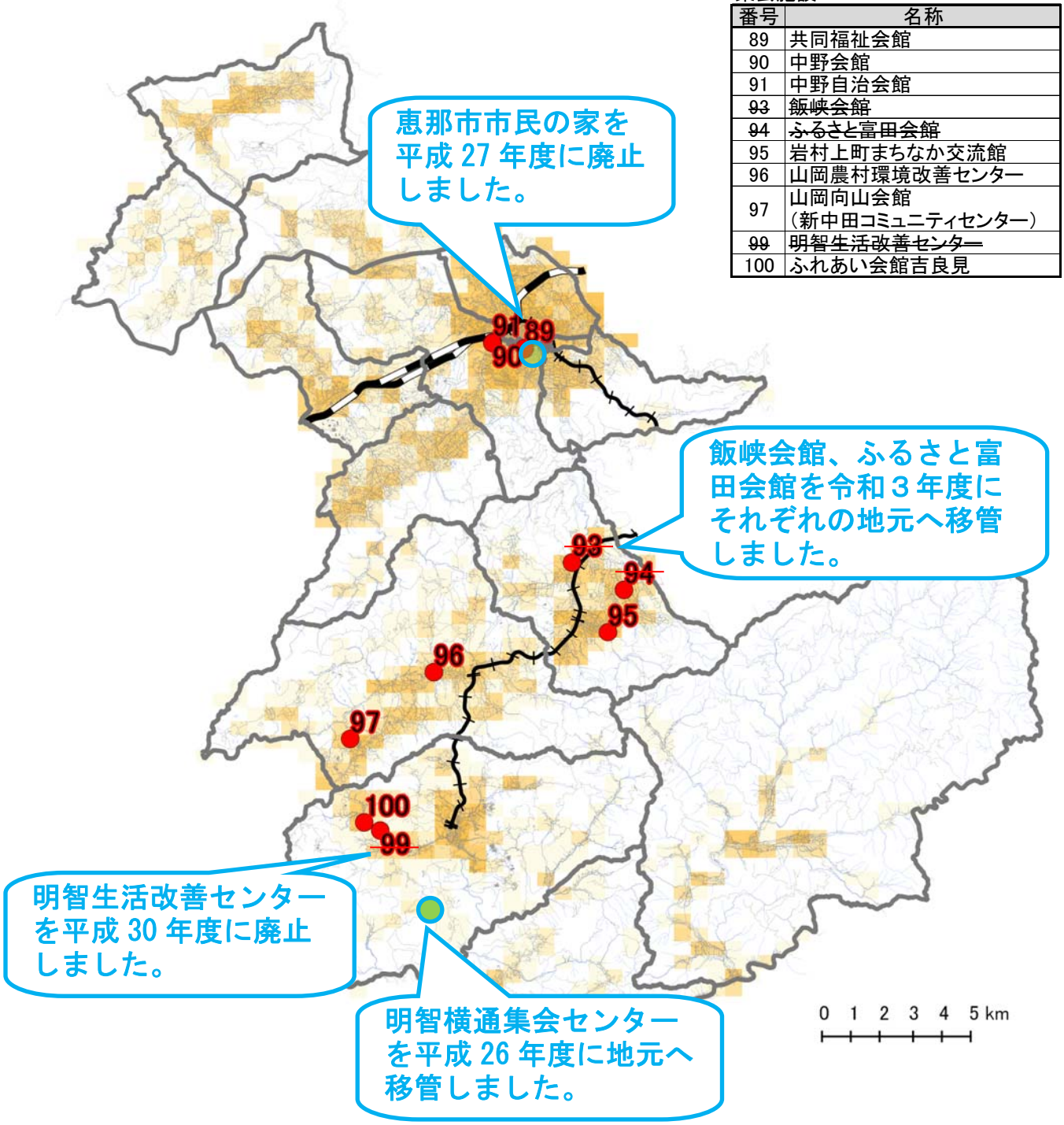

地域集会施設は地域拠点施設と捉え、原則として受益者への移管を進めます。

大分類	小分類
市民文化系施設	文化センター・ 文化ホール

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、芸術・文化、スポーツ、社会貢献活動、趣味・娯楽などのさまざまな活動を通じ、楽しみながら充実した人生を送る機会を増やし、暮らしに豊かさを感じられるようにします。

現在の施設状況

- 恵那文化センター（長島町）は市内最大のホール（912 席）を備えています。平成 20 年と令和元年に大規模改修を行いリニューアルしました。
- 明智かえでホールは 483 席の収容力がありますが、平成６年の開館以降、大規模な改修を行っていません。
- 明智文化センターは集会室、研修室、会議室などを備えています。
- 平成 28 年度に、串原振興事務所及び串原コミュニティセンターをサンホールくしはらに統合し複合施設として利用を開始しました。

再配置の指針

- 文化センター・文化ホールは市域施設であり、１つの拠点に集約します。

目指す効果

- 文化センター・文化ホールの事業内容、施設機能が充実します。
- 市民や文化活動団体の交流が深まります。

文化センター・文化ホール

番号	名称
101	恵那文化センター
102	明智かえでホール
103	明智文化センター
~~104~~	~~サンホールくしはら~~

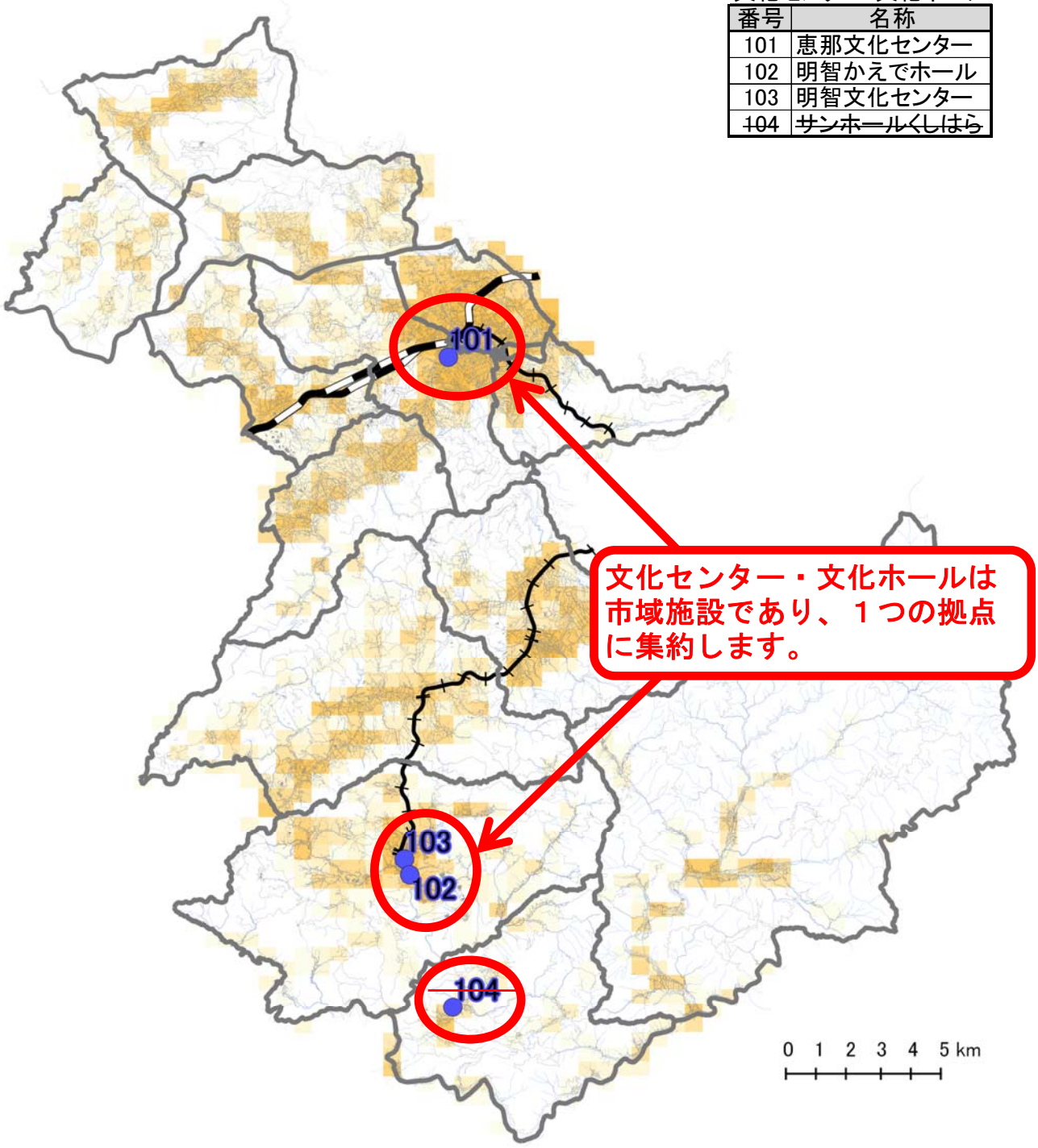

文化センター・文化ホールは市域施設であり、１つの拠点に集約します。

大分類	小分類
市民文化系施設	その他文化施設 （美術館・資料館）

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、伝統芸能、祭り、歴史的な街並みなどの独自の歴史・文化を伝える文化財を保全・継承しつつ、まちづくりに活かし、郷土への誇りと愛着を醸成します。また、文化財の保全・継承に向けた地域づくりを進めます。

現在の施設状況

- 美術館施設は中山道広重美術館があります。
- 資料館施設は、合併前に資料館として整備された施設があります。（おおわご遺跡資料館、岩村歴史資料館、岩村民俗資料館、山岡郷土史料館、串原郷土館）
- 資料館施設は、昭和 48 年～平成４年に建設されており、施設の老朽化も目立っています。
- そのほか歴史的建造物の公開施設があります。その中には市指定文化財も含まれています。（中山道ひし屋資料館、木村邸資料館、工芸の館土佐屋、江戸城下町の館勝川家、いわむら美術の館、旧石橋家住宅、岩村藩鉄砲鍛冶加納家、旧三宅家、明治天皇大井行在所、長屋門）

再配置の指針

- 美術館、文化財や歴史的建造物は、民間活力を導入し、文化の保存、継承とともに、その活用に努めます。
- 資料を保存している資料館等は、同種施設と捉え、集約を図り、市域施設として資料の保存・展示を行います。

目指す効果

- 歴史的資料等の保存、展示を適切に実施し、恵那市の文化や風土を引き継ぎます。
- 学校教育と連携して児童・生徒が地域の歴史・風俗を学び、郷土愛を育みます。

平成 27 年に寄附を受けた明治天皇大井行在所は、令和元年度～2 年度に改修しました。

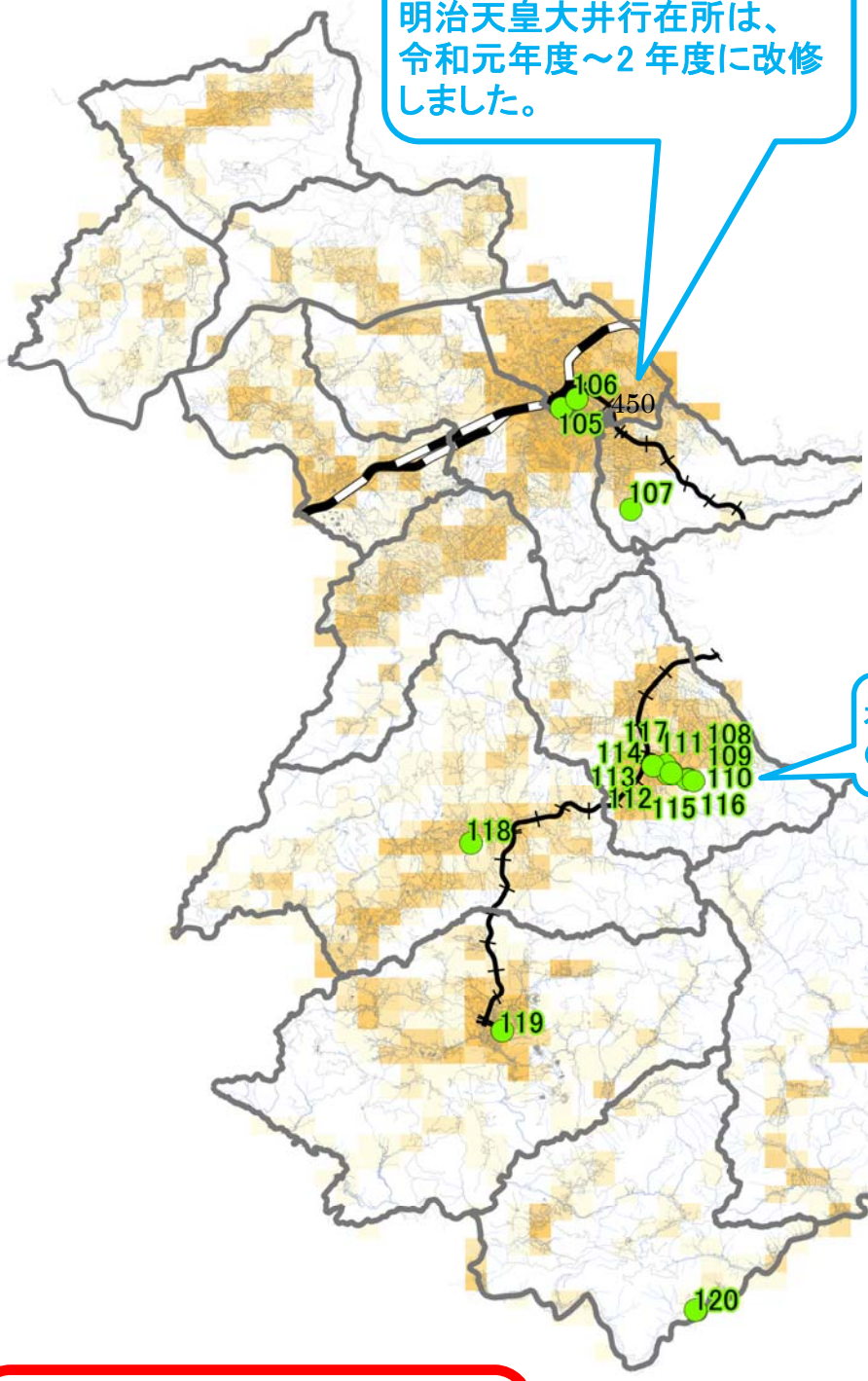

岩村城の城下町に多数の施設があります。

その他文化施設

番号	名称
105	中山道広重美術館
106	中山道ひし屋資料館
107	おおわご遺跡資料館
108	岩村歴史資料館
109	岩村民族資料館
110	岩村城藩主邸御殿茶室
111	木村邸資料館
112	工芸の館土佐屋
113	江戸城下町の館勝川家
114	いわむら美術の館
115	旧石橋家住宅
116	岩村城山城址公園
117	岩村藩鉄砲鍛冶加納家
118	山岡郷土史料館
119	市指定文化財旧三宅家
120	串原郷土館
450	明治天皇大井行在所

美術館、文化財や歴史的建造物は、民間活力を導入し、文化の保存、継承とともに、その活用に努めます。

資料を保存している資料館等は、同種施設と捉え、集約を図り、市域施設として資料の保存・展示を行います。

大分類	小分類
保健・福祉系施設	社会福祉施設

恵那市の政策・計画

- 「第４次恵那市地域福祉計画」では、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会を中心とした地域住民による主体的な地域福祉活動を促進するため、あらゆるニーズに対応できる窓口と総合的な相談窓口の設置に努めます。
- 「第３次恵那市障がい者計画」に基づき、障がいのある人の就労を促進するため、多様な受け皿の確保に取り組みます。また、就労や就労定着に係る訓練や相談等の支援を行います。

現在の施設状況

- 恵那市福祉センター（大井町）、岩村福祉センター、明智福祉センター、串原福祉センターの４つの福祉センターを設置しており、４施設とも管理・運営を指定管理者として恵那市社会福祉協議会が行っています。恵那市の地域福祉活動の拠点として福祉施策の実施、福祉情報の提供、福祉相談などを行っています。
- 恵那市福祉センターは児童センターを併設し、岩村、明智、串原福祉センターはデイサービスセンターを併設しています。また、災害時の福祉避難所として指定されています。
- 山岡健康増進センターと山岡デイサービスセンターゆとり、山岡ショートステイほのぼの荘、山岡診療所の４施設は一体になった施設で、それぞれ指定管理者制度により管理・運営しています。山岡健康増進センターでは、高齢者の健康増進や地域住民の福祉向上のために、健康講座などの保健福祉事業を行っています。
- 障がい福祉サービス事業所明智ひとつばたごは、恵那市社会福祉協議会を指定管理者として運営しています。障がい福祉サービス就労継続支援Ｂ型事業所として、障がいのある人が生きがいを持ち、自立を目指して生活することを支援しています。

再配置の指針

- 社会福祉施設は、当面、指定管理者制度導入施設として継続しますが、将来に渡っては民間移譲も検討していきます。
- 各福祉センターは、市域施設と捉え、集約化を進め、よりよい福祉サービスが提供できる施設としていきます。
- 山岡健康増進センター等は、保健・福祉・医療の連携により一体的に整備された市域施設であり、市民の健康増進を図るため、市域全体で利用しやすい施設としていきます。

目指す効果

- 誰もが身近な地域において、地域とのつながりが得られるよう、利用しやすい居場所や拠点の整備、交流の機会づくりに取り組みます。

社会福祉施設

番号	名称
121	恵那市福祉センター
122	岩村福祉センター
123	山岡健康増進センター
124	明智福祉センター
125	明智ひとつばたご
126	串原福祉センター

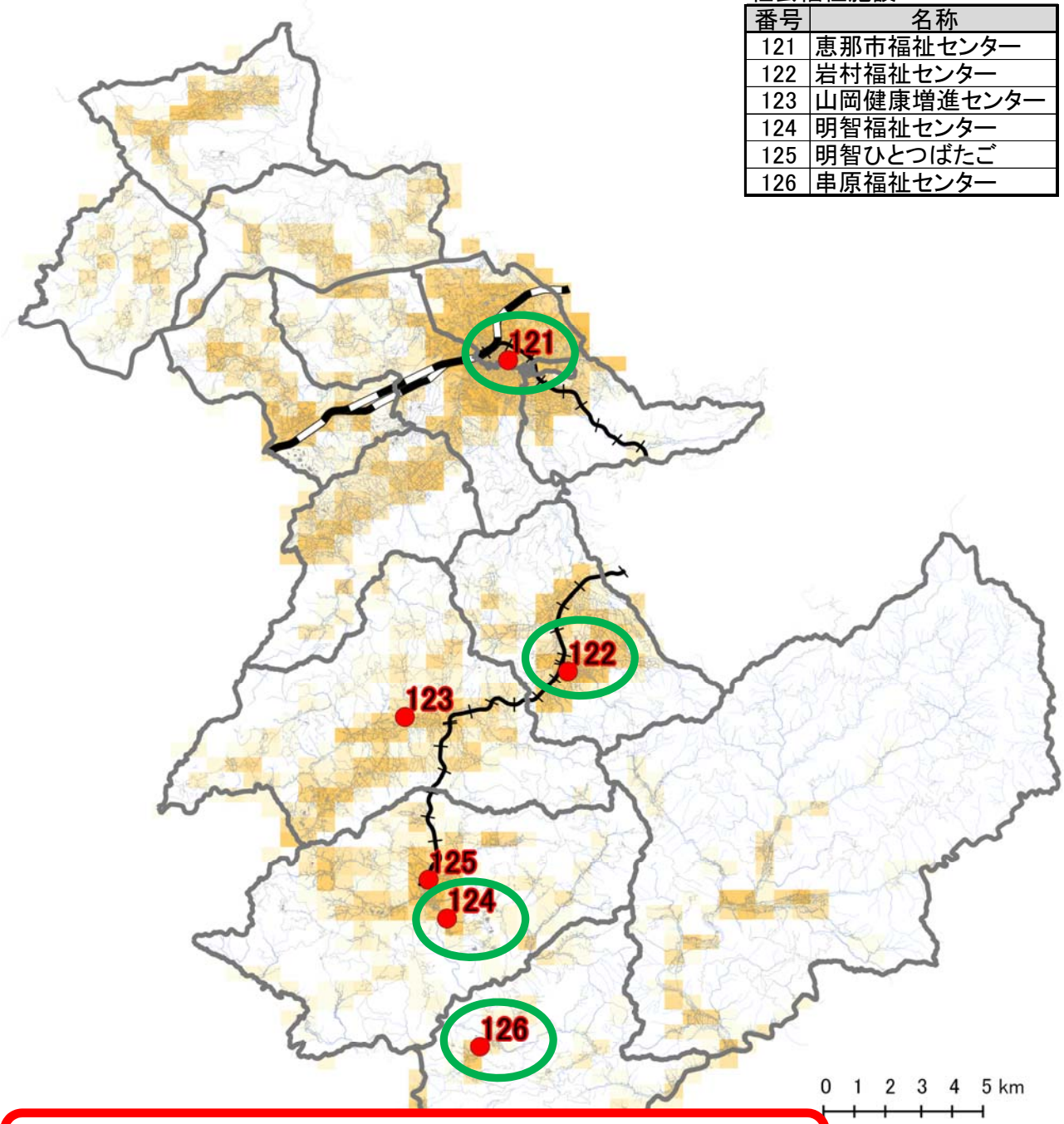

社会福祉施設は、当面、指定管理者制度導入施設として継続しますが、民間移譲も検討していきます。

各福祉センターは、市域施設と捉え、集約化を進め、よりよい福祉サービスが提供できる施設としていきます。

大分類	小分類
保健・社会系施設	高齢福祉施設

恵那市の政策・計画

- 「第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域の特性に応じた高齢者施策の推進、介護保険制度の運営に努めます。
- 介護を受けながら安心して暮らすサービスの充実のために、要介護状態に応じたサービスが享受でき、地域で安心して住み続けられるよう、地域密着型サービスの提供体制を充実します。

現在の施設状況

- 地域ごとに高齢福祉施設と社会福祉施設が近くに集まっており、各地域の福祉拠点になっています。
- 旧恵那市地域では中心市街（大井町・長島町）と三郷町に高齢福祉施設があり、恵南地域では地域ごとに施設が配置されています。
- 平成 28 年度に、特別養護老人ホーム福寿苑、ショートステイ、デイサービスは指定管理者制度を導入しました。
- 平成 30 年度に、介護老人保健施設ひまわり（明智町）は指定管理者制度を導入しました。

再配置の指針

- 介護サービスを提供する施設は、当面、指定管理者制度導入施設として継続します。
- 市域での民間施設の進出状況を踏まえ、民営化が可能な施設については民営化を積極的に進めます。

目指す効果

- 民間のノウハウの活用により、より質の高いサービスの提供が可能となります。

高齢福祉施設

番号	名称
127	養護老人ホーム恵光園
128	デイサービスセンター恵愛
~~129~~	~~恵那市福祉センター（老人福祉センター）~~
130	明日香苑（特養・ショートステイ）
131	明日香苑（デイサービス）
132	明日香苑（ケアハウス）
133	岩邑いきがい会館
134	岩村福祉センター（デイサービス）
136	山岡デイサービスセンターゆとり
137	山岡ショートステイほのぼの荘
138	明智回想法センター
139	介護老人保健施設ひまわり
140	明智福祉センター（デイサービス）
141	串原福祉センター（デイサービス）
142	福寿苑（特養）
143	福寿苑（ショートステイ）
144	福寿苑（デイサービス）
145	寿限無の里

市域での民間施設の進出状況を踏まえ、民営化が可能な施設については民営化を積極的に進めます。

大分類	小分類
保健・福祉系施設	保健センター

恵那市の政策・計画

- 市民が心身ともに健全な生活を送ることができるように、「恵那市いきいきヘルシープラン」と題し、健康増進を図る具体的な計画を策定しました。そして、生活習慣病を予防するための健康診断受診率の向上、個別保健指導による健康管理を支援してきました。
- 市民一人ひとりの健康づくりや生活習慣病予防の意識を高め、市民の自主的な健康管理や健康づくり活動を促進します。

現在の施設状況

- 恵那市保健センター（長島町）、岩村保健センター、かみやはぎ総合保健福祉センターの３施設があり、全て恵那市直営で運営を行っています。
- 恵那市保健センターは、市役所西庁舎２Ｆに設置しています。
- 岩村福祉センターは、デイサービスセンター、岩村保健センターの複合機能施設となっています。

再配置の指針

- 各保健センターは、直営施設として継続し、市域での保健指導施設と位置付けます。
- かみやはぎ総合保健福祉センターは、国保上矢作病院と連携して事業を進めているため、国保上矢作病院の再整備計画と併せて検討を行います。

目指す効果

- 市民の自主的な健康管理や健康づくり活動を支援するため、より充実した保健事業を実施します。

保健センター

番号	名称
146	恵那市保健センター
147	岩村保健センター
~~148~~	~~明智保健センター~~
149	かみやはぎ総合保健福祉センター

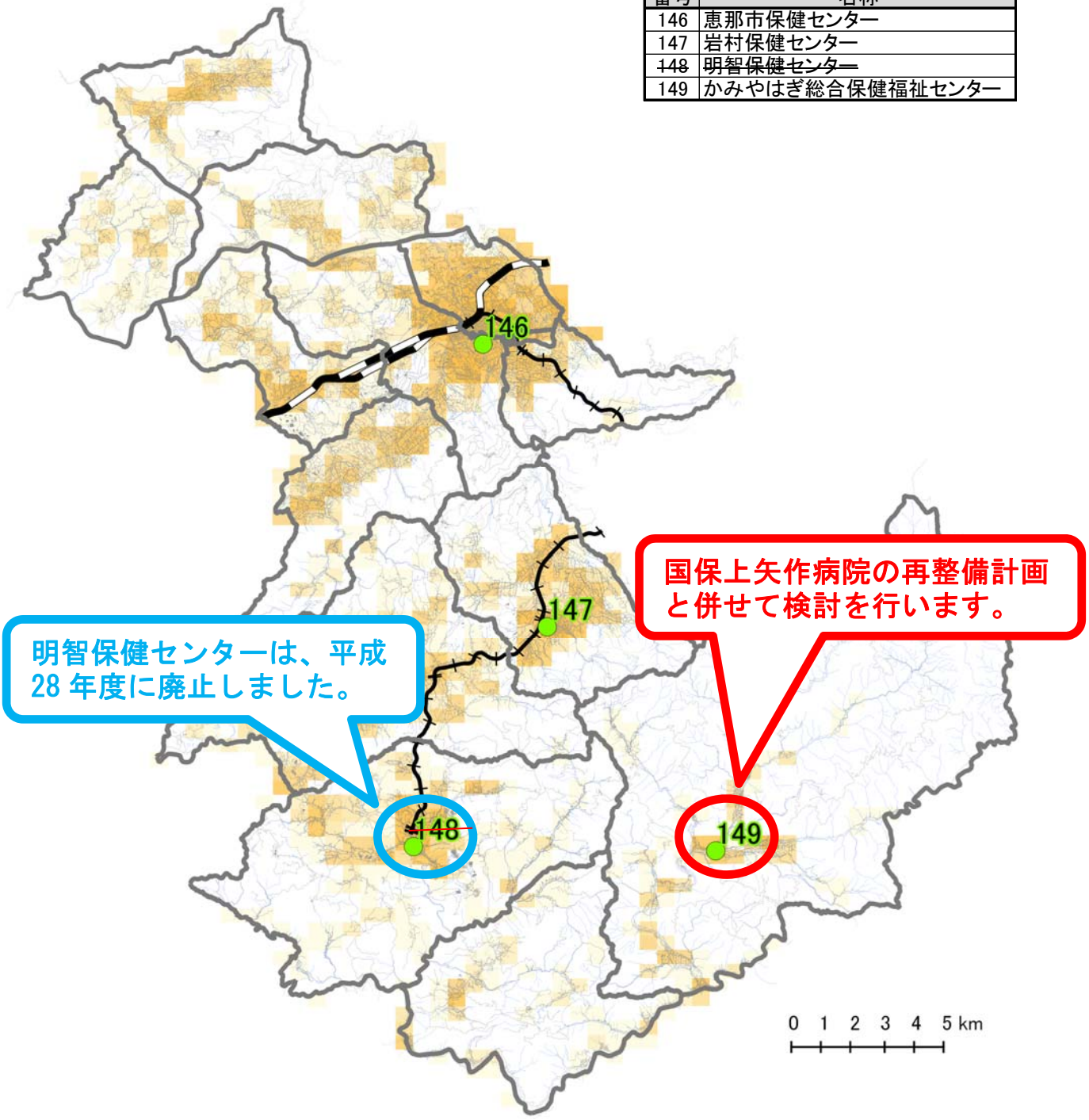

明智保健センターは、平成28年度に廃止しました。

国保上矢作病院の再整備計画と併せて検討を行います。

各保健センターは、直営施設として継続し、市域での保健指導施設と位置付けます。

大分類	小分類
子育て支援施設	こども園

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、子どもを安心して産み育てることができる子育て環境をつくります。また未満児の入園希望者が年々増えているため、未満児を預かることのできない園を改修して、一人でも多くの園児を受け入れることを目指します。

現在の施設状況

- 合併後、保育園の統合と適正配置を進めてきました。
- 平成 27 年度から公立の幼稚園・保育園は、幼保一元化により全てこども園に移行しました。
- 平成 28 年度に明智こども園に吉田こども園を統合しました。
- 平成 30 年度に長島こども園と二葉こども園を統合し、おさしま二葉こども園を開園しました。
- 直営施設として、大井こども園、やまびここども園、東野こども園、みさとこども園、武並こども園、中野方こども園、飯地こども園、山岡こども園、明智こども園、串原こども園、上矢作こども園があります。
- 城ヶ丘こども園、おさしま二葉こども園、岩村こども園には指定管理者制度を導入しています。

再配置の指針

- 現状のサービスの提供方法を継続し、地域の子育ての拠点として進めます。

目指す効果

- 家族だけでなく地域で子どもを安心して産み育て、子どもが健やかに成長できる環境を提供します。
- 妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない包括的な支援体制を構築します。

こども園

番号	名称
150	中野方こども園
151	飯地こども園
152	武並こども園
~~153~~	~~長島こども園~~
154	やまびここども園
~~155~~	~~二葉こども園~~
156	城ケ丘こども園
157	大井こども園
158	東野こども園
159	みさとこども園
160	岩村こども園
161	山岡こども園
162	明智こども園
~~163~~	~~吉田こども園~~
164	串原こども園
165	上矢作こども園
455	おさしま二葉こども園

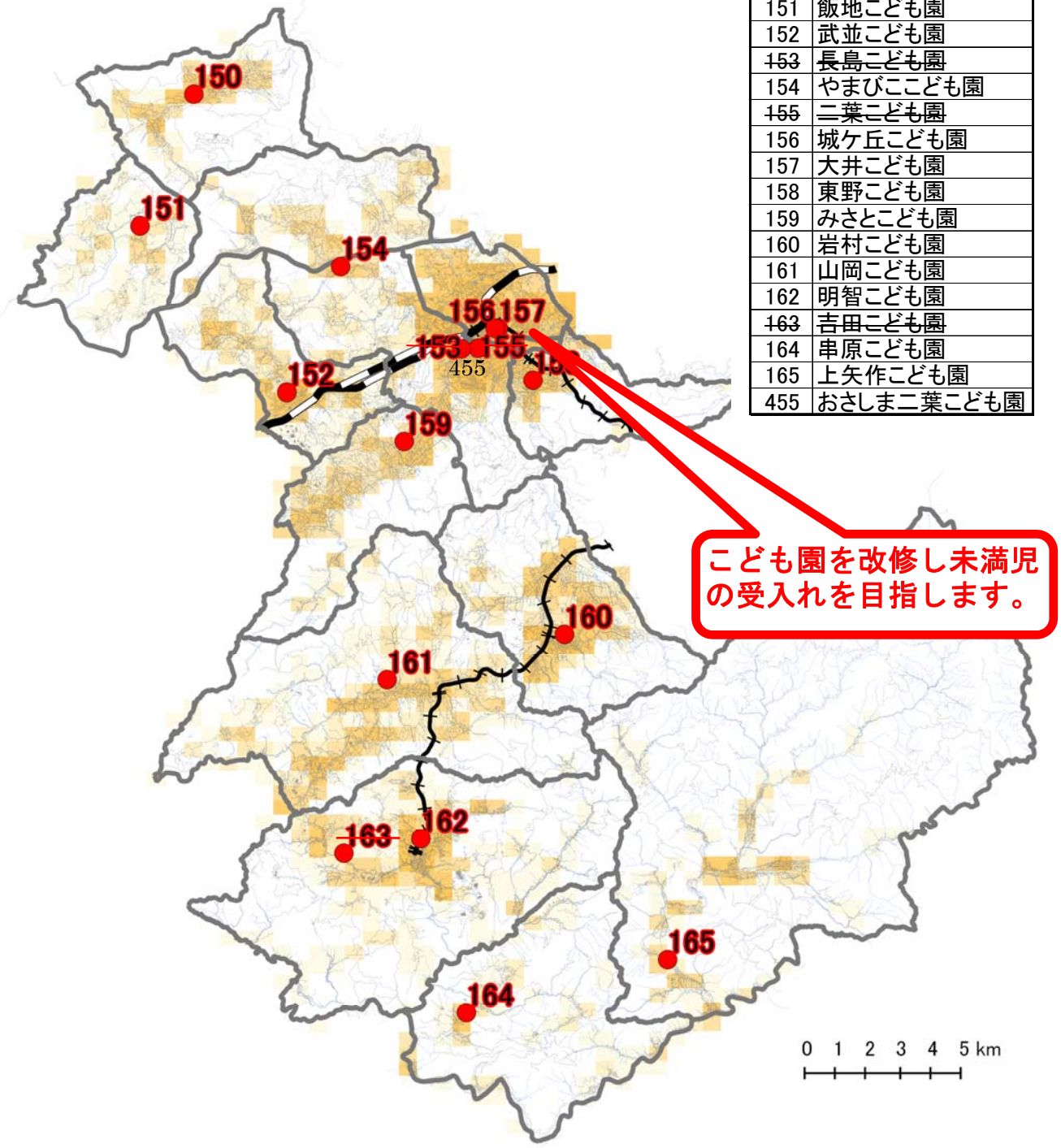

こども園を改修し未満児の受入れを目指します。

地域の子育ての拠点として進めます。

大分類	小分類
子育て支援施設	児童福祉施設

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、安心して日々の暮らしを送ることができ、誰もが活躍できる社会を目指します。
- 放課後児童クラブ（学童保育所）は、平成 30 年９月に国より示された「新・放課後子ども総合プラン」及び、令和２年３月に策定した「恵那市放課後子ども総合プラン」に基づき、今後の放課後児童対策の取組を推進します。

現在の施設状況

- 児童館は大井児童センター、中野児童センター（長島町）の２施設が設置されています。いずれも指定管理者として恵那市社会福祉協議会が管理・運営を行っています。
- こども元気プラザ（長島町）は、就学前の子育てサービス施設として、利用者が多い施設となっています。
- こども発達センターは、旧恵那市域に「にじの家（大井町）」、恵南地域に「おひさま（山岡町）」の２施設があり、いずれも指定管理者として恵那市社会福祉協議会が管理・運営を行っています。
- ３か所の児童遊園は、維持管理をシルバー人材センターに委託しています。
- 平成 29 年度に市立恵那病院の旧棟を活用して、病児保育所を開所しました。

再配置の指針

- 他の施設や制度を総合的に判断し、代替施設の設置が可能な場合は、施設の廃止も検討していきます。

目指す効果

- 妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない包括的な支援体制を構築します。
- 放課後の子どもの居場所を確保し、働きながら安心して子育てができる環境をつくります。

児童福祉施設

番号	名称
166	中野児童センター
167	こども元気プラザ
168	正家こだま児童遊園
169	中野児童遊園
170	こども発達センター・にじの家
171	恵那市福祉センター （大井児童センター）
172	小鳩児童遊園
173	子ども発達センター・おひさま
~~174~~	~~山岡学童保育所~~ ~~（子供安全安心ハートクラブ）~~
451	恵那市病児保育所

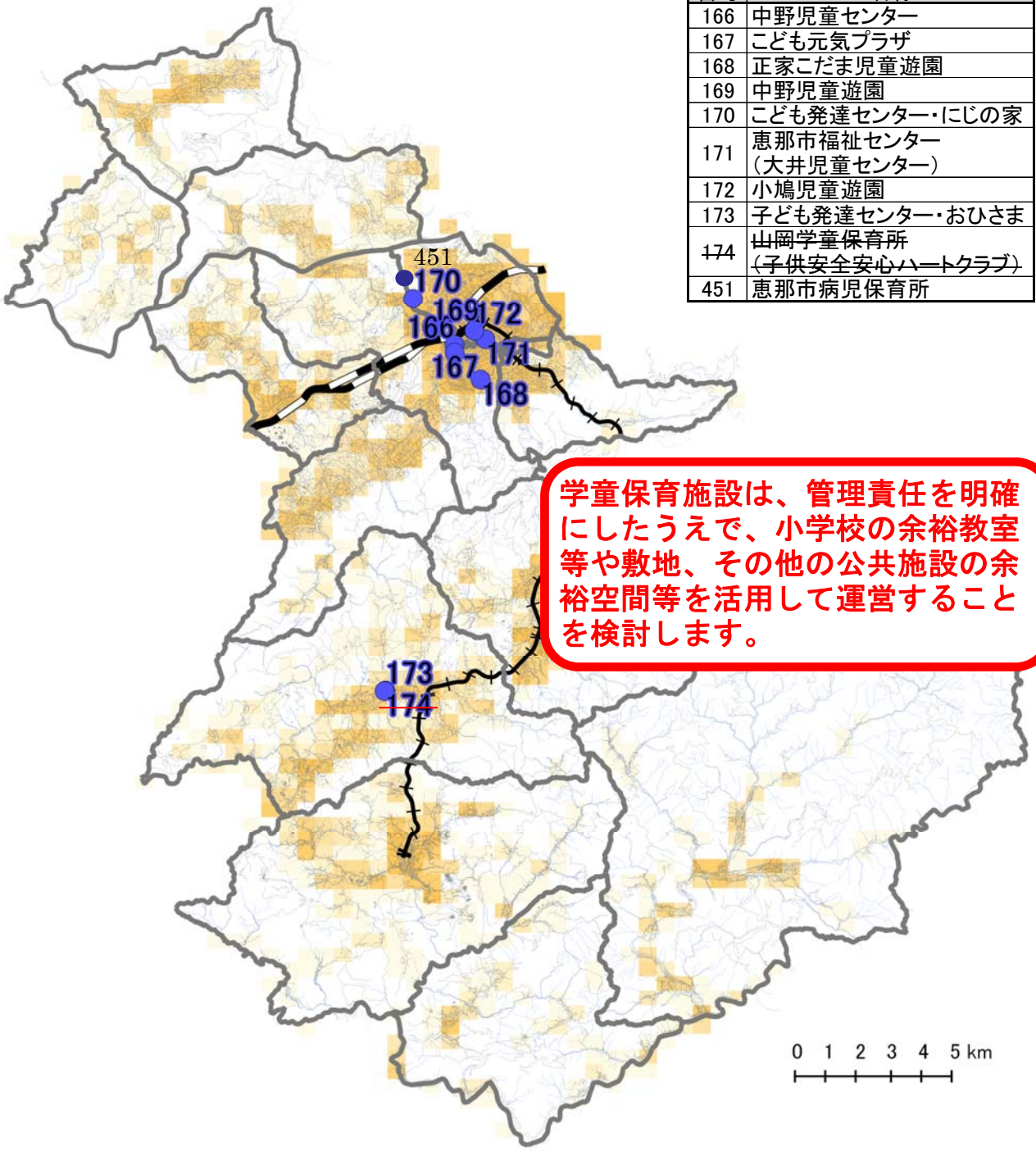

学童保育施設は、管理責任を明確にしたうえで、小学校の余裕教室等や敷地、その他の公共施設の余裕空間等を活用して運営することを検討します。

他の施設や制度を総合的に判断し、代替施設の設置が可能な場合は、施設の廃止も検討していきます。

大分類	小分類
産業系施設	農業施設

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、新分野産業の育成、既存企業の育成、農林業の経営基盤の強化など、産業の高度化・転換を推進し、安定した雇用と地域の活力を高めます。
- 広報活動等により市民の自然に対する理解を促進します。

現在の施設状況

- 農業施設のなかで、農用地の保全または生産基盤としての機能を有する施設は、ため池・防災ダム（３施設）です。
- 農村地域の生活環境整備、就農者の確保・育成等を目的とした施設が大半を占めます。
- 平成 28 年度に山岡農村婦人の家を廃止しました。
- 平成 30 年度にアグリパーク恵那総合管理センターを移譲しました。
- 令和３年度に山岡花・野菜苗育苗施設は指定管理者制度が導入されました。
- 平成 23～令和４年度までに 11 施設が移譲・廃止されました。

再配置の指針

- ため池、防災ダム（３施設）を除いて、原則、民間等に委ねられる施設と捉え、民間移譲や指定管理者指定を進めます。

目指す効果

- 農用地の保全機能を維持します。
- 受益者が主体的に活動できる拠点となります。

農業施設

番号	名称
~~175~~	~~アグリパーク恵那総合管理センター~~
176	小沢ため池
177	アグリパーク恵那ふれあい広場
178	兼平防災ダム
179	田沢防災ダム
180	串原健康管理センター
181	串原田舎じまん館
182	串原朝市広場みちくさ
183	大船牧場【休牧中】
184	しでこぶしの里悠楽館
185	田園空間ビジターセンター
186	南部農業者トレーニングセンター
187	山岡やすらぎの里（コテージ石楠花）
188	山岡花・野菜苗育苗施設
~~189~~	~~山岡農村婦人の家~~
190	上矢作基幹集落センター
191	福寿の里ふれあいセンター

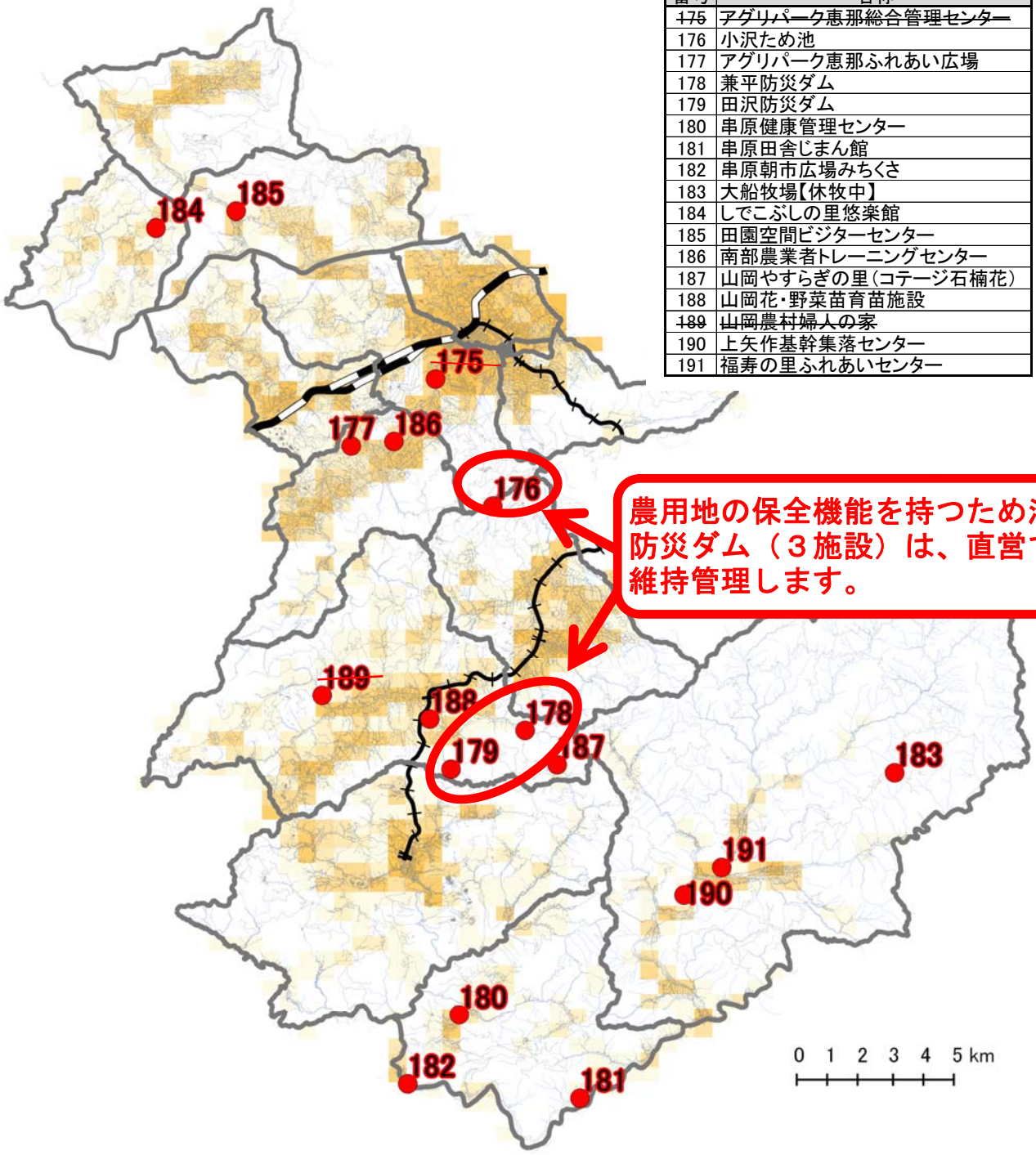

農用地の保全機能を持つため池・防災ダム（３施設）は、直営で維持管理します。

原則、民間に委ねられる施設として進めます。

大分類	小分類
産業系施設	林業施設

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、自然環境や農地の保全活動を推進すること、魅力ある自然環境空間づくりを進めることとし、以下の施策を掲げています。
  - ✧ 自然環境保全団体を支援し、きめ細やかな森林整備を進めます。
  - ✧ 広報活動等により市民の自然に対する理解を促進します。
  - ✧ 良好な自然景観を守りつつ、景観を活かしたまちの魅力を高める活動を進めます。
  - ✧ 水源だけでなく、美しい景観やまちを守るための活動を推進します。

現在の施設状況

- 上矢作林業センターは、林業生産の合理化、生産性の向上を図るための実技訓練及び相互研鑽を目的とした施設でしたが、平成 29 年度に民間移譲しました。

再配置の指針

- 民間移譲したため完了。

目指す効果

- 民間移譲したため完了。

林業施設

番号	名称
~~192~~	~~上矢作林業センター~~

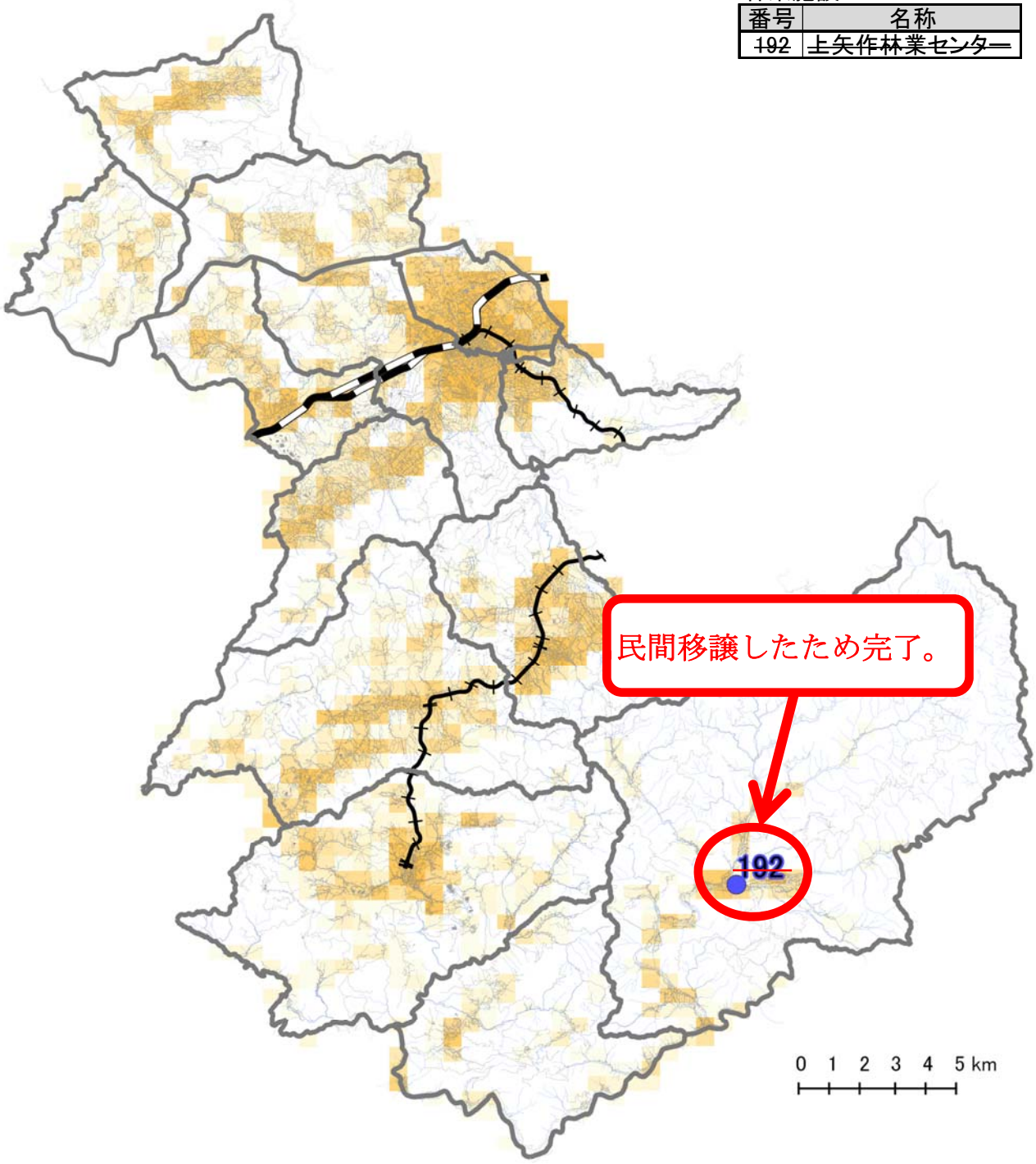

大分類	小分類
産業系施設	商工施設

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、新分野産業の育成、既存企業の育成、農林業の経営基盤の強化など、産業の高度化・転換を推進し、安定した雇用と地域の活力を高めます。

現在の施設状況

- 鉄道駅に隣接する駐車場・自転車駐車場は、指定管理者制度を導入しています。
- 上矢作共同作業所は、就労及び所得確保の場を創出することを目的として設置しています。

再配置の指針

- 駐車場、駐輪場は、指定管理者制度導入施設として継続し、市域施設として公共交通の補完施設とします。
- 利用者が特定の企業・組織等に限定される施設については施設のあり方を検討します。

目指す効果

- 生まれ育ったまちに住み続けられるよう通勤・通学環境の向上が図られます。
- 継続した雇用の確保が図られます。

商工施設

番号	名称
193	武並駅前自転車駐車場
194	恵那駅西駐車場
195	岩村駅前自転車駐車場
196	山岡駅前自転車駐車場
197	花白駅前自転車駐車場
198	小里川ダム右岸広場
199	上矢作共同作業所

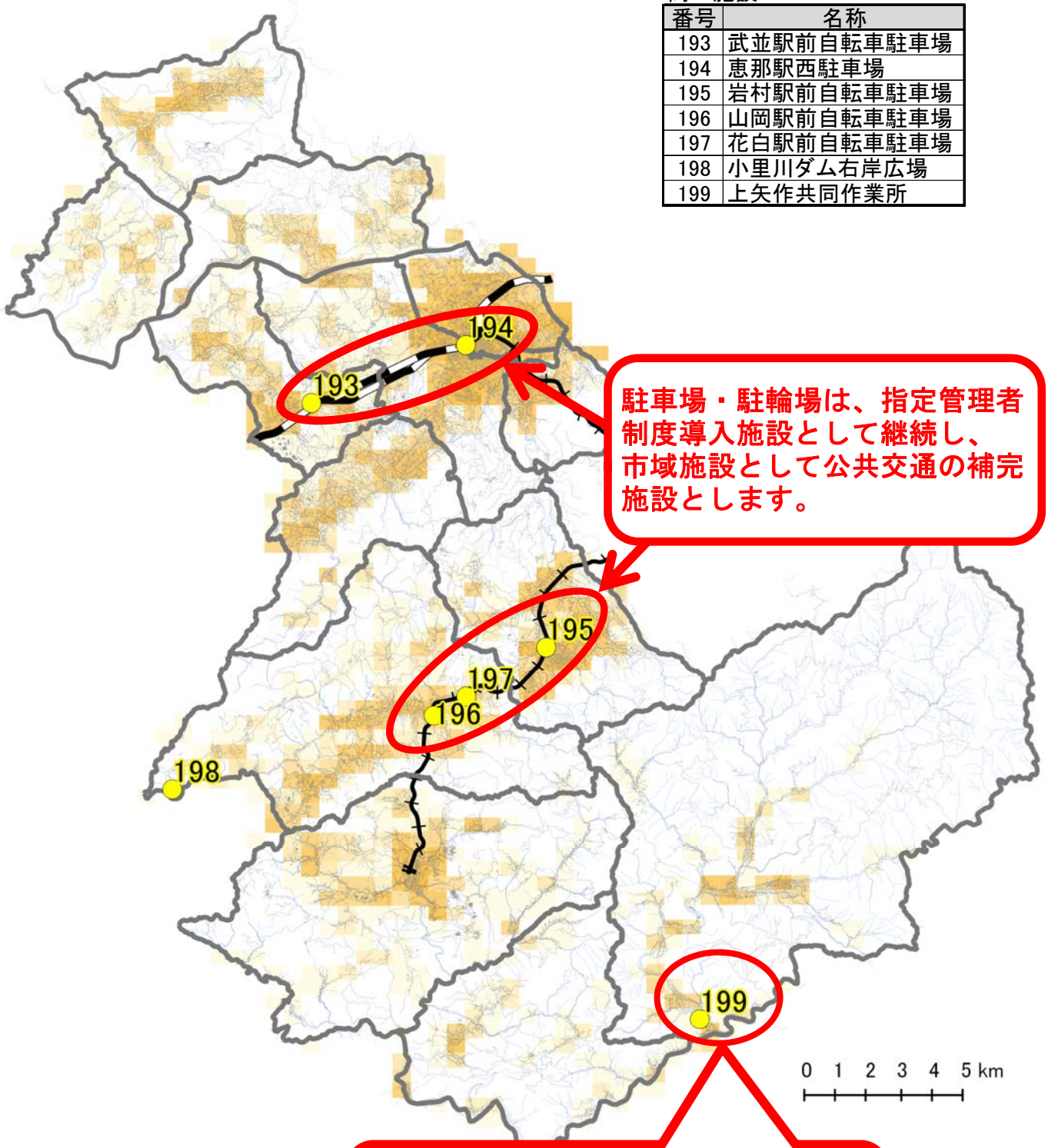

駐車場・駐輪場は、指定管理者制度導入施設として継続し、市域施設として公共交通の補完施設とします。

利用者が特定の企業・組織等に限定される施設については施設のあり方を検討します。

大分類	小分類
産業系施設	観光施設

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、地域が主体となって地域資源の魅力を磨き上げ、内外にその魅力を発信し、観光まちづくりや都市農村交流などを通じて、まちの活力を高めます。
  - ✧ 恵那の魅力発掘とブランド化、観光基盤の整備を進めます。
  - ✧ 滞在・周遊を意識した観光商品の開発を推進します。
  - ✧ 恵那の魅力を戦略的に発信します。

現在の施設状況

- ８割以上の観光施設で既に指定管理者制度を導入済みです。
- 観光施設は恵南地域に多く立地し、特に明智町では大正村関連施設が集中しています。
- 岩村町や明智町には、単なる集客施設ではなく、歴史的建築物として文化財的価値を有する施設があります。
- 複数の施設が近接することで、複合観光施設としての役割を果たしています。
- 令和元年度に、恵那峡ビジターセンターを開設しました。
- 令和４年度に、保古グランピングを開設しました。

再配置の指針

- 指定管理者制度導入施設の内、民間移譲が可能な施設は、積極的に民間移譲を進め、集客アップと雇用拡大を目指します。
- 複数の施設が近接して立地し、観光資源としての価値を高められている場合は、これらの施設を一体的に捉え再編を検討します。

目指す効果

- 民間活力を活用し、恵那市の魅力を高め、活気あるまちづくりが進みます。
- 多様な観光ニーズに対応するため、他施設との連携を図り、交流人口の増加を図ります。

観光施設

番号	名称	番号	名称	番号	名称
200	不動の滝農産物直売所	212	日本大正村資料館	224	大正村広場
201	タウンプラザ恵那	213	天久資料館	225	明智駅前プラザ
202	国民宿舎恵那山荘	~~214~~	~~大正おもちゃ資料館~~	226	奥矢作レクリエーションセンター
203	道の駅そばの郷らっせぃみさと	215	大正ロマン館	227	くしはら温泉ささゆりの湯
204	岩村地域特産物直売所	216	大正時代館	228	串原コテージふるさと
205	岩村まち並みふれあいの館	217	大正の館	229	串原チャレンジハウス創手味亭
206	道の駅おばあちゃん市・山岡	218	絵画館	230	道の駅上矢作ラ・フォーレ福寿の里
207	山岡陶業文化センター	219	ギャラリーみたかや	231	上矢作地域資源販路拡大施設
208	山岡陶業ギャラリー	220	日本大正村役場	232	福寿の里モンゴル村
209	ヘルシーハウス山岡	221	華風庵	233	コテージかわせみ
210	山岡特産品展示施設	222	おんさい工房	234	越沢コテージ
~~211~~	~~大正村明智の森キャンプ場~~	223	大正村コテージこもれび	452	恵那峡ビジターセンター
				460	保古グランピング

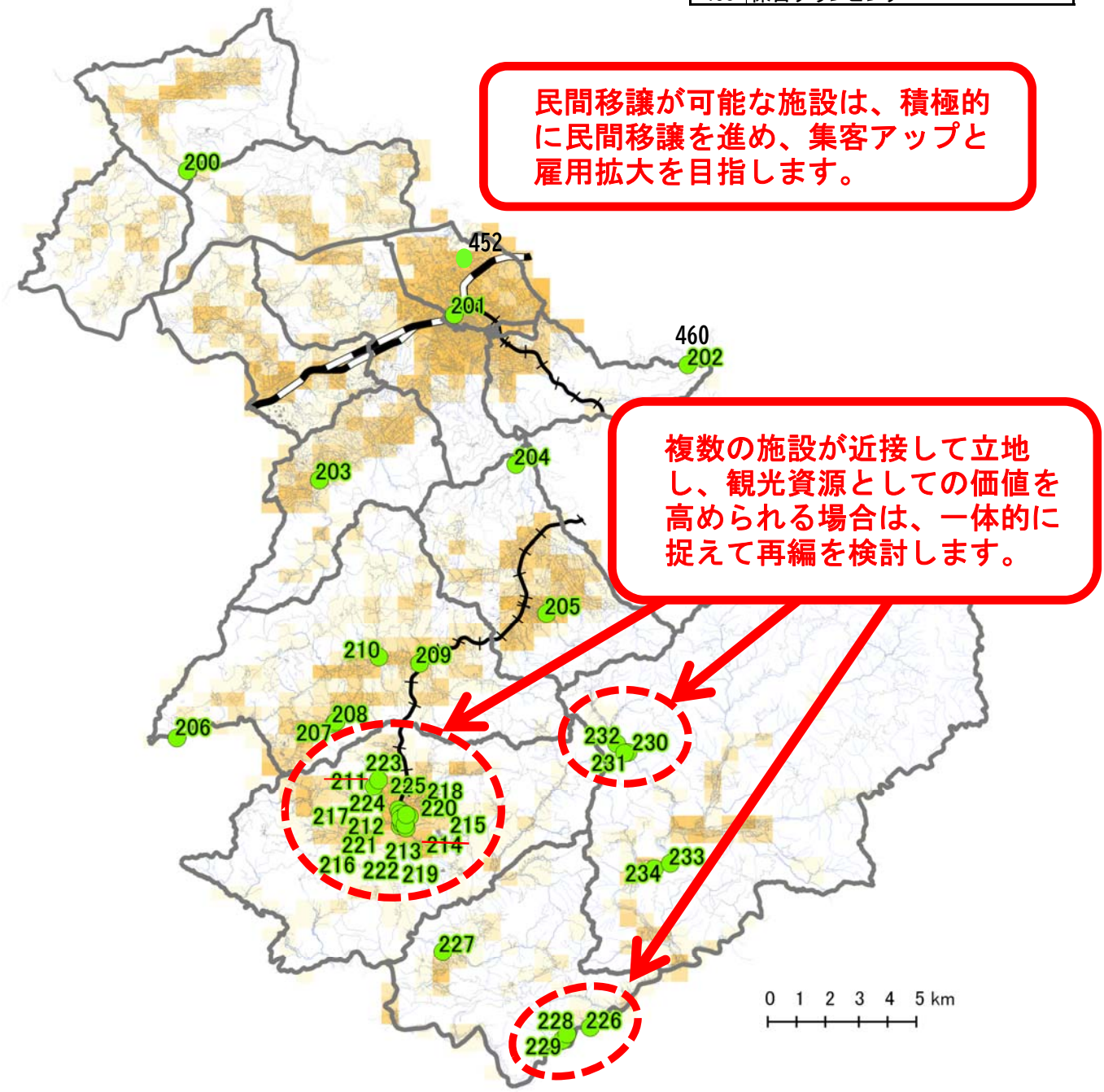

大分類	小分類
都市整備系施設	都市公園

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、魅力を活かしたまち並み（景観）形成を進めるとともに、快適に暮らすことができる計画的な土地利用を進めるとし、課題解決のため安心安全な憩の空間を創造することとしています。

現在の施設状況

- 中心市街地（大井町・長島町）に 14 の都市公園が配置されており、市民に憩いの場を提供しています。
- 令和２年度に、中曽根公園、道垣外公園を整備しました。

再配置の指針

- 都市公園は、直営施設として、地域拠点施設と捉え継続します。
- 施設更新計画を策定し、遊具の設置や管理運営方法を検討します。

目指す効果

- 安心して子どもを産み育てることなど、地域の住環境を充実します。

都市公園

番号	名称
235	中野公園
236	うとう公園
237	マロニエ公園
238	ほりた公園
239	まきもと公園
240	ふれあいひろば
241	阿木川公園
242	神田公園
243	大崎公園
244	中央公園
245	学頭公園
246	中山道大井宿広場
457	中曽根公園
458	道垣外公園

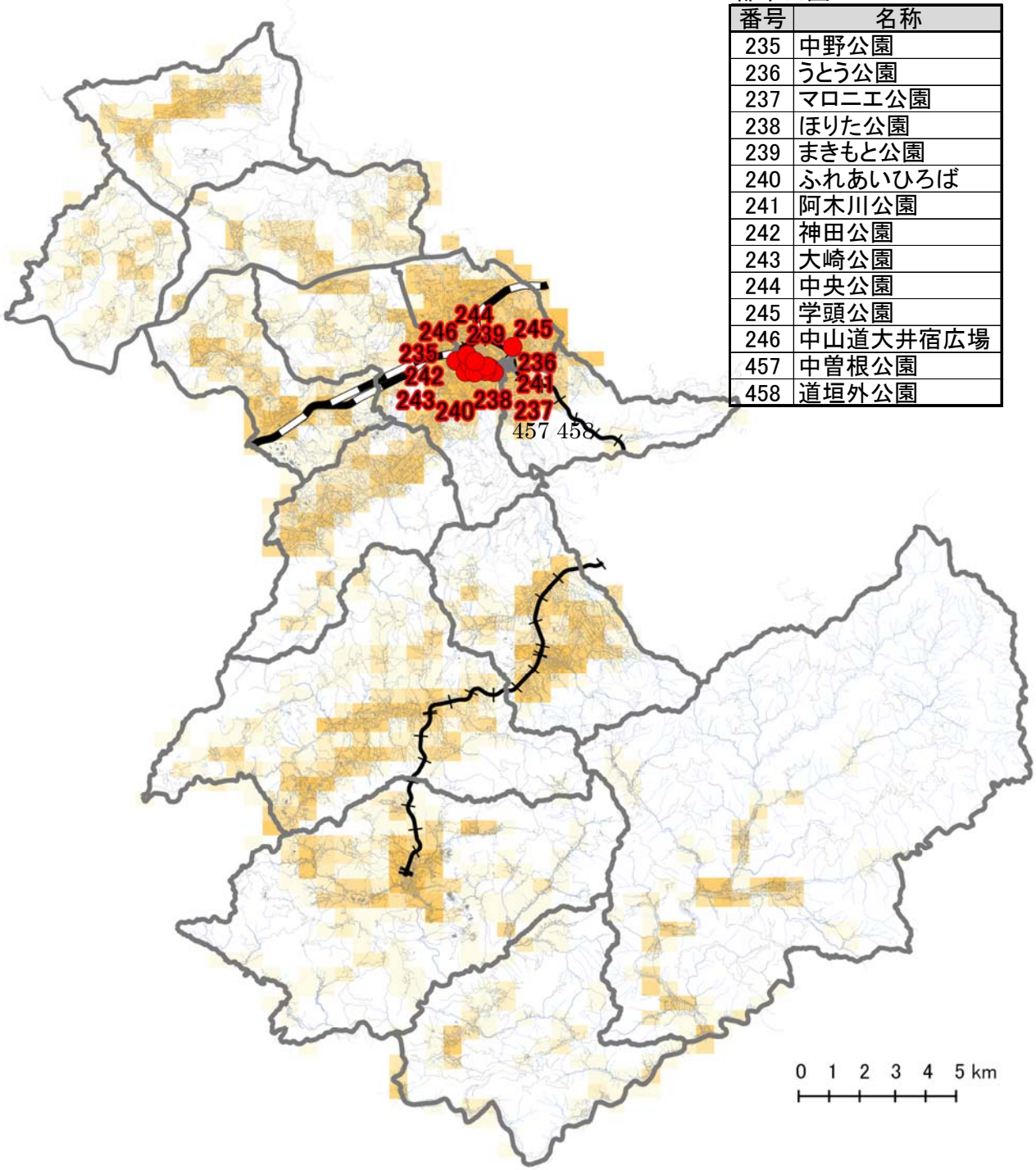

子育て世代が安全で安心して利用できる公園とするため、施設更新計画を策定し、遊具の設置や管理運営方法を検討します。

大分類	小分類
都市整備系施設	その他公園

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、魅力を活かしたまち並み（景観）形成を進めるとともに、快適に暮らすことができる計画的な土地利用を進めるとし、課題解決のため安心安全な憩の空間を創造することを基本施策としています。

現在の施設状況

- 山岡町・明智町・串原・上矢作町に計８つの公園が配置されています。豊かな自然との触れ合いの場であり、また、野外活動などの拠点となっています。

再配置の指針

- その他公園は、直営施設として継続しますが、地域の実情に合わせた利活用も検討していきます。

目指す効果

- 地域の実情にあった安心して子どもを産み育てる環境が充実します。

その他公園

番号	名称
247	串原農村公園
248	木根農村公園
249	福寿の里河川公園
250	農村公園
251	山岡森林伝統文化体験交流施設
252	山岡ネイチャーセンター
253	イワクラ公園
254	大正村明智の森

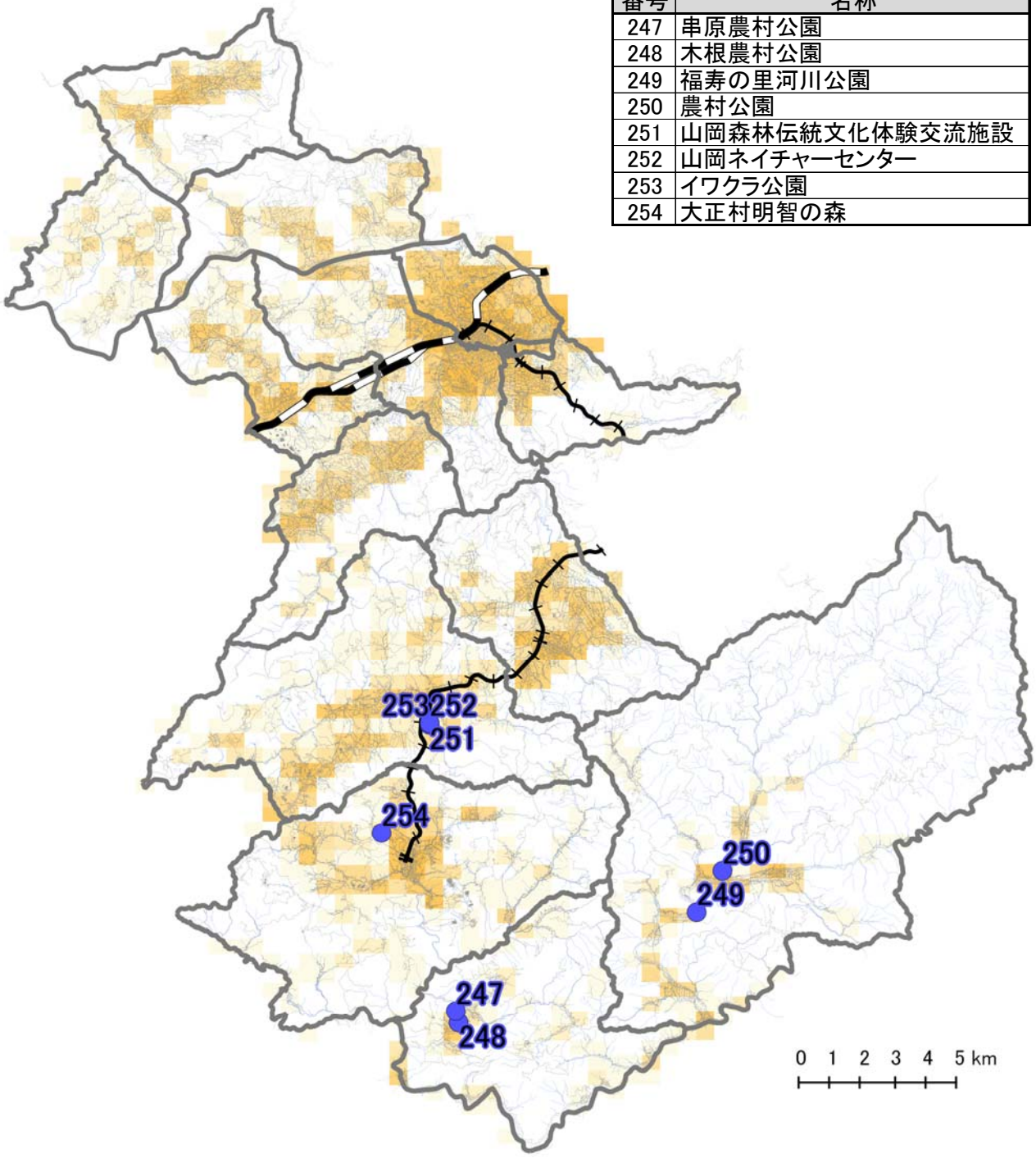

地域の実情に合わせた利活用も検討します。

大分類	小分類
公営住宅	公営住宅

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、「安心して日々を暮らせる」を基本施策としています。安心して日々の暮らしを送ることができ、誰もが活躍できる社会を目指し、住宅困窮者や低額所得者が安心して生活できる公営住宅等を供給します。
- 「恵那市公営住宅等長寿命化計画」の方針に基づき、住宅の適正かつ計画的な維持管理を行うとともに、老朽化が著しいものは廃止していきます。また、老朽化した住宅の入居者には、利便性の高い住宅への移転や住替えを促進し、住宅の集約化を図ります。

現在の施設状況

- 旧恵那市地域は、公営住宅が大井町・長島町に集中しており、団地は少ないが、大洞（長島町）、鏡山（大井町）、丸池（大井町）は規模の大きい住宅団地になっています。
- 恵南５地域には、小規模な住宅団地が多数分散配置されています。
- 入居率は、市営住宅 88.3%、特定公共賃貸住宅 42.9%、若者住宅 68.4%、一般住宅 88.9%となっています（令和５年４月１日現在）。
- 平成 26 年度に東山住宅を廃止しました。
- 平成 29 年度に舟山住宅（市営）、恵那市雇用促進住宅駐車場を廃止しました。
- 平成 30 年度に舟山住宅（一般）、大正寺団地を廃止しました。
- 令和２年度に法明住宅を廃止しました。
- 令和４年度に矢伏住宅を廃止しました。

再配置の指針

- 公営住宅等は、直営施設として継続しますが、「恵那市公営住宅等長寿命化計画」により、老朽化した住宅の廃止を行い、管理戸数 612 戸から 288 戸（令和 13 年度）とします。

目指す効果

- 安心して日々を暮らせる住環境を提供します。

住宅の廃止は居住者の理解を得ながら進めます。

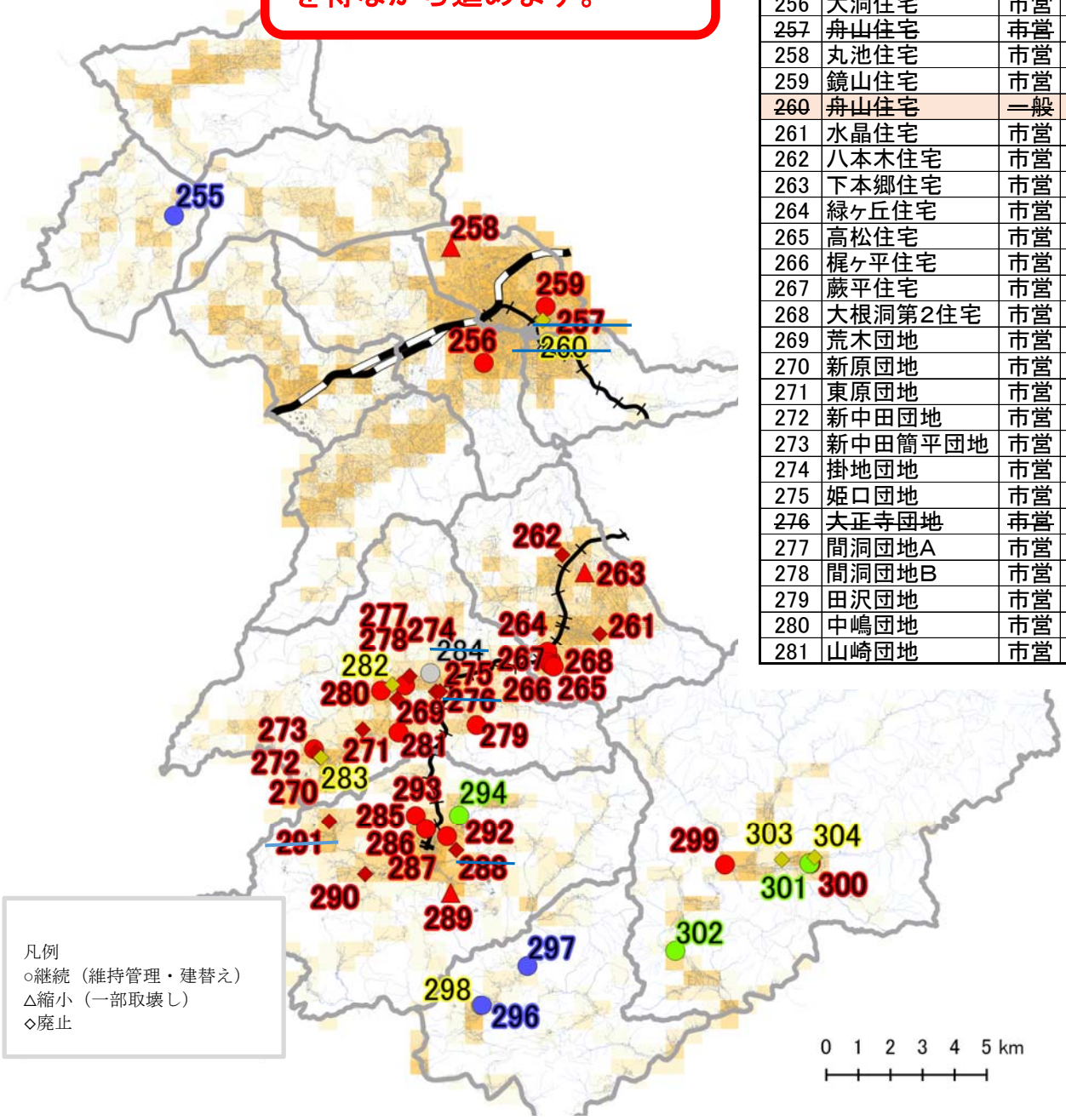

公営住宅

番号	名称	種類	方針
255	天空の里 沖田団地	定住 促進	継続
256	大洞住宅	市営	縮小
~~257~~	~~舟山住宅~~	~~市営~~	~~廃止~~
258	丸池住宅	市営	廃止
259	鏡山住宅	市営	継続
~~260~~	~~舟山住宅~~	~~一般~~	~~廃止~~
261	水晶住宅	市営	廃止
262	八本木住宅	市営	廃止
263	下本郷住宅	市営	廃止
264	緑ヶ丘住宅	市営	廃止
265	高松住宅	市営	廃止
266	梶ヶ平住宅	市営	廃止
267	蕨平住宅	市営	廃止
268	大根洞第2住宅	市営	継続
269	荒木団地	市営	廃止
270	新原団地	市営	廃止
271	東原団地	市営	廃止
272	新中田団地	市営	廃止
273	新中田簡平団地	市営	廃止
274	掛地団地	市営	廃止
275	姫口団地	市営	廃止
~~276~~	~~大正寺団地~~	~~市営~~	~~廃止~~
277	間洞団地A	市営	継続
278	間洞団地B	市営	継続
279	田沢団地	市営	継続
280	中嶋団地	市営	継続
281	山崎団地	市営	継続

番号	名称	種類	方針	番号	名称	種類	方針
282	旧交番住宅	一般	廃止	293	新井住宅	市営	継続
283	旧新原団地	一般	廃止	294	友愛タウン東山	若者	継続
~~284~~	~~雇用促進住宅~~ ~~山岡宿舎駐車場~~		~~廃止~~	296	木根団地	特公賃	継続
				297	松林団地	特公賃	継続
285	滝坂住宅	市営	継続	298	串原ささゆり住宅	一般	継続
286	滝坂ハイツ	市営	継続	299	末広住宅	市営	継続
287	滝坂ハイツ21	市営	継続	300	川原島住宅	市営	廃止
~~288~~	~~法明住宅~~	~~市営~~	~~廃止~~	301	川原島若者住宅	若者	継続
289	片平住宅	市営	廃止	302	平岩若者住宅	若者	継続
290	大栗住宅	市営	廃止	303	平井住宅	一般	廃止
~~291~~	~~矢伏住宅~~	~~市営~~	~~廃止~~	304	寺下住宅	一般	廃止
292	小畑住宅	市営	廃止				

大分類	小分類
学校教育系施設	小学校・中学校

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、子どもを安心して産み育てることができる子育て環境をつくります。
  - ✧ 放課後の子どもの居場所を確保し、働きながら安心して子育てできる環境をつくります。
  - ✧ 誰もが必要な教育を受けることができる体制を構築します。
  - ✧ 安心して学校へ通うことができる仕組みを構築します。

現在の施設状況

- 笠置町は地域内に小学校がなく、笠置地域の小学生は木曽川を渡ってすぐの位置にある恵那北小学校（長島町）に通っています。他の地域には小学校が１校以上配置されています。
- 旧恵那市地域の中学校は東・西・北の３校に統合されています。
- 飯地、串原、上矢作小学校は児童数が少なく、複式学級になっています。
- 令和４年度「恵那市教育環境等検討委員会」が設置され、恵那南地区の中学校統合について提言が出されました。提言書に基づき、恵那南地区統合中学校準備委員会を設置し、令和８年４月統合中学校の開校に向け準備を進めています。

再配置の指針

- 各小中学校の配置は、将来を見据えて子どもたちにとって適切な教育環境の構築に向けて、生徒数などの学校の現状や地域の情勢を把握し、課題を明確にして課題解決に向けた教育環境の改善を図ることを目的に検討していきます。また、合わせて地域のコミュニティ醸成の場や市民のスポーツ活動の場としての活用など多面的に検討します。

目指す効果

- 付けたい力として「主体性・社会性・郷土愛」を掲げ、学校での質の高い学びを確保するよう努めていきます。

小学校

番号	名称
305	中野方小学校
306	飯地小学校
308	武並小学校
309	長島小学校
310	恵那北小学校
312	大井小学校
313	大井第二小学校
315	東野小学校
316	三郷小学校
317	岩邑小学校
319	山岡小学校
321	明智小学校
324	串原小学校
325	上矢作小学校

中学校

番号	名称
307	恵那北中学校
311	恵那西中学校
314	恵那東中学校
318	岩邑中学校
320	山岡中学校
323	明智中学校
324	串原中学校
326	上矢作中学校

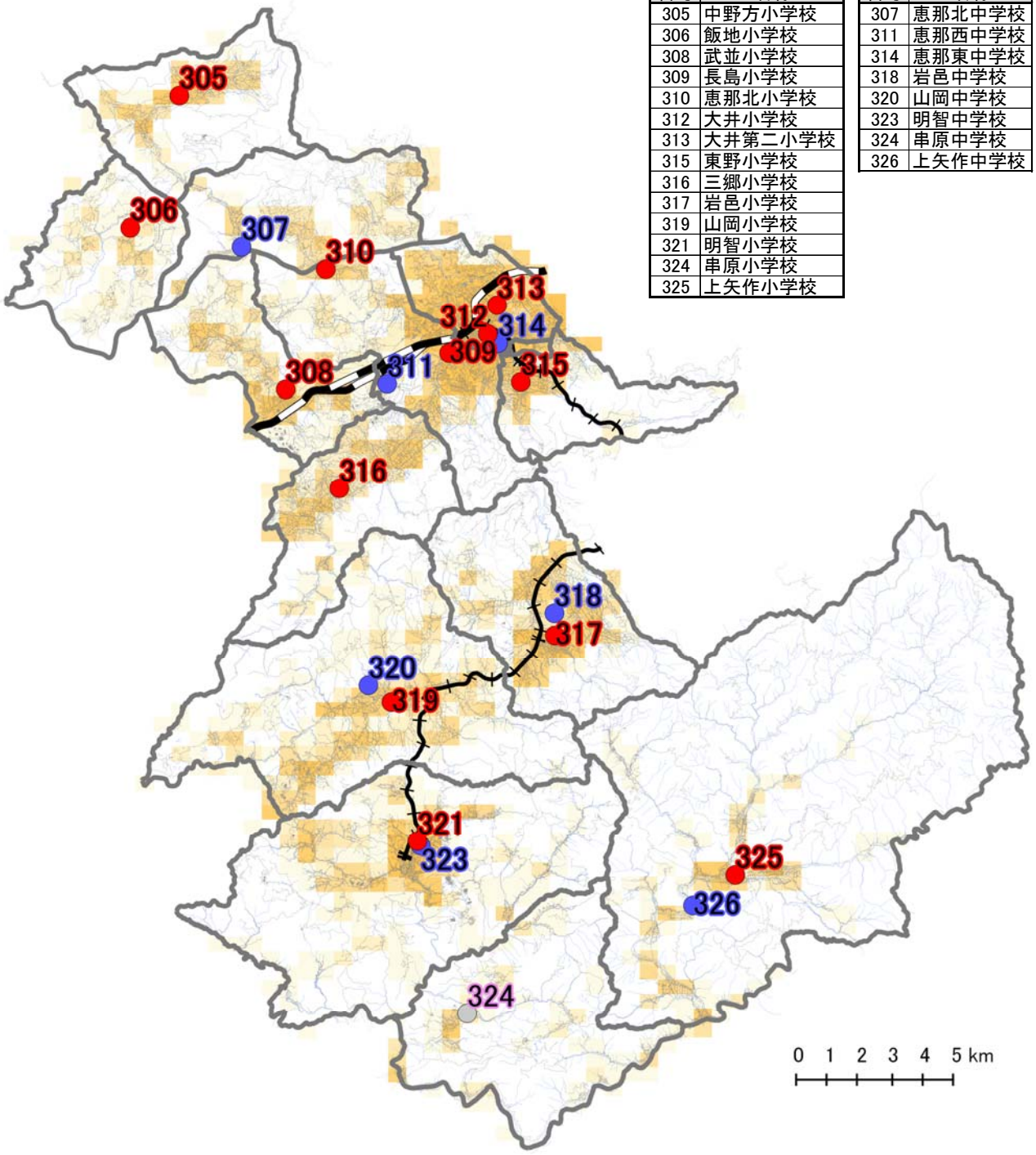

各小中学校の配置は、将来を見据えて子どもたちにとって適切な教育環境の構築に向けて、生徒数などの学校の現状や地域の情勢を把握し、課題を明確にして課題解決に向けた教育環境の改善を図ることを目的に検討していきます。

大分類	小分類
学校教育系施設	学校給食センター

恵那市の政策・計画

- 学校給食については、地元農産物の使用を増やし地産池消を進めるとともに、近年増加する食物アレルギー対策を行っています。また、栄養、健康、食文化、地元産物など食に関する知識を学ぶ食育の推進も目標に掲げています。

現在の施設状況

- 恵那市学校給食センターでは小学校９校、中学校３校、こども園２園と、特別支援学校１校の給食を調理します。
- 明智学校給食センターは、小学校・中学校各３校と、こども園３園の給食を調理します。山岡学校給食センターでは小学校・中学校各２校と、こども園２園の給食を調理します。
- 岩村学校給食センターは、令和３年度に廃止しました。
- 令和３年度に恵那市学校給食センターでは、食物アレルギーの対応に向けた施設の整備を行いました。
- 令和４年度から学校、こども園のモデル校を指定し順次、食物アレルギー対応食を開始しました。３学期からは、すべての学校及びこども園の食物アレルギー対応を実施しました。

再配置の指針

- 市域の児童・生徒・園児数を見据え、恵那市学校給食センターは存続し、その他の給食センターについても施設の処理能力を考慮し、存続します。

目指す効果

- 安全で安心な給食の提供をします。

学校給食センター

番号	名称
327	恵那市学校給食センター
~~328~~	~~岩村学校給食センター~~
329	山岡給食センター
330	明智学校給食センター

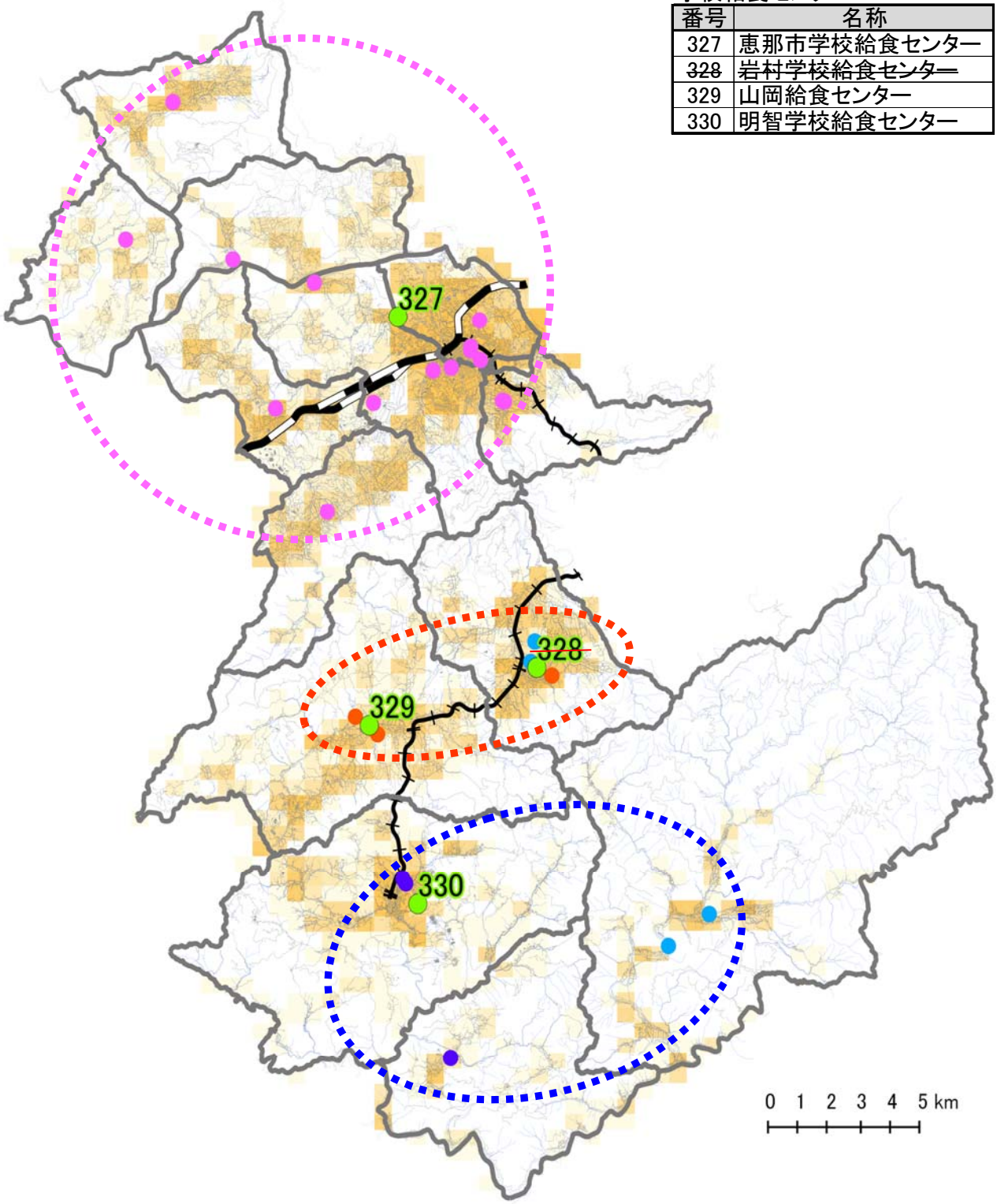

市域の児童・生徒・園児数を見据え、恵那市学校給食センターは存続し、その他の給食センターについても施設の処理能力を考慮し、存続します。

大分類	小分類
学校教育系施設	教職員住宅

恵那市の政策・計画

- 「第４次恵那市行財政改革行動計画」では、未入居状態が続く老朽化した教職員住宅４施設を廃止して有効活用します。

現在の施設状況

- 現在は、大井町（１棟 10 戸）、三郷町（１棟１戸）、岩村町（２棟４戸）、山岡町（２棟４戸）、明智町（１棟 12 戸）、上矢作町（２棟４戸）に教職員住宅があります。
- 令和元年度に中野方教職員住宅（１棟２戸）を廃止し定住促進を目的として活用するため移譲しました。
- 令和４年度に飯地校長住宅（１棟２戸）を廃止しました。
- 岩村町の大将陣教職員住宅の廃止に向けて地域と利活用について協議を進めています。

再配置の指針

- 必要な教職員住宅は確保しつつ、老朽化の伴う教職員住宅については廃止を検討していきます。廃止後は地域と利活用について検討していきます。

目指す効果

- 安心して日々を暮らせる住環境を提供します。

教職員住宅

番号	名称
~~331~~	~~中野方教職員住宅~~
~~332~~	~~飯地校長住宅~~
333	原教職員住宅
334	三郷教職員住宅
335	大将陣教職員住宅
336	間洞教職員住宅
337	明智教職員住宅
338	松下教職員住宅

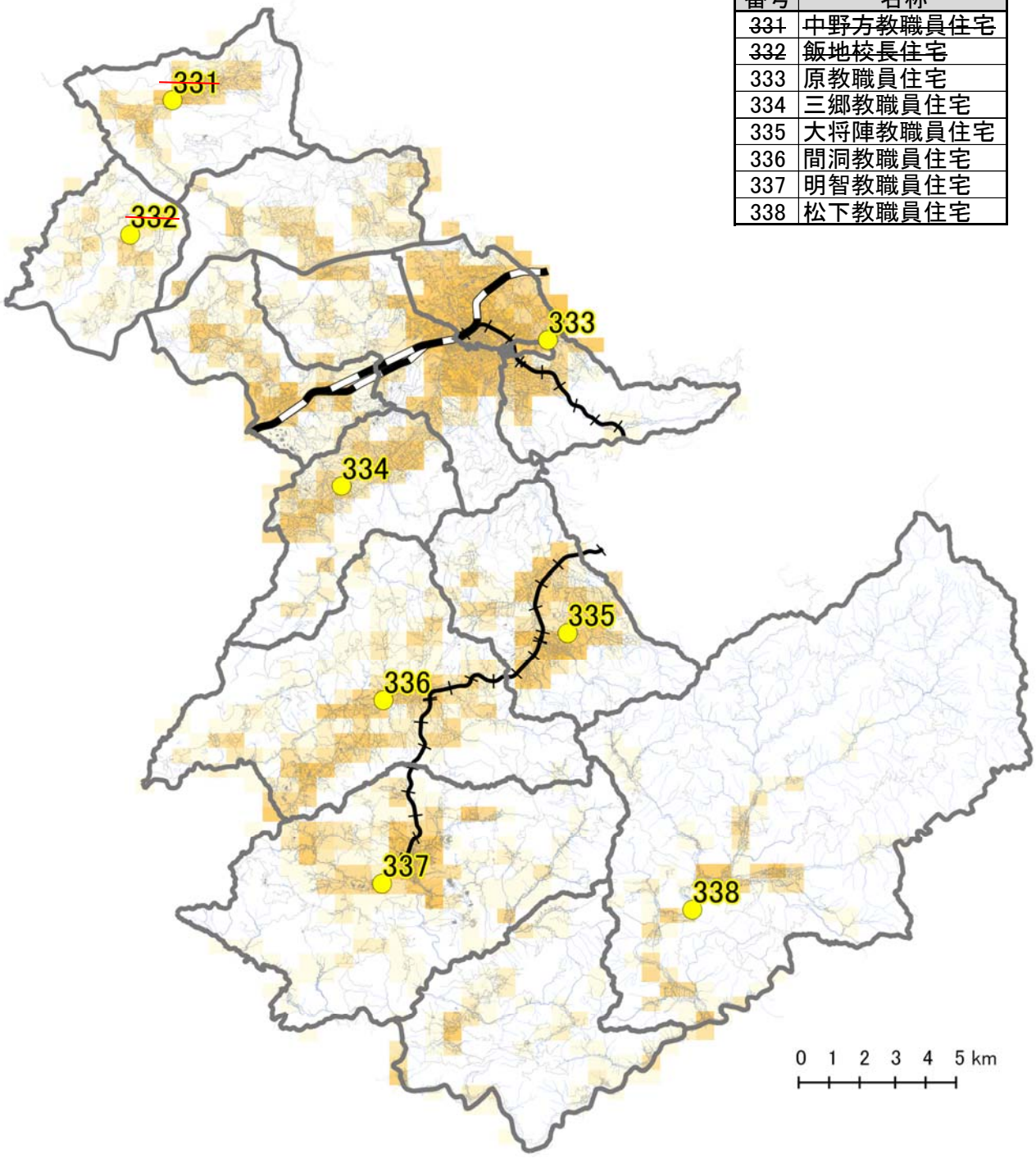

必要な教員住宅は確保しつつ、老朽化の伴う教職員住宅については廃止を検討していきます。廃止後は地域と利活用について検討していきます。

大分類	小分類
社会教育系施設	コミュニティセンター・市民会館・図書館

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、学ぶことができる場の提供を進め、学ぶ習慣の習得を目指します。
- 生涯学習のまちづくりを進めるために、「書に学ぶ」「求めて学ぶ」「学んで活かす」の３つの柱のもとに、読書に親しみ、学びをひろげ、学んだことを地域社会に生かす「市民三学運動」を推進する「三学のまち推進計画」を平成 22 年度に策定しました。

現在の施設状況

- 東野・三郷町・武並町・笠置町・中野方町・飯地町・串原・上矢作町のコミュニティセンターは振興事務所と統合しています。
- 市民会館以外の 11 コミュニティセンターには図書室があります。中央図書館（長島町）と連携して定期的な図書配送を行っており、コミュニティセンターでの予約図書受取と返却も可能になっています。
- 中央図書館は小中学校とも連携しており、教材や朝読書で使用する図書を配送しています。
- 市民会館（多目的施設）は、老朽化が原因となる修繕が続いています。

再配置の指針

- コミュニティセンターは直営施設として、振興事務所を含む他施設と統合し１施設多機能化を進め、地域の市民活動・生涯学習の拠点施設とします。
- 市民会館は中央公民館の管理下で貸館業務や講座開設を行います。
- 市民会館（多目的施設）は老朽化が進んでおり、安全対策のため他施設の利用を検討し同会館は廃止します。
- 中央図書館、コミュニティセンター図書室、小中学校の連携を今以上に推進し、市民の利便性向上を図ります。

目指す効果

- コミュニティセンターを「地域のまちづくりの拠点」として位置付け、サービス水準・利便性を向上します。

中央図書館を中心に連携し、図書を恵那市のどこでも身近に利用できるようにします。

社会教育系施設

番号	名称
339	中野方コミュニティセンター
340	飯地コミュニティセンター
341	笠置コミュニティセンター
342	武並コミュニティセンター
343	市民会館
344	中央図書館
345	市民会館（多目的施設）
346	東野コミュニティセンター
347	三郷コミュニティセンター
348	岩村コミュニティセンター
349	山岡コミュニティセンター
350	明智コミュニティセンター
351	串原コミュニティセンター
352	上矢作コミュニティセンター

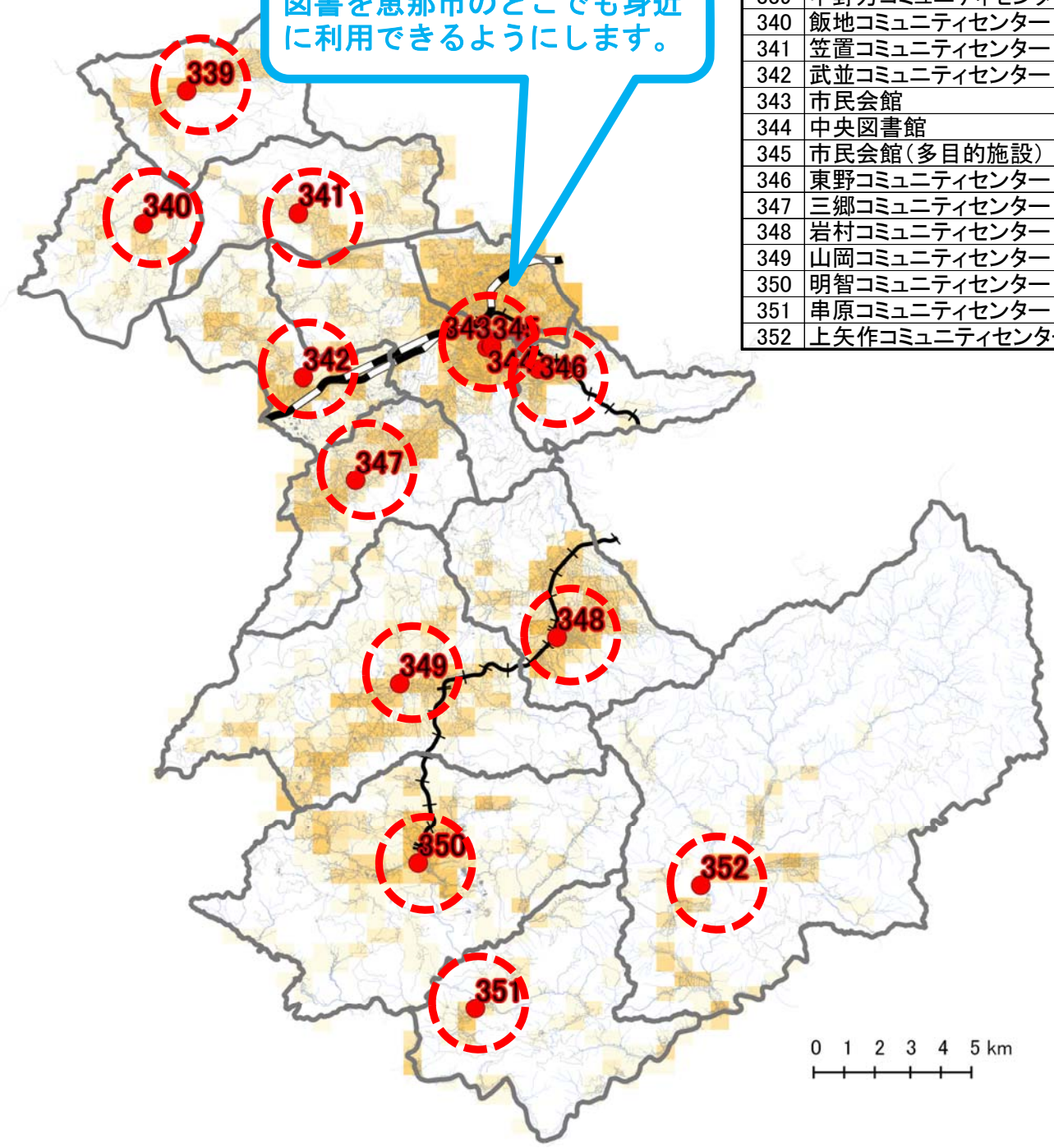

コミュニティセンターは周辺施設と統合して、１施設多機能化を進め、地域の市民活動・生涯学習の拠点施設とします。

大分類	小分類
レクリエーション・スポーツ系施設	スポーツ施設

恵那市の政策・計画

- 「第２次恵那市総合計画後期基本計画」では、多様な文化・スポーツなどに触れることができる機会の充実を図ります。また、様々な運動・スポーツ等の活動の質を高め、活動を活発にします。
- 「スポーツ推進計画」では、「スポーツで健幸まちづくり　恵那」を基本理念としています。

現在の施設状況

- まきがね公園運動施設、まきがね西グラウンド、まきがね西体育館などまきがね公園周辺のスポーツ施設と、Ｂ＆Ｇ海洋センターを中心とする山岡地区スポーツ施設及び明智地区スポーツ施設は、指定管理者制度により管理・運営を行っています。
- その他のスポーツ施設として、中野方グラウンド、毛呂窪グラウンド、毛呂窪体育館、笠置峡ボート・カヌー場、岩村グラウンド、上矢作グラウンド、上矢作体育館があり、直営施設として管理・運営を行っています。

再配置の指針

- まきがね公園運動施設は、総合スポーツ施設であるので、恵那市全体のスポーツ拠点施設として活用します。
- まきがね公園運動施設以外のスポーツ施設については、生活圏域施設として配置し、運動・スポーツ活動の場を提供します。また、地域拠点施設である学校開放施設やコミュニティセンター等の身近な公共施設を活用して、運動・スポーツ活動の場を提供します。

目指す効果

- 市民の運動・スポーツ環境を整備し、健幸まちづくりを推進します。

スポーツ施設

番号	名称
353	中野方グラウンド
354	毛呂窪グラウンド
355	毛呂窪体育館
356	まきがね公園　体育館
357	まきがね公園　野球場
358	まきがね公園　多目的グラウンド
359	まきがね公園　テニスコート
360	まきがね公園　弓道場
361	まきがね西グラウンド
362	まきがね西体育館
~~363~~	~~東野運動広場~~
364	岩村グラウンド
365	山岡グラウンド
366	山岡テニスコート
367	山岡弓道場
368	山岡マレットゴルフ場
369	山岡Ｂ＆Ｇ海洋センター
370	明智グラウンド
371	明智弓道場
372	明智Ｂ＆Ｇ海洋センター
373	明智武道館
374	串原弓道場
375	くしはら温泉軽スポーツ施設
376	上矢作体育館
377	上矢作グラウンド
378	上矢作弓道場
379	上矢作プール
380	上矢作テニスコート
459	笠置峡ボート･カヌー場

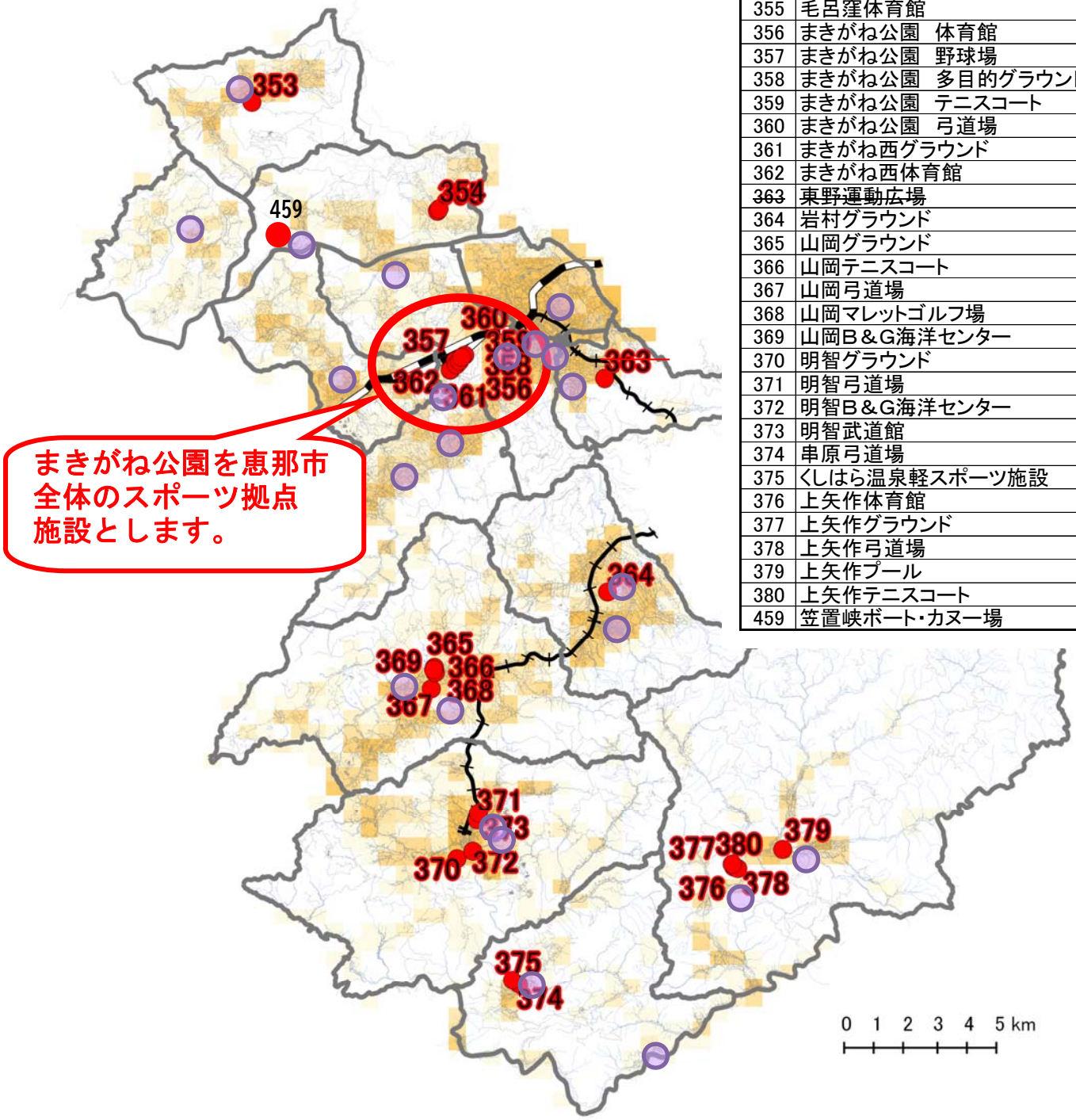

まきがね公園を恵那市全体のスポーツ拠点施設とします。

既存のスポーツ施設を生活圏域施設として配置し、運動・スポーツ活動の場を提供します。

大分類	小分類
医療系施設	医療施設

恵那市の政策・計画

- 適正な医療が確保され市民が安心して安定的に医療サービスを受けることができるように、公立医療機関の施設整備と医療体制の充実を図ります。
- 緊急時にもスムーズに対応できるように、近隣の医療機関や市内の医療機関との連携を強化します。

現在の施設状況

- 市立恵那病院（大井町）は、平成 15 年の移譲受入れ以降、公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者となり管理運営を行っています。
- 市立恵那病院（大井町）は、平成 28 年 11 月に新施設が完成し、市の中核病院として地域包括医療、救急医療を展開するとともに、市民の要望により産婦人科、血液浄化センター、腫瘍総合ケアセンター、健康管理センターを開設し、更なる医療機能の充実、強化を図っています。
- 国保上矢作病院は、恵南地区唯一の病院であり、保健・福祉・介護等に至る包括的な医療を展開しています。
- 地域医療を実施する６つの診療所は、いずれも地域医療の中心施設としての役割を担っています。

再配置の指針

- 市立恵那病院を市の中核的病院とし、他の医療機関との連携など、市の医療サービスを確保します。
- 国民健康保険診療所は、継続して運営し、へき地医療の提供、医師確保等の状況に応じて管理運営方法を検討します。
- 令和５年度「恵那市地域医療ビジョン策定委員会」にて方向性を検討します。

目指す効果

- 病院や診療所との連携など地域の医療体制の充実を図り、市民ニーズに対応します。

医療施設

番号	名称
381	国民健康保険飯地診療所
382	市立恵那病院
383	国民健康保険三郷診療所
384	国民健康保険岩村診療所
385	国民健康保険山岡診療所
386	国民健康保険串原診療所
387	国民健康保険上矢作病院
388	国民健康保険上矢作歯科診療所

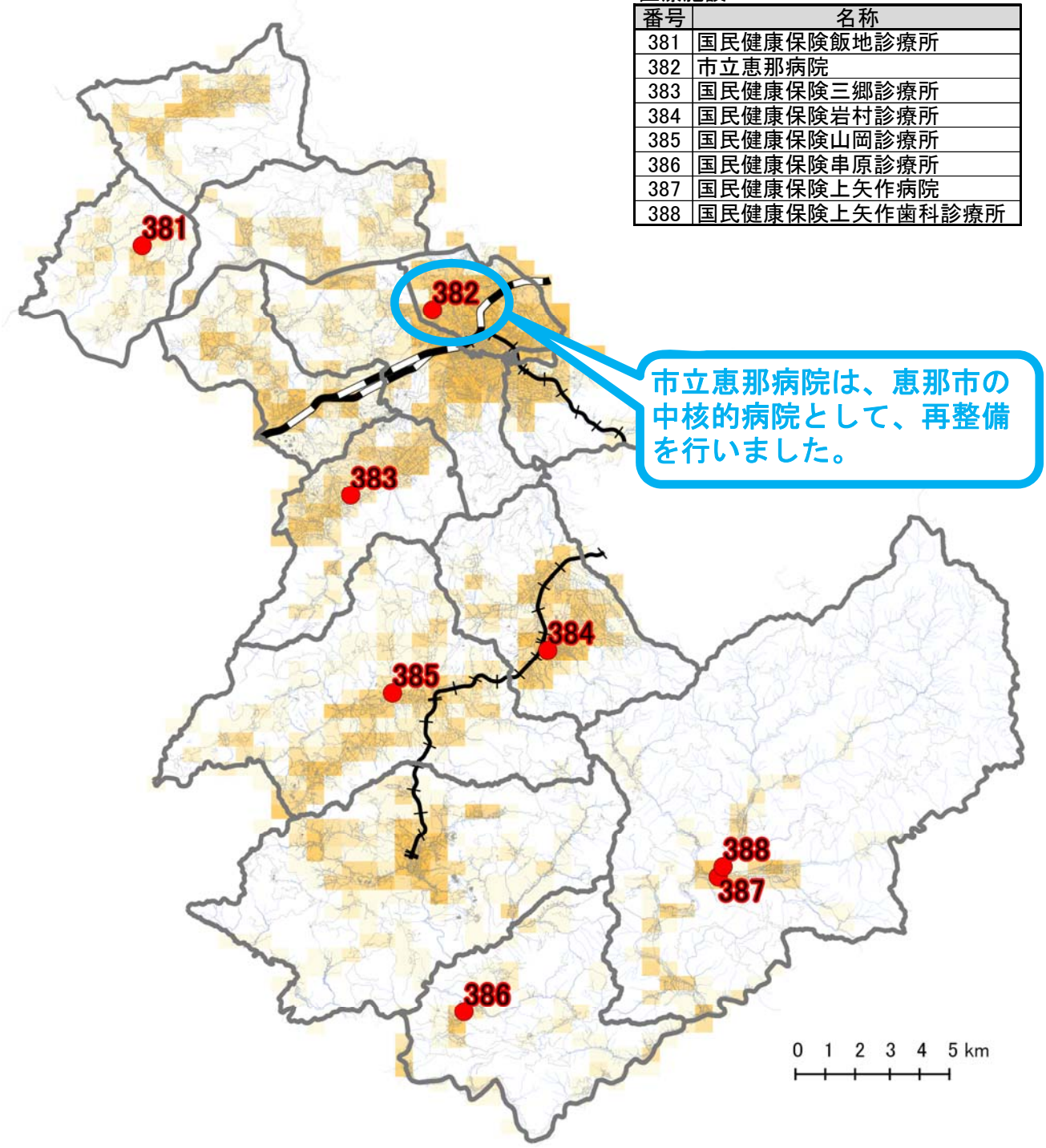

市立恵那病院は、恵那市の中核的病院として、再整備を行いました。

市立恵那病院を市の中核的病院とし、病病・病診連携などにより、市の医療サービスを確保します。

診療所は原則、直営施設として継続して運営し、医師確保等の状況に応じて管理運営方法を検討します。

大分類	小分類
インフラ系施設	上水道施設

恵那市の政策・計画

- 安全で安定したおいしい水を持続的に供給するため、老朽施設、老朽管の更新を進めます。
- 地震被災時においても、基幹病院や避難所となる小中学校などへ水道水を供給できるよう基幹管路の耐震化を進めます。
- 行財政改革の取組として、水道施設の拡張・統合により給水区域の見直しを行い、施設の休廃止や経営の効率化を進めます。

現在の施設状況

- 恵那市水道事業は、平成29年度から各簡易水道事業と飲料水供給施設を上水道事業に統合し、企業会計で経営しています。
- 水道水の供給は、岐阜県東部広域水道からの受水と 26 の浄水場から、配水池などの施設を経由して各戸へ給水しており、水道普及率は令和４年度末現在 98.1%となっています。
- 水道施設は、取水場、浄水施設、配水池、ポンプ場など複数の施設で構成され、運転管理業務を民間へ委託しています。
- 水道管は、導水管、送水管、配水管があり、令和４年度末現在、総延長で約952kmの水道管があります。

再配置の指針

- 水道施設は、直営施設として、安定的に水が供給できるよう進めます。
- 浄水場、施設の再編による水道事業の効率化を進めます。

目指す効果

- 安心安全な水を安定的に供給します。
- 地震などの災害に強い施設を目指します。

浄水場の再編による水道事業の効率化を進めます。

上水道施設

番号	名称
389	中野方浄水場
390	飯地浄水場
391	毛呂窪浄水場
392	大崎浄水場
393	小野川浄水場
394	岩村浄水場
~~395~~	~~飯羽浄水場~~
396	富田浄水場
397	兼平浄水場
398	下手向浄水場
~~399~~	~~中田浄水場~~
~~400~~	~~西原浄水場~~
401	笹平浄水場
402	久保原浄水場
403	石原田浄水場
404	吉良見浄水場
~~405~~	~~矢請浄水場~~
406	静波浄水場
407	横通浄水場
408	柏尾浄水場
409	戸中浄水場
410	中沢浄水場
411	岩倉浄水場
412	閑羅瀬浄水場
413	上矢作浄水場
414	島浄水場
415	漆原浄水場
416	下原田浄水場
417	宇連浄水場
453	木の実浄水場

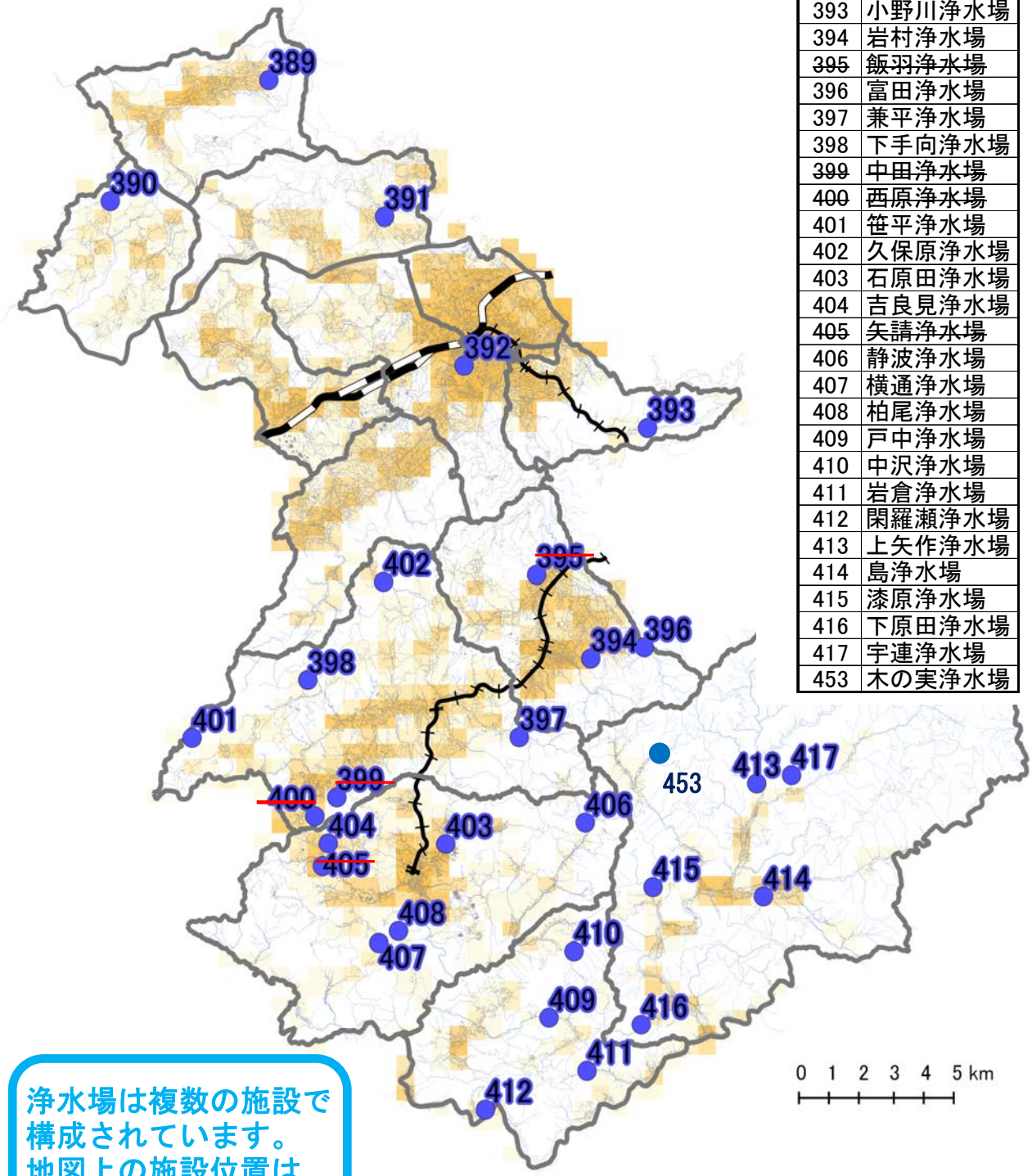

浄水場は複数の施設で構成されています。
地図上の施設位置は、浄水施設の位置です。

大分類	小分類
インフラ系施設	下水道施設

恵那市の政策・計画

- 衛生的で快適な環境とするため、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽により河川などの水質汚濁を抑制し、生活環境の汚染や公害に対する対策を行うとともに、持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組みます。
- 「環境基本計画」における水環境の保全への取組として、公共下水道及び農業集落排水施設の整備と未接続世帯への普及促進を行い、下水道未整備地区へは合併処理浄化槽設置の補助を継続します。

現在の施設状況

- 恵那市下水道事業は、令和２年度から企業会計で経営しています。
- 公共下水道、農業集落排水施設の対象地域以外の生活排水処理は、合併処理浄化槽で行われています。
- 恵那市の汚水処理人口普及率（公共下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽の汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合）は 88.2%で、岐阜県全体の 94.0%を下回っています（令和４年度末時点。岐阜県下水道発表資料参照）。
- 農業集落排水施設及び浄化槽の汚泥や、汲み取り式便所のし尿については、藤花苑と恵南衛生センターで処理しています。
- 下水道事業は、建設の時代から維持管理の時代へ移行しています。

再配置の指針

- 下水道施設は、直営施設として、市域で快適な環境を提供します。
- 下水道事業の効率化のため、市内の下水処理施設の統廃合の検討を行います。

目指す効果

- 衛生的で快適な環境を推進します。

下水道施設

番号	名称
418	竹折浄化センター
419	千田川クリーンセンター
420	河鹿橋中継ポンプ場 （大井町長島組集会所）
421	恵那市浄化センター
422	アクアパーク恵那峡
423	東野クリーンセンター
424	岩村浄化センター
427	明智浄化センター
428	門野浄化センター
429	上矢作浄化センター
430	下・小田子浄化センター

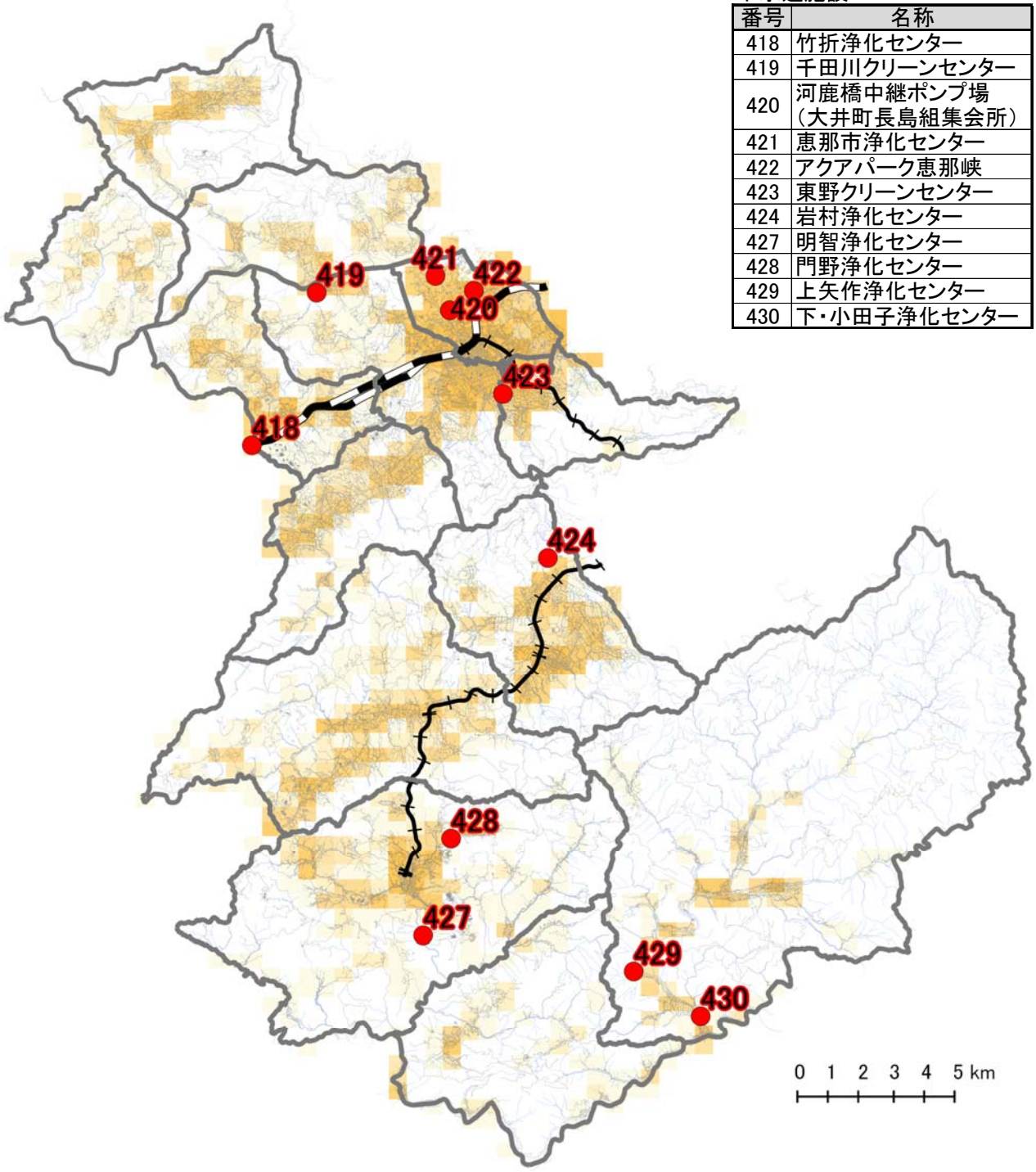

農業集落排水処理施設を下水処理場へ統合することを検討します。

大分類	小分類
供給処理系施設	環境衛生施設 （ゴミ・し尿処理、火葬場）

恵那市の政策・計画

- 「環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が協働してごみの減量化に努めるとともに、資源化に向けた取組を推進します。
- し尿処理などの環境衛生施設は、老朽化対策や効率性の観点から施設の統廃合を進め、効率的な運用に努めます。

現在の施設状況

- 廃棄物の破砕や、紙・金属・ガラスなどの再資源化を行う中間処理施設は、長島町にエコセンター恵那、恵那市リサイクルセンターの２施設と、明智町に恵南クリーンセンターあおぞらがあります。エコセンター恵那は可燃ごみを RDF（廃棄物固形燃料）に加工し、恵那市リサイクルセンターは不燃ごみ・資源ごみの処理を行っています。恵南クリーンセンターあおぞらは平成 22 年度以降処理を休止しており、市民が廃棄物を直接持ち込む際の受入れ窓口として運用しています。
- 長島町のふれあいエコプラザは、Reduce（ゴミの量抑制）・Reuse（繰り返し利用）・Recycle（資源再利用）の３R 推進拠点として、環境学習や３R の啓発活動を行うとともに、リユース品やリサイクル品の受入れを行っています。
- 最終処分場は、笠置町の一般廃棄物最終処分場が平成 31 年 4 月から稼働中です。同じ笠置町にあった旧処分場は浄化施設のみ稼働中です。また、恵南一般廃棄物最終処分場は、埋め立てを終了しており、廃止に向けて手続きを進めています。
- し尿処理施設は、武並町の藤花苑と明智町の恵南衛生センターの２施設があります。藤花苑は平成８年の供用開始から令和４年度末で 27 年が経過していることから、施設の老朽化等が課題となっています。このことから、今後の施設のあり方について検討します。恵南衛生センターは老朽化のため平成 26 年４月に新施設に移行しました。
- 火葬場は東野地内にえな斎苑があります。修繕計画に基づいた定期的な補修を行い、適正な維持管理に努めています。

再配置の指針

- 環境衛生施設は、現状のサービスの提供方法を継続し、市域施設としての役割を果たしていきますが、将来に渡っては広域的な連携及び公民連携も検討します。

目指す効果

- 快適で衛生的な市民生活が送れるように効率的で効果的なサービスを提供します。

環境衛生施設

番号	名称
~~431~~	~~恵那市一般廃棄物最終処分場(旧)~~
432	恵那市一般廃棄物最終処分場
433	藤花苑
434	エコセンター恵那
435	恵那市リサイクルセンター
436	ふれあいエコプラザ
437	えな斎苑
438	恵南一般廃棄物最終処分場 (埋め立て終了)
439	恵南クリーンセンターあおぞら
~~440~~	~~恵南衛生センター(旧)~~
441	恵南衛生センター

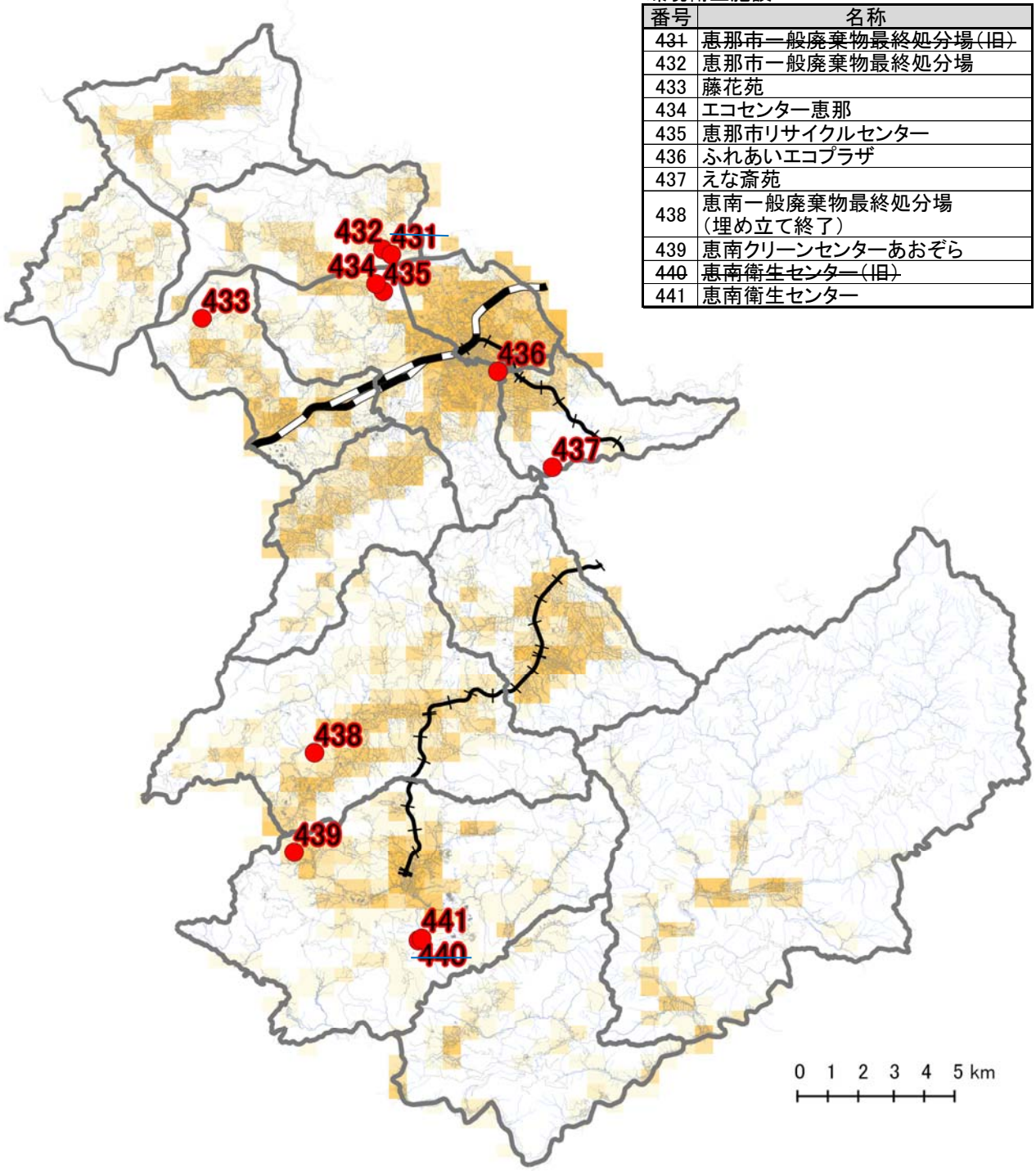

広域的な連携及び公民連携も検討します。

大分類	小分類
供給処理系施設	墓地

現在の施設状況

- 市営墓地は岩村町に１か所、明智町に７か所あります。
- 市営墓地には建物は無く、墓地の維持管理は利用者が行っています。

再配置の指針

- 墓地は、直営施設として継続していきます。

墓地

番号	名称
442	丸山共同墓地
443	両家墓地
444	徳間墓地
445	第1・第2阿弥陀ケ入墓地
446	荒井墓地
447	長楽寺墓地
448	正住地墓地
449	法明墓地

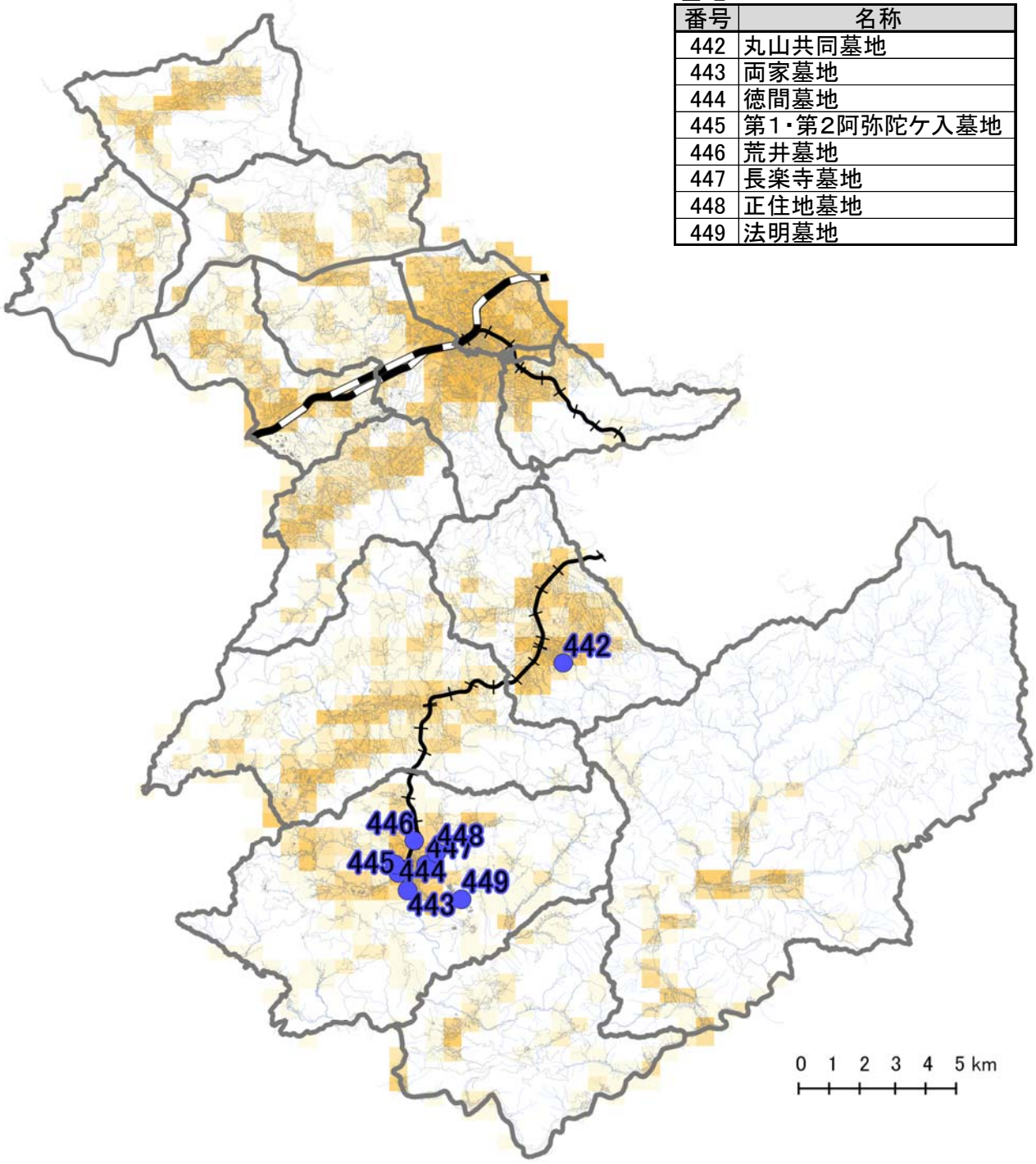

今後も市営の墓地として運営します。

恵那市公共施設等総合管理計画

発　行／平成 29 年　３月策定
　　令和　４年　３月改訂
　　令和　６年　３月改訂
発行者／恵那市役所
住　所／〒５０９－７２９２
　　岐阜県恵那市長島町正家一丁目１番地１
ＴＥＬ／０５７３－２６－２１１１
ＦＡＸ／０５７３－２６－４７９９